

令和6年7月

第213回国会（常会）  
通過議案要旨集

衆議院調査局

◎本要旨集は、両院を通過（成立）した議案要旨等について、  
令和6年6月23日現在で取りまとめたものです。

なお、この電子ファイルには、取りまとめ日（6月23日）の後に公布された法律の公布日及び法律番号も記載しました。

# 目 次

I 第213回国会（常会）議案審議等概況	1
II 第213回国会（常会）議案審査経過	
○閣法	3
○衆法	9
○参法	21
○予算	22
○条約	23
○承認	24
○承諾	24
○決算・国有財産等	25
○決議案	26
III 両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等	
○内閣委員会	29
○総務委員会	41
○法務委員会	57
○外務委員会	70
○財務金融委員会	81
○文部科学委員会	89
○厚生労働委員会	92
○農林水産委員会	101
○経済産業委員会	115
○国土交通委員会	129
○環境委員会	148
○安全保障委員会	155
○予算委員会	158
○決算行政監視委員会	167
○政治改革に関する特別委員会	177
○地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会	180
IV 決議案	195
V 通過議案概要一覧	197
VI 決算等概要一覧	217
【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧	219

「【参考】衆議院における閉会中審査議案概要一覧」における会派の略称と正式名称は次のとおりです。

会派略称	会派名
自民 立民（～令和4年8月8日） 立憲（令和4年8月8日～） 維新（～令和6年1月16日） 維教（令和6年1月16日～） 公明 共産 国民 有志 れ新 無	自由民主党 （～令和5年2月13日） 自由民主党・無所属の会 （令和5年2月13日～） 立憲民主党・無所属 日本維新の会 日本維新の会・教育無償化を実現する会 公明党 日本共産党 国民民主党・無所属クラブ 有志の会 れいわ新選組 無所属

# I 第213回国会（常会）議案審議等概況

## 1 会期

令和6年1月26日から6月23日までの150日間

## 2 議案件数

閣 法	62件（成立 61件、参議院継続 1件）
衆 法	127件（成立 8件、継続 108件、否決 4件、撤回 4件、審査未了 3件）
参 法	13件（参議院審査未了 3件、参議院未付託未了 10件）
予 算	3件（成立 3件）
条 約	11件（承認 11件）
承 認	1件（承認 1件）
承 諾	11件（承諾 6件、継続 5件）
決 算 等	12件（本院議了 9件、審査未了 3件）
決 議 案	5件（可決 1件、否決 4件）
(参考)	
委員会決議	6件（総務委員会、厚生労働委員会、国土交通委員会、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会）



## Ⅱ 第 213 回 国 会 (常会) 議 案 審 査 経 過

[閣 法]

※太字は成立議案

提出回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果		
213	所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第1号)	財務金融	2/13	3/2	可決	有	3/2	可決	3/28	可決	3/28	可決	3/30 (8)	
213	地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第2号)	総務	2/15	3/2	可決		3/2	可決	3/28	可決	3/28	可決	3/30 (4)	
213	地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第3号)	総務	2/15	3/2	可決		3/2	可決	3/28	可決	3/28	可決	3/30 (5)	
213	関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第4号)	財務金融	3/7	3/15	可決	有	3/19	可決	3/29	可決	3/29	可決	3/30 (9)	
213	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第5号)	財務金融	3/26	4/3	可決	有	4/4	可決	4/11	可決	4/12	可決	4/17 (16)	
213	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第6号)	外務	3/13	3/15	可決		3/19	可決	3/27	可決	3/28	可決	3/30 (3)	
213	二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法案(内閣提出第7号)	外務	3/14	3/22	可決		3/26	可決	3/29	可決	3/29	可決	3/30 (11)	
213	国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第8号)	財務金融	4/5	4/9	可決	有	4/11	可決	4/25	可決	4/26	可決	5/15 (22)	
213	生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案(内閣提出第9号)	厚生労働	3/12	3/27	修正	有	3/29	修正	4/16	可決	4/17	可決	4/24 (21)	
213	雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第10号)	厚生労働	3/29	4/10	可決	有	4/11	可決	5/9	可決	5/10	可決	5/17 (26)	
213	奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第11号)	国土交通	3/12	3/15	可決	有	3/19	可決	3/29	可決	3/29	可決	3/30 (6)	
213	広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第12号)	国土交通	4/16	4/19	可決	有	4/25	可決	5/14	可決	5/15	可決	5/22 (31)	

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日 (法律番号)	
		委員会					本会議		委員会		本会議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果		
213	特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	安全保障	3/11	3/15	可決		3/19	可決	3/22	可決	3/28	可決	3/30 (7)	
213	防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）	安全保障	4/4	4/11	可決		4/16	可決	5/9	可決	5/10	可決	5/17 (24)	
213	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）	法務	3/12	3/15	可決	有	3/19	可決	4/4	可決	4/5	可決	4/12 (14)	
213	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案（内閣提出第16号）	経済産業	3/12	4/5	可決	有	4/9	可決	5/16	可決	5/17	可決	5/24 (37)	
213	二酸化炭素の貯留事業に関する法律案（内閣提出第17号）	経済産業	3/12	4/5	可決	有	4/9	可決	5/16	可決	5/17	可決	5/24 (38)	
213	都市緑地法等の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）	国土交通	5/7	5/10	可決	有	5/14	可決	5/21	可決	5/22	可決	5/29 (40)	
213	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）	国土交通	3/21	4/10	可決	有	4/11	可決	4/25	可決	4/26	可決	5/15 (23)	
213	令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律案（内閣提出第20号）	財務金融	2/16	2/16	可決		2/20	可決	2/21	可決	2/21	可決	2/21 (1)	
213	地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）	総務	2/16	2/16	可決		2/20	可決	2/21	可決	2/21	可決	2/21 (2)	
213	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）	地域・こども・デジタル	4/2	4/18	可決	有	4/19	可決	6/4	可決	6/5	可決	6/12 (47)	
213	新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）	経済産業	4/5	4/26	可決	有	5/7	可決	5/30	可決	5/31	可決	6/7 (45)	
213	重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案（内閣提出第24号）	内閣	3/19	4/5	修正	有	4/9	修正	5/9	可決	5/10	可決	5/17 (27)	

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日 (法律番号)	
		委員会					本会議		委員会		本会議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果		
213	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）	内閣	3/19	4/5	可決	有	4/9	可決	5/9	可決	5/10	可決	5/17 (28)	
213	食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）	農林水産	3/26	4/18	修正	有	4/19	修正	5/28	可決	5/29	可決	6/5 (44)	
213	食料供給困難事態対策法案（内閣提出第27号）	農林水産	4/24	5/21	可決	有	5/23	可決	6/13	可決	6/14	可決	6/21 (61)	
213	食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）	農林水産	4/24	5/21	可決	有	5/23	可決	6/13	可決	6/14	可決	6/21 (62)	
213	地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）	地域・こども・デジタル	3/18	3/26	可決		3/29	可決	4/5	可決	4/12	可決	4/19 (17)	
213	銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）	内閣	4/16	4/19	可決	有	4/25	可決	6/6	可決	6/7	可決	6/14 (48)	
213	地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）	総務	5/7	5/28	修正	有	5/30	修正	6/18	可決	6/19	可決	6/26 (65)	
213	放送法の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）	総務	4/9	4/25	可決		5/7	可決	5/16	可決	5/17	可決	5/24 (36)	
213	日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）	総務	4/1	4/4	可決	有	4/5	可決	4/16	可決	4/17	可決	4/24 (20)	
213	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）	総務	4/8	4/18	修正	有	4/19	修正	5/9	可決	5/10	可決	5/17 (25)	
213	学校教育法の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）	文部科学	4/16	4/19	可決	有	4/25	可決	6/6	可決	6/7	可決	6/14 (50)	
213	消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案（内閣提出第36号）	経済産業	5/23	5/29	可決	有	5/30	可決	6/18	可決	6/19	可決	6/26 (67)	
213	風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律案（内閣提出第37号）	安全保障	4/15	4/18	可決		4/19	可決	5/16	可決	5/17	可決	5/24 (39)	

提出回次	議案件名	衆議院							参議院			公布日 (法律番号)	
		委員会					本会議		委員会		本会議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
213	道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第38号)	内閣	4/9	4/12	可決	有	4/16	可決	5/16	可決	5/17	可決	5/24 (34)
213	自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第39号)	内閣	4/9	4/12	可決		4/16	可決	5/16	可決	5/17	可決	5/24 (35)
213	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出第40号)	地域・こども・デジタル	4/19	4/25	可決	有	5/7	可決	5/29	可決	5/31	可決	6/7 (46)
213	再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律案(内閣提出第41号)	厚生労働	5/8	5/15	可決		5/21	可決	6/6	可決	6/7	可決	6/14 (51)
213	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第42号)	環境	4/18	5/24	可決	有	5/28	可決	6/11	可決	6/12	可決	6/19 (56)
213	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案(内閣提出第43号)	環境	3/14	3/29	可決	有	4/2	可決	4/11	可決	4/12	可決	4/19 (18)
213	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第44号)(参議院送付)	内閣	5/7	5/10	可決	有	5/14	可決	4/4	可決	4/5	可決	5/22 (29)
213	公益信託に関する法律案(内閣提出第45号)(参議院送付)	内閣	5/7	5/10	可決	有	5/14	可決	4/4	可決	4/5	可決	5/22 (30)
213	総合法律支援法の一部を改正する法律案(内閣提出第46号)(参議院送付)	法務	4/15	4/17	可決	有	4/18	可決	4/11	可決	4/12	可決	4/24 (19)
213	民法等の一部を改正する法律案(内閣提出第47号)	法務	3/14	4/12	修正	有	4/16	修正	5/16	可決	5/17	可決	5/24 (33)
213	農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律案(内閣提出第48号)	農林水産	4/24	5/21	可決	有	5/23	可決	6/13	可決	6/14	可決	6/21 (63)
213	漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第49号)	農林水産	5/28	6/5	可決	有	6/6	可決	6/18	可決	6/19	可決	6/26 (66)

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日 (法律番号)	
		委員会					本会議		委員会		本会議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果		
213	特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）	農林水産	3/12	3/21	可決	有	3/26	可決	4/4	可決	4/5	可決	4/12 (15)	
213	建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）	国土交通	5/14	5/22	可決	有	5/23	可決	6/6	可決	6/7	可決	6/14 (49)	
213	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）（参議院送付）	国土交通	5/23	5/29	可決	有	5/30	可決	4/4	可決	4/5	可決	6/5 (43)	
213	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第53号）	内閣	5/21	5/24	可決	有	5/28	可決				閉会中審査		
213	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）	厚生労働	4/11	4/26	可決	有	5/7	可決	5/23	可決	5/24	可決	5/31 (42)	
213	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第55号）	地域・こども・デジタル	5/23	5/30	可決		6/4	可決	6/7	可決	6/12	可決	6/19 (53)	
213	金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）	財務金融	4/11	4/26	可決	有	5/7	可決	5/14	可決	5/15	可決	5/22 (32)	
213	事業性融資の推進等に関する法律案（内閣提出第57号）	財務金融	5/7	5/17	可決	有	5/21	可決	6/6	可決	6/7	可決	6/14 (52)	
213	出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）	法務	4/16	5/17	可決	有	5/21	可決	6/13	可決	6/14	可決	6/21 (59)	
213	出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）	法務	4/16	5/17	修正	有	5/21	修正	6/13	可決	6/14	可決	6/21 (60)	
213	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案（内閣提出第60号）	環境	4/4	4/12	可決	有	4/16	可決	5/21	可決	5/22	可決	5/29 (41)	

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日 (法律番号)	
		委員会					本会議		委員会		本会議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果		
213	学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案（内閣提出第61号）	地域・こども・デジタル	5/9	5/22	可決	有	5/23	可決	6/18	可決	6/19	可決	6/26 (69)	
213	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案（内閣提出第62号）	経済産業	5/14	5/22	可決	有	5/23	可決	6/11	可決	6/12	可決	6/19 (58)	

[衆 法]

提出回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
207	揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るために東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する等の法律案（足立康史君外2名提出、第207回国会衆法第2号）	財務金融	1/26					閉会中審査					
207	現下の揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るために揮発油税等に関する法律の臨時特例等に関する法律案（末松義規君外6名提出、第207回国会衆法第3号）	財務金融	1/26					閉会中審査					
207	自衛隊法及び海上保安庁法の一部を改正する法律案（前原誠司君外2名提出、第207回国会衆法第9号）	安全保障	1/26		審査未了								
207	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた低所得者に対する特別給付金の支給に関する法律案（中谷一馬君外13名提出、第207回国会衆法第10号）	内閣	1/26					閉会中審査					
207	領域等の警備及び海上保安体制の強化に関する法律案（篠原豪君外14名提出、第207回国会衆法第11号）	安全保障	1/26					閉会中審査					
208	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者等に対する緊急の支援に関する法律案（山岡達丸君外9名提出、第208回国会衆法第3号）	経済産業	1/26					閉会中審査					
208	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている観光関連事業者に対する緊急の支援に関する法律案（小宮山泰子君外7名提出、第208回国会衆法第6号）	国土交通	1/26					閉会中審査					
208	日本放送協会改革推進法案（中司宏君外2名提出、第208回国会衆法第17号）	総務	1/26					閉会中審査					

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日 (法律番号)	
		委員会					本会議		委員会		本会議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果		
208	特定土砂等の管理に関する法律案(足立康史君外2名提出、第208回国会衆法第18号)	国土交通	1/26					閉会中審査						
208	土砂等の置場の確保に関する法律案(足立康史君外2名提出、第208回国会衆法第19号)	国土交通	1/26					閉会中審査						
208	戦争等避難者に係る出入国管理及び難民認定法の特例等に関する法律案(鈴木庸介君外5名提出、第208回国会衆法第22号)	法務	1/26					閉会中審査						
208	所得税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(末松義規君外9名提出、第208回国会衆法第23号)	財務金融	1/26					閉会中審査						
208	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者に対する金融の円滑化の促進に関する法律案(落合貴之君外9名提出、第208回国会衆法第24号)	経済産業	1/26					閉会中審査						
208	保育等従業者的人材確保のための待遇の改善等に関する特別措置法案(岡本あき子君外12名提出、第208回国会衆法第28号)	地域・こども・デジタル	1/26					閉会中審査						
208	介護・障害福祉従事者的人材確保に関する特別措置法案(早稲田ゆき君外16名提出、第208回国会衆法第30号)	厚生労働	1/26	4/10	撤回許可									
208	現下の物価の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響を緩和するために講ずべき国民負担の軽減等に関する措置に関する法律案(足立康史君外2名提出、第208回国会衆法第32号)	財務金融	1/26		審査未了									
208	日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外3名提出、第208回国会衆法第34号)	憲法審査会	1/26					閉会中審査						
208	自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案(重徳和彦君外15名提出、第208回国会衆法第35号)	経済産業	1/26					閉会中審査						

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日 (法律番号)	
		委員会					本会議		委員会		本会議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果		
208	インターネット誹謗中傷対策の推進に関する法律案(岩谷良平君外4名提出、第208回国会衆法第36号)	総務	1/26					閉会中審査						
208	公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(落合貴之君外4名提出、第208回国会衆法第39号)	政治改革	1/26					閉会中審査						
208	公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案(落合貴之君外6名提出、第208回国会衆法第40号)	厚生労働	1/26					閉会中審査						
208	国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(金子恵美君外4名提出、第208回国会衆法第44号)	農林水産	1/26					閉会中審査						
208	国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(金子恵美君外4名提出、第208回国会衆法第45号)	農林水産	1/26					閉会中審査						
208	中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案(後藤祐一君外8名提出、第208回国会衆法第46号)	経済産業	1/26					閉会中審査						
208	地方自治法の一部を改正する法律案(中司宏君外4名提出、第208回国会衆法第47号)	総務	1/26					閉会中審査						
208	政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(落合貴之君外4名提出、第208回国会衆法第48号)	政治改革	1/26	6/5	否決		6/6	否決						
208	政治資金規正法の一部を改正する法律案(落合貴之君外4名提出、第208回国会衆法第49号)	政治改革	1/26	5/22	撤回許可									
208	国家賠償法の一部を改正する法律案(階猛君外5名提出、第208回国会衆法第52号)	法務	1/26					閉会中審査						
208	民法の一部を改正する法律案(枝野幸男君外11名提出、第208回国会衆法第53号)	法務	1/26					閉会中審査						

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日 (法律番号)	
		委員会					本会議		委員会		本会議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果		
208	性暴力被害者の支援に関する法律案(阿部知子君外11名提出、第208回国会衆法第54号)	内閣	1/26					閉会中審査						
208	性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案(大河原まさこ君外10名提出、第208回国会衆法第55号)	内閣	1/26					閉会中審査						
208	分散型エネルギー利用の促進に関する法律案(山崎誠君外6名提出、第208回国会衆法第56号)	経済産業	1/26					閉会中審査						
208	国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関する法律案(田嶋要君外5名提出、第208回国会衆法第57号)	経済産業	1/26					閉会中審査						
208	多文化共生社会基本法案(中川正春君外6名提出、第208回国会衆法第58号)	内閣	1/26					閉会中審査						
208	消費税の減税その他の税制の見直しに関する法律案(小川淳也君外7名提出、第208回国会衆法第59号)	財務金融	1/26					閉会中審査						
208	特定人権侵害行為への対処に関する法律案(松原仁君外5名提出、第208回国会衆法第60号)	外務	1/26					閉会中審査						
210	国会法の一部を改正する法律案(笠浩史君外7名提出、第210回国会衆法第1号)	議院運営	1/26					閉会中審査						
210	国葬儀法案(青柳仁士君外3名提出、第210回国会衆法第2号)	内閣	1/26					閉会中審査						
210	通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故の防止その他の認定こども園等における幼児等の安全の確保のための措置等に関する法律案(青柳仁士君外9名提出、第210回国会衆法第3号)	地域・こども・デジタル	1/26					閉会中審査						
210	新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案(早稲田ゆき君外8名提出、第210回国会衆法第6号)	厚生労働	1/26					閉会中審査						

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日 (法律番号)	
		委員会					本会議		委員会		本会議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果		
210	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（三木圭恵君外2名提出、第210回国会衆法第7号）	安全保障	1/26					閉会中審査						
210	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（三木圭恵君外2名提出、第210回国会衆法第8号）	安全保障	1/26					閉会中審査						
210	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案（道下大樹君外10名提出、第210回国会衆法第11号）	厚生労働	1/26					閉会中審査						
210	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案（渡辺周君外11名提出、第210回国会衆法第13号）	議院運営	1/26					閉会中審査						
210	性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律の一部を改正する法律案（堀場幸子君外2名提出、第210回国会衆法第14号）	内閣	1/26	6/21	撤回許可									
210	子育て・若者緊急支援法案（青柳仁士君外8名提出、第210回国会衆法第18号）	地域・こども・デジタル	1/26					閉会中審査						
211	日本銀行法の一部を改正する法律案（青柳仁士君外3名提出、第211回国会衆法第1号）	財務金融	1/26					閉会中審査						
211	児童手当法の一部を改正する法律案（早稲田ゆき君外10名提出、第211回国会衆法第2号）	地域・こども・デジタル	1/26					閉会中審査						
211	民法の一部を改正する法律案（大河原まさこ君外5名提出、第211回国会衆法第3号）	法務	1/26					閉会中審査						
211	副首都機能の整備の推進に関する法律案（中司宏君外2名提出、第211回国会衆法第4号）	地域・こども・デジタル	1/26					閉会中審査						

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日 (法律番号)	
		委員会					本会議		委員会		本会議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果		
211	低所得である子育て世帯に対する緊急の支援に関する法律案（中谷一馬君外11名提出、第211回国会衆法第5号）	地域・こども・デジタル	1/26					閉会中審査						
211	特定教育・保育施設における保育教諭等の配置の充実のための措置に関する法律案（浦野靖人君外9名提出、第211回国会衆法第7号）	地域・こども・デジタル	1/26					閉会中審査						
211	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等の一部を改正する法律案（西村智奈美君外10名提出、第211回国会衆法第8号）	厚生労働	1/26					閉会中審査						
211	発電に関する原子力の利用に係る責任を明確化するための改革の推進に関する法律案（小野泰輔君外2名提出、第211回国会衆法第9号）	経済産業	1/26					閉会中審査						
211	電力の取引における公正な競争の促進に関する法律案（小野泰輔君外2名提出、第211回国会衆法第10号）	経済産業	1/26					閉会中審査						
211	学校給食法の一部を改正する法律案（菊田真紀子君外9名提出、第211回国会衆法第11号）	文部科学	1/26					閉会中審査						
211	児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（菊田真紀子君外11名提出、第211回国会衆法第15号）	地域・こども・デジタル	1/26					閉会中審査						
211	公立学校働き方改革の推進に関する法律案（城井崇君外10名提出、第211回国会衆法第22号）	文部科学	1/26					閉会中審査						
211	インターネット投票の導入の推進に関する法律案（落合貴之君外14名提出、第211回国会衆法第23号）	政治改革	1/26					閉会中審査						
211	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（守島正君外3名提出、第211回国会衆法第27号）	議院運営	1/26					閉会中審査						
211	国家公務員法の一部を改正する法律案（守島正君外14名提出、第211回国会衆法第28号）	内閣	1/26					閉会中審査						

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日 (法律番号)	
		委員会					本会議		委員会		本会議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果		
211	消費税の逆進性を緩和するための給付付き税額控除の導入等に関する法律案(階猛君外8名提出、第211回国会衆法第29号)	財務金融	1/26					閉会中審査						
211	持続可能な開発の目標の達成に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律案(櫻井周君外5名提出、第211回国会衆法第30号)	内閣	1/26					閉会中審査						
211	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(源馬謙太郎君外15名提出、第211回国会衆法第31号)	内閣	1/26					閉会中審査						
211	公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案(源馬謙太郎君外15名提出、第211回国会衆法第32号)	内閣	1/26					閉会中審査						
211	新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る対策の推進に関する法律案(小川淳也君外9名提出、第211回国会衆法第33号)	厚生労働	1/26					閉会中審査						
211	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種による健康被害の救済等に係る措置に関する法律案(早稻田ゆき君外9名提出、第211回国会衆法第34号)	厚生労働	1/26					閉会中審査						
211	宗教法人法の一部を改正する法律案(堀場幸子君外3名提出、第211回国会衆法第35号)	文部科学	1/26					閉会中審査						
211	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部を改正する法律案(堀場幸子君外3名提出、第211回国会衆法第36号)	法務	1/26					閉会中審査						
211	公益法人等に対する寄附を促進するための税制上の措置等に関する法律案(住吉寛紀君外3名提出、第211回国会衆法第37号)	財務金融	1/26					閉会中審査						
211	財政法の一部を改正する法律案(階猛君外6名提出、第211回国会衆法第38号)	財務金融	1/26					閉会中審査						

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日 (法律番号)	
		委員会					本会議		委員会		本会議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果		
211	我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するための経済財政等将来推計委員会の設置に関する法律案(階猛君外6名提出、第211回国会衆法第39号)	議院運営	1/26					閉会中審査						
211	国会法の一部を改正する法律案(階猛君外6名提出、第211回国会衆法第40号)	議院運営	1/26					閉会中審査						
211	保護者等による自動車内への子ども等の置き去りの防止に関する法律案(吉田統彦君外11名提出、第211回国会衆法第41号)	地域・こども・デジタル	1/26					閉会中審査						
211	国家公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外16名提出、第211回国会衆法第42号)	内閣	1/26					閉会中審査						
211	国家公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外16名提出、第211回国会衆法第43号)	内閣	1/26					閉会中審査						
211	公務員庁設置法案(大島敦君外16名提出、第211回国会衆法第44号)	内閣	1/26					閉会中審査						
211	地方公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外16名提出、第211回国会衆法第45号)	総務	1/26					閉会中審査						
211	地方公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外16名提出、第211回国会衆法第46号)	総務	1/26					閉会中審査						
211	我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案(青柳仁士君外3名提出、第211回国会衆法第47号)	内閣	1/26					閉会中審査						
211	国会法の一部を改正する法律案(古川元久君外5名提出、第211回国会衆法第48号)	議院運営	1/26					閉会中審査						
211	新型コロナウイルス感染症対策検証委員会法案(古川元久君外4名提出、第211回国会衆法第49号)	議院運営	1/26					閉会中審査						
211	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(中司宏君外3名提出、第211回国会衆法第50号)	議院運営	1/26					閉会中審査						

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日 (法律番号)	
		委員会					本会議		委員会		本会議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果		
212	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(中司宏君外1名提出、第212回国会衆法第2号)	議院運営	1/26					閉会中審査						
212	地方自治法の一部を改正する法律案(中司宏君外1名提出、第212回国会衆法第3号)	総務	1/26					閉会中審査						
212	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(早稲田ゆき君外10名提出、第212回国会衆法第5号)	地域・こども・デジタル	1/26					閉会中審査						
212	政治資金規正法の一部を改正する法律案(落合貴之君外3名提出、第212回国会衆法第6号)	政治改革	1/26					閉会中審査						
212	児童扶養手当法の一部を改正する法律案(菊田真紀子君外11名提出、第212回国会衆法第7号)	地域・こども・デジタル	1/26					閉会中審査						
212	選挙等改革の推進に関する法律案(守島正君外2名提出、第212回国会衆法第8号)	政治改革	1/26					閉会中審査						
212	特定遊興飲食高額債務問題対策の推進に関する法律案(吉田はるみ君外14名提出、第212回国会衆法第13号)	内閣	1/26					閉会中審査						
212	インターネット誹謗中傷による被害の救済に資するための弁護士等の報酬の補助に関する法律案(岩谷良平君外1名提出、第212回国会衆法第14号)	総務	1/26					閉会中審査						
212	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案(岩谷良平君外1名提出、第212回国会衆法第15号)	総務	1/26		審査未了									
212	放送法の一部を改正する法律案(岩谷良平君外1名提出、第212回国会衆法第16号)	総務	1/26					閉会中審査						
212	国会法の一部を改正する法律案(遠藤敬君外5名提出、第212回国会衆法第17号)	議院運営	1/26					閉会中審査						

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日 (法律番号)	
		委員会					本会議		委員会		本会議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果		
212	執行職職員給与制度改革推進法案(青柳仁士君外1名提出、第212回国会衆法第18号)	内閣	1/26					閉会中審査						
213	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(近藤和也君外8名提出、衆法第1号)	災害対策	6/20					閉会中審査						
213	就労支援給付制度の導入に関する法律案(階猛君外5名提出、衆法第2号)	厚生労働	6/20					閉会中審査						
213	令和6年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律案(地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出、衆法第3号)	審査省略				3/14	可決	3/29	可決	3/29	可決	3/30(10)		
213	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出、衆法第4号)	審査省略				3/14	可決	3/29	可決	3/29	可決	4/5(12)		
213	令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第5号)	審査省略				3/29	可決	4/2	可決	4/5	可決	4/5(13)		
213	訪問介護事業者に対する緊急の支援に関する法律案(柚木道義君外8名提出、衆法第6号)	厚生労働	4/16					閉会中審査						
213	介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(柚木道義君外8名提出、衆法第7号)	厚生労働	4/16					閉会中審査						
213	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案(野間健君外7名提出、衆法第8号)	内閣	6/20					閉会中審査						
213	サイバー安全保障態勢の整備の推進に関する法律案(堀場幸子君外2名提出、衆法第9号)	内閣	6/20					閉会中審査						

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日 (法律番号)	
		委員会					本会議		委員会		本会議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果		
213	外国人一般労働者雇用制度の整備の推進に関する法律案(階猛君外9名提出、衆法第10号)	法務	5/7	5/17	否決		5/21	否決						
213	デジタル歳入給付序の設置による内国税・保険料等の徴収等に関する業務及び公的給付の支給等に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(青柳仁士君外2名提出、衆法第11号)	内閣	6/20					閉会中審査						
213	食品衛生法の一部を改正する法律案(大西健介君外8名提出、衆法第12号)	厚生労働	6/20					閉会中審査						
213	政治資金規正法の一部を改正する法律案(鈴木馨祐君外5名提出、衆法第13号)	政治改革	5/21	6/5	修正	有	6/6	修正	6/18	可決	6/19	可決	6/26(64)	
213	政治資金規正法等の一部を改正する法律案(落合貴之君外10名提出、衆法第14号)	政治改革	5/21	6/5	否決		6/6	否決						
213	政治資金パーティーの開催の禁止に関する法律案(落合貴之君外7名提出、衆法第15号)	政治改革	5/21	6/5	否決		6/6	否決						
213	政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(青柳仁士君外1名提出、衆法第16号)	政治改革	5/22	6/5	撤回許可									
213	公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出、衆法第17号)	審査省略					5/23	可決	6/11	可決	6/12	可決	6/19(54)	
213	障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出、衆法第18号)	審査省略					5/30	可決	6/11	可決	6/12	可決	6/19(55)	
213	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第19号)	審査省略					5/30	可決	6/11	可決	6/12	可決	6/19(57)	
213	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(吉田はるみ君外7名提出、衆法第20号)	内閣	6/20					閉会中審査						

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日 (法律番号)	
		委員会					本会議		委員会		本会議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果		
213	手話言語法案(道下大樹君外13名提出、衆法第21号)	内閣	6/20					閉会中審査						
213	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出、衆法第22号)	審査省略					6/13	可決	6/18	可決	6/19	可決	6/26(68)	
213	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案(小宮山泰子君外6名提出、衆法第23号)	法務	6/20					閉会中審査						
213	新しい国のかたちの創造的改革の推進に関する基本法案(前原誠司君外3名提出、衆法第24号)	内閣	6/20					閉会中審査						
213	不払養育費の立替・取立制度の導入に関する法律案(米山隆一君外8名提出、衆法第25号)	法務	6/20					閉会中審査						
213	全世代にわたる教育無償化等の推進に関する法律案(馬場伸幸君外4名提出、衆法第26号)	内閣	6/20					閉会中審査						
213	高等学校等に係る教育無償化等の推進に関する法律案(馬場伸幸君外4名提出、衆法第27号)	文部科学	6/20					閉会中審査						
213	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(階猛君外6名提出、衆法第28号)	地域・こども・デジタル	6/20					閉会中審査						
213	性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律の一部を改正する法律案(堀場幸子君外3名提出、衆法第29号)	内閣	6/20					閉会中審査						
213	令和六年能登半島地震災害により被害を受けた建物の除却の円滑化に関する暫定措置法案(近藤和也君外12名提出、衆法第30号)	環境	6/20					閉会中審査						

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日 (法律番号)	
		委員会					本会議		委員会		本会議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果		
213	公職選挙法の一部を改正する法律案(浦野靖人君外3名提出、衆法第31号)	政治改革	6/20					閉会中審査						
213	水俣病問題の解決に向けて講すべき措置に関する法律案(近藤昭一君外14名提出、衆法第32号)	環境	6/20					閉会中審査						

## [参法]

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日 (法律番号)	
		委員会					本会議		委員会		本会議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果		
213	政治資金規正法の一部を改正する法律案(井上哲士君提出、参法第1号)									審査未了				
213	政党助成法を廃止する法律案(井上哲士君提出、参法第2号)									審査未了				
213	電気料金の高騰に対する当分の間の措置として電気の使用者に対して再生可能エネルギー電気に係る賦課金の請求が行われないようにするために講すべき措置等に関する法律案(大塚耕平君提出、参法第3号)											審議未了		
213	財政法の一部を改正する法律案(大塚耕平君提出、参法第4号)											審議未了		
213	揮発油価格高騰における揮発油税等税率特例停止措置の実施並びに揮発油税等税率特例の廃止及び脱炭素社会の実現等に資する税制の構築のための措置に関する法律案(浜口誠君提出、参法第5号)											審議未了		

提出回次	議案件名	衆議院						参議院			公布日 (法律番号)	
		委員会				本会議		委員会		本会議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
213	育児・介護二重負担者の支援に関する施策の推進に関する法律案(伊藤孝恵君提出、参法第6号)										審議未了	
	サイバー安全保障を確保するための能動的サイバー防御等に係る態勢の整備の推進に関する法律案(浜口誠君提出、参法第7号)										審議未了	
	自動車盜難対策等の推進に関する法律案(浜口誠君提出、参法第8号)										審議未了	
	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(浜口誠君提出、参法第9号)										審議未了	
	消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律案(田村まみ君提出、参法第10号)										審議未了	
	政治資金規正法等の一部を改正する法律案(竹詰仁君外1名提出、参法第11号)								審査未了			
	農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案(田名部匡代君外4名提出、参法第12号)										審議未了	
	地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案(川田龍平君外3名提出、参法第13号)										審議未了	

## [予算]

提出回次	議案件名	衆議院						参議院				
		委員会				本会議		委員会		本会議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日		
213	令和6年度一般会計予算	予算	1/26	3/2	可決	3/2	可決	3/28	可決	3/28	可決	
213	令和6年度特別会計予算	予算	1/26	3/2	可決	3/2	可決	3/28	可決	3/28	可決	
213	令和6年度政府関係機関予算	予算	1/26	3/2	可決	3/2	可決	3/28	可決	3/28	可決	

[条 約]

提出回次	議案件名	衆議院						参議院			
		委員会				本会議		委員会		本会議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
213	グローバル戦闘航空プログラム(GCAP)政府間機関の設立に関する条約の締結について承認を求める件(条約第1号)	外務	4/25	5/10	承認	5/14	承認	6/4	承認	6/5	承認
213	日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の締結について承認を求める件(条約第2号)	外務	5/14	5/17	承認	5/21	承認	6/11	承認	6/12	承認
213	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアンゴラ共和国との間の協定の締結について承認を求める件(条約第3号)	外務	4/2	4/5	承認	4/9	承認	4/23	承認	4/24	承認
213	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とギリシャ共和国との間の条約の締結について承認を求める件(条約第4号)	外務	4/2	4/5	承認	4/9	承認	4/23	承認	4/24	承認
213	経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める件(条約第5号)	外務	4/2	4/5	承認	4/9	承認	4/23	承認	4/24	承認
213	航空業務に関する日本国政府とクロアチア共和国との間の協定の締結について承認を求める件(条約第6号)	外務	5/14	5/17	承認	5/21	承認	6/11	承認	6/12	承認
213	社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求める件(条約第7号)	外務	5/14	5/17	承認	5/21	承認	6/11	承認	6/12	承認
213	刑事に関する共助に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約の締結について承認を求める件(条約第8号)	外務	5/14	5/17	承認	5/21	承認	6/11	承認	6/12	承認
213	国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求める件(条約第9号)	外務	4/23	4/26	承認	5/7	承認	5/23	承認	5/24	承認
213	欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求める件(条約第10号)	外務	4/23	4/26	承認	5/7	承認	5/23	承認	5/24	承認
213	1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書の2009年の改正の受諾について承認を求める件(条約第11号)	外務	4/23	4/26	承認	5/7	承認	5/23	承認	5/24	承認

| 23 |

[承 認]

提出回次	議案件名	衆議院							参議院			
		委員会					本会議		委員会		本会議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
213	放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求める件（内閣提出、承認第1号）	総務	3/13	3/21	承認	有	3/26	承認	3/29	承認	3/29	承認

[承 諾]

提出回次	議案件名	衆議院							参議院			
		委員会				本会議			委員会		本会議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
24	211 令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求める件）（第211回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/26	4/15	承諾	4/16	承諾	5/27	承諾	5/29	承諾	
	211 令和4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求める件）（第211回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/26	4/15	承諾	4/16	承諾	5/27	承諾	5/29	承諾	
	211 令和4年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求める件）（第211回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/26	4/15	承諾	4/16	承諾	5/27	承諾	5/29	承諾	
	211 令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求める件）（第211回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/26	4/15	承諾	4/16	承諾	5/27	承諾	5/29	承諾	
	211 令和4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求める件）（第211回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/26	4/15	承諾	4/16	承諾	5/27	承諾	5/29	承諾	
	211 令和4年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求める件）（第211回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/26	4/15	承諾	4/16	承諾	5/27	承諾	5/29	承諾	

提出回次	議案件名	衆議院						参議院			
		委員会				本会議		委員会		本会議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
213	令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/20				閉会中審査				
213	令和5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/20				閉会中審査				
213	令和5年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/20				閉会中審査				
213	令和5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/20				閉会中審査				
213	令和5年度特別会計予算総則第21条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/20				閉会中審査				

## 25 [決算・国有財産等]

〈決 算〉

<国有財産>

提出回次	議案件名	衆議院						参議院	
		委員会				本会議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果		
207	令和2年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/26	6/17	是認	6/18	是認		
207	令和2年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/26	6/17	是認	6/18	是認		
210	令和3年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/26	6/17	是認	6/18	是認		
210	令和3年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/26	6/17	是認	6/18	是認		
212	令和4年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/26	6/17	是認	6/18	是認		
212	令和4年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/26	6/17	是認	6/18	是認		

<NHK決算>

提出回次	議案件名	衆議院						参議院	
		委員会				本会議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果		
207	日本放送協会令和2年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総務	1/26		審査未了				
210	日本放送協会令和3年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総務	1/26		審査未了				
212	日本放送協会令和4年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総務	1/26		審査未了				

[決議案]

提出回次	議案件名	衆議院					
		委員会				本会議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果
213	文部科学大臣盛山正仁君不信任決議案(笠浩史君外13名提出)	審査省略				2/20	否決

提出回次	議案件名	衆議院					
		委員会				本会議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果
213	予算委員長小野寺五典君解任決議案（山井和則君外9名提出）	審査省略				3/1	否決
213	財務大臣鈴木俊一君不信任決議案（奥野総一郎君外8名提出）	審査省略				3/1	否決
213	ガザ地区における人道状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議案（山口俊一君外11名提出）	審査省略				6/13	可決
213	岸田内閣不信任決議案（安住淳君外10名提出）	審査省略				6/20	否決

(参考)

<委員会決議>

提出回次	議案件名	衆議院	
		委員会	議決日
1	持続可能な地方税財政基盤の確立及び大規模災害等への対応に関する件	総務	3/ 2
2	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する件	地域・こども・デジタル	3/13
3	公共工事の品質確保の促進に関する件	国土交通	5/22
4	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する件	厚生労働	5/29
5	介護・障害福祉分野の人材の確保及び定着を促進するとともにサービス提供体制を整備するための介護・障害福祉従事者の待遇改善に関する件	厚生労働	6/ 5
6	子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する件	地域・こども・デジタル	6/11



### **Ⅲ 両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等**

#### **【内閣委員会】**

##### **○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案（内閣提出第24号）要旨**

本案は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大している中で、重要経済基盤に関する情報であって我が国の安全保障を確保するために特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護及び活用に関し、重要経済安保情報の指定、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供、重要経済安保情報の取扱者の制限その他の必要な事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る重要経済基盤保護情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを重要経済安保情報として指定すること。
- 二 重要経済安保情報を保有する行政機関の長は、我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るために、一定の基準に適合する事業者に当該重要経済安保情報を利用させる必要があると認めたときは、当該適合事業者との契約に基づき、当該重要経済安保情報を提供することができる。
- 三 重要経済安保情報の取扱いの業務は、原則として、適性評価において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者でなければ行ってはならないこと。
- 四 適性評価は、行政機関の長が、当該行政機関の職員等について、当該者の同意を得て、適性評価調査の結果に基づき実施することとし、適性評価調査は、原則として、適性評価を実施する行政機関の長の求めにより内閣総理大臣が一元的に行うこと。
- 五 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならないこと。
- 六 重要経済安保情報の取扱いの業務により知り得た重要経済安保情報を漏らした者や、重要経済安保情報を保有する者の管理を害する行為により重要経

済安保情報を取得した者等に対する所要の罰則を設けること。

七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### (修正要旨)

- 一 内閣総理大臣は、毎年、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況を有識者に報告し、その意見を聴かなければならないこと。
- 二 政府は、毎年、一の意見を付して、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況について国会に報告するとともに、公表すること。
- 三 政府は、重要経済安保情報の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。
- 四 国会に対する重要経済安保情報の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、重要経済安保情報の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 五 その他所要の規定を整理すること。

#### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 重要経済安保情報の運用に当たっては、衆議院及び参議院の情報監視審査会からなされた指摘や改善事項を含め、特定秘密の運用の蓄積を踏まえ、情報保全の必要性と国民の知る権利のバランスに立った運用を行うこと。
- 二 本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならないこと。
- 三 本法に基づく重要経済安保情報の指定・解除、適性評価の実施、適合事業者の認定等を行うに当たっては、指定される重要経済安保情報の総量及びその取扱い業務の最適な規模をできるだけ具体化するとともに、制度の着実な実施を行うため、適性評価調査を行う内閣府や適性評価を行う行政機関における実効的な体制整備を速やかに進めるとともに所要の予算を確保すること。

四 適性評価調査への不同意や評価結果を理由とする不合理な配置転換・解雇など労働者への不利益な取扱いの防止のためには、事業者と重要経済安保情報の取扱いの業務に当たることが予定されている労働者との間の意思疎通が重要であることに鑑み、事業者の実情や事業の実態に応じた、労使間の協議も含めた適切な意思疎通が行われるようガイドライン等を作成することなどを検討すること。

五 中小企業等が事業を継続するために適合事業者の基準を満たす必要が生じた際に、中小企業にとっては必要な施設整備等にかかる負担が大きくなることが考えられるため、政府からの協力要請に応じて重要経済安保情報に触れることとなる場合など、経緯や実態も踏まえて、支援の在り方について合理的な範囲内で検討すること。

六 特定秘密保護制度を始めとする既存の情報保全の仕組みとの整合性、とりわけ、法人に対する両罰規定について見直すべき箇所がないか検討を行うこと。

七 重要経済安保情報を含む政府の政策決定プロセスに外国勢力等の不当な影響が及ぶことのないよう留意すること。

八 重要経済安保情報の指定は、本法の規定に従い、合理的で最小の範囲において行わなければならないこと。

九 重要経済基盤、重要経済安保情報の範囲を明確にするとともに、恣意的な指定がなされないよう、指定の具体的な基準等を公開すること。

十 重要経済安保情報に指定される前から民間事業者が保有していた情報については、その取扱いについて民間事業者が責任を問われないことを明確にし、広く周知すること。

十一 適性評価を実施するに当たっては、対象者のプライバシー権が侵害されることのないよう十分に留意するとともに、収集した情報は厳重に管理し、目的外利用されることがないようあらかじめ対策を講ずること。

十二 適性評価を行うに当たっては、対象者の弱みを握り情報を引き出す活動との関係についても十分留意しつつ、本法が定めた調査事項に基づき公正で実質的な調査を行うよう努めること。

十三 新たな技術開発の進展など経済安全保障分野における変化の速さ等に鑑み、情報の指定・解除を柔軟かつ機動的に行うため、重要経済安保情報に指定された事項については、指定要件の充足性について隨時見直しを行い、国民の知る権利が侵害されないよう留意すること。

- 十四 民間事業者や適性評価対象者等への配慮として、適性評価における本人の真の同意、適性評価結果や同意拒否・取下げの目的外利用の禁止、評価結果と理由の速やかな通知と苦情の申出の適切な処理を確保するための方策（契約への明記、十分な情報提供、通報・相談窓口の設置等）を検討し、運用基準等において必要な措置を講ずること。
- 十五 適合事業者が重要経済安保情報を適切に保全できるよう、施設設備の基準等を作成・公表すること。また、「外国による所有、管理又は影響」（FOCI）を管理する制度の整備について検討した上で、適切な措置を講ずること。
- 十六 重要経済安保情報の指定の対象となる情報の範囲や制度の適用を受ける民間事業者の範囲等、本制度に関する正確な情報の周知徹底を図ること。
- 十七 民間事業者等が保有している情報であって国として経済安全保障の観点から保護が必要と考えられる最先端技術情報等について、民間事業者が必要となる対応をとれるような環境整備を検討すること。
- 十八 技術は我が国の自律性・不可欠性の重要な一部を構成するものであり、その流出防止は経済安全保障上喫緊の課題であることを念頭に置き、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる国外流出を防ぐため、早急かつ徹底的に技術流出・技術管理対策の強化に取り組むこと。
- 十九 本法の適用に当たっては、産業分野の公正な競争環境が毀損されることのないよう十分留意すること。
- 二十 同盟国・同志国との間で重要経済安保情報を含む機密情報の共有が円滑に進むよう、必要となる国際的な枠組みの構築の推進に努めること。
- 二十一 経済安全保障に資するインテリジェンス能力を更に強化するため、政府全体における情報の収集・分析等に必要な体制を整備するとともに、関係省庁間における必要な情報の共有についても強化を図ること。また、本法の趣旨に鑑み、経済安全保障に資する情報について、民間を含む関係者への提供についても配意すること。
- 二十二 国際的な協力枠組みの中などの必要な場面において、外国政府などに本法に基づくクリアランス保有者であることを確認する仕組みの在り方について検討を行い、必要な措置を講ずること。

## ○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）要旨

本案は、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為が多様化し、安全保障を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、特定社会基盤役務の安定的な提供を確保するため、特定社会基盤事業として定めることができる事業に一般港湾運送事業を追加するもので、その内容は次のとおりである。

- 一 特定社会基盤事業として定めることができる事業に一般港湾運送事業を追加すること。
- 二 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 三 政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

#### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 医療DXの進歩を考慮して、基幹インフラ制度の対象に追加することを検討すること。
- 二 地方公共団体の基幹業務システムのガバメントクラウドへの統一・標準化が進められていることに鑑み、地方公共団体による情報システムの調達の在り方について、基幹インフラ制度の対象に追加することも含め、経済安全保障の観点から必要な検討を行うこと。
- 三 中小規模の事業者にとっては、規制への対応が大きな負担となり得ることから、特定社会基盤事業者に指定しようとする場合には一層配慮して慎重に行うこと。
- 四 基幹インフラ制度に基づき、特定社会基盤事業者に対し、特定妨害行為を防止するため必要な措置をとるべきこと等を勧告及び命令した場合の中小企業を含めた事業者の負担に配慮し、事前に政府より十分な情報提供を行うなど、対応に万全を期すこと。

#### ○銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）要旨

本案は、最近における銃砲をめぐる情勢に鑑み、電磁石銃（電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃のうち、金属性弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得る値以上となるものをいう。）を銃砲に追加するほか、ライフル銃の範囲を拡大するとともに、銃砲等の発射及び所

持に関する罰則を強化する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 銃砲等の発射及び所持に関する罰則の強化

- 1 一定の場合を除き、不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは乗物に向かって、又はこれらの場所若しくは乗物において拳銃等以外の銃砲等を発射することを禁止し、所要の罰則を設けることとすること。
- 2 人の生命、身体又は財産を害する目的で拳銃等以外の銃砲等を所持した罪の罰則を強化することとすること。
- 3 拳銃等を所持した罪又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的で拳銃等以外の銃砲等を所持した罪に当たる行為を、公然、あおり、又は唆したことに対する罰則を設けることとすること。

#### 二 電磁石銃の所持の禁止に関する規定の整備

電磁石銃を「銃砲」の定義に追加することとし、所持許可を受けた者が所持する場合等を除き、電磁石銃を所持することを禁止することとすること。

#### 三 ライフル銃の範囲の拡大

銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの5分の1以上であるものについて、ライフル銃としての所持許可の基準の特例を適用することとすること。

#### 四 その他の規定の整備

- 1 猟銃等保管業者に保管を委託することができる銃砲に空気拳銃を追加することとすること。
- 2 都道府県公安委員会は、猟銃等の所持許可を受けた者が引き続き2年以上当該猟銃等を当該所持許可に係る用途の全部又は一部に供していないと認めるときは、その所持許可を取り消し又は当該一部の用途が当該所持許可に係る用途に含まれないものに変更することとすること。
- 3 都道府県公安委員会は、銃砲等の所持許可等に関する事務の処理に関し必要があると認めるときは、公務所等に照会して必要な事項の報告を求めできることとすること。

#### 五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、一については、公布の日から起算して1月を経過した日から施行すること。

## (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 ハーフライフル銃の所持許可に係る規制の強化については、有害鳥獣の駆除等に支障が生じることがないよう、許可要件に関し地域の実情に応じた柔軟な運用を検討するとともに、各都道府県警察に対し適切に指導・助言を行うこと。
- 二 猟銃等の所持許可を受けた者に対する教育・啓発の機会を充実させるとともに、報告徴収、検査及び公務所等への照会等の的確な実施により不適格な者を把握し、所持許可の取消し等の適切な対応を行うなど、猟銃等が悪用されることがないよう必要な措置を講ずること。
- 三 銃砲等の所持のあおり又は唆しについては、インターネット上に関連する情報が多数存在している現状を踏まえ、サイバーパトロールを強化するとともに、AI等の先端技術を活用し、悪質性の高い行為を重点的に取り締まること。なお、不必要的検閲強化につながらないよう運用には十分配慮すること。
- 四 銃砲・弾薬の管理について、委託保管の実態を調査し、第三者による管理の在り方を政府として検討すること。
- 五 鳥獣被害が増えている中、猟友会等の鳥獣駆除の担い手の高齢化が深刻であり、今後増え続ける鳥獣被害に対応できるように、担い手確保の対策を講ずること。
- 六 インターネット上には、銃砲等の製造方法や譲渡に関する情報が氾濫しており、さらに、海外からそのような情報発信が行われている例も多々存在する。このようなインターネット上の海外からの有害な情報発信に対し、情報発見・対処する体制を確保すること。
- 七 既に販売、輸入及び製造された電磁石銃の流通・所持の状況について、把握に努めることとともに、本改正により電磁石銃が規制対象となるため、本規制の内容について、国民に対し広く周知を徹底すること。
- 八 事業被害防止のため獣類の捕獲を必要とする者に対するハーフライフル銃の所持許可に係る特例措置については、期限を設けず、鳥獣の保護及び管理、事業被害への対応等について長期的かつ継続的に取り組む必要性に鑑み、有識者及び関係者の意見を聴きつつ、定期的な見直しを行うこと。

## ○道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）要旨

本案は、最近における道路交通をめぐる情勢等に鑑み、自転車等の交通事故の防止等のため、自転車の運転中における携帯電話使用等の禁止、自転車等の運転者による一定の違反行為の反則行為への追加等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 自動車等は、同一の方向に進行している自転車等の右側を通過する場合において、一定の場合を除き、当該自転車等との間に十分な間隔がないときは、その間隔に応じた安全な速度で進行しなければならないこととすること。また、この場合においては、当該自転車等は、できる限り道路の左側端に寄つて通行しなければならないこととすること。
- 二 自転車を運転する場合においては、当該自転車が停止しているときを除き、携帯電話等を通話のために使用し、又は当該自転車に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視してはならないこととすること。
- 三 自転車の酒気帯び運転及びこれを<sup>ほう</sup>幫助する行為をした者に対する罰則を創設すること。
- 四 自転車等の運転者のうち16歳以上の者がした一定の違反行為を交通反則通告制度の対象とすること。
- 五 原動機に加えてペダルその他の人の力により走行させることができる装置を備えている原動機付自転車等を、当該装置を用いて走行させることが、原動機付自転車等の運転に該当することを明確化すること。
- 六 準中型自動車仮免許及び普通自動車仮免許の欠格事由を17歳6か月に満たない者に引き下げるとともに、準中型自動車免許及び普通自動車免許の運転免許試験を受けることができる年齢を17歳6か月に引き下げること。
- 七 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、二、三及び五については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### （附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 自転車への交通反則通告制度の適用に当たっては、通勤通学時間帯など自転車関連事故の発生が多い時間帯において、悪質性や危険性の高い違反行為に対し重点的に指導取締りを行うなど、真に事故抑止に資する対策を進める

- とともに、恣意的な適用がなされているとの疑念を抱かれないよう、反則行為及びその適用基準を明確化し、十分な周知を行うこと。
- 二　自転車の交通安全教育について、官民連携の強化を図るとともに民間事業者による自転車交通安全教育の質の向上に向けた施策を着実に実施し、ライフステージに応じた交通安全教育の充実を図ること。
- 三　自転車専用通行帯や自転車道の整備を計画的に進め、自転車の通行空間の確保に努めること。また、道路脇の樹木の剪定<sup>せん</sup>や路上駐車の取締りの徹底など、自転車が道路の左側端を安全で快適に走行できる環境を整備すること。
- 四　A I やセンサー等の最先端技術を活用した安全運転技術の開発を支援し交通安全対策の更なる推進を図ること。
- 五　デジタル技術を活用し、E B P Mに必要なデータ収集や調査を行い、より安全性の高い交通政策を推進すること。
- 六　狭隘<sup>あい</sup>道路において車両と自転車との間に十分な間隔を確保できない場合についても、自転車の安全が確保できるよう必要な対策を検討すること。
- 七　近年増加傾向にある自転車関連事故について、詳細な要因分析を行い、今後の対策に生かすこと。

## ○自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）要旨

本案は、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、自動車の保管場所の位置等を表示する保管場所標章に関する規定を削除するもので、その内容は次のとおりである。

- 一　自動車の保管場所の位置等を表示する保管場所標章を廃止すること。
- 二　その他所要の規定を整備すること。
- 三　この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## ○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）（参議院送付）要旨

本案は、公益法人による社会の諸課題の解決に向けた活動の一層の促進を図るため、公益法人等の責務を定めるとともに、公益認定の基準及び変更の認定の対象の見直し、公益目的事業の収入、遊休財産額の保有の制限及び区分経理

に関する規定の見直し等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 公益目的事業の収入及び費用について中期的期間で収支の均衡を図る趣旨を明確化するなど、財務規律の柔軟化・合理化を図ること。
- 二 収益事業等の内容の変更については行政庁の認定を要せず届出で足りることとし、行政手続の簡素化を図ること。
- 三 外部理事・外部監事の導入など公益法人のガバナンスの充実を図るとともに、行政庁において公益法人の財産目録等を公表するなど透明性の向上を図るための措置を定めること。
- 四 その他、所要の規定の整備を行うこと。
- 五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### **(附帯決議)**

政府は、両法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 公益法人制度及び公益信託制度を中心とした民間による公益活動の一層の活性化のため、両法の趣旨、新たな税制措置の内容等について、関係者を始め広く国民に対し周知徹底を図るとともに、社会経済情勢の変化等を踏まえ、両法施行後5年を目途としてそれぞれ必要な見直しを行うこと。
- 二 過去に公益法人の不祥事が相次いだことに鑑み、不適切な事案に対する行政庁による監督等を厳格に行うとともに、公益信託に対する監督等についても公益法人と共に行政庁が担う制度と改めることを踏まえ、両制度に係る監督等が透明性を確保しつつ迅速かつ的確に実施されるよう、国の体制強化を図るとともに、自治体の体制強化のための必要な支援を行うこと。
- 三 公益法人の財務規律に係る判定、公益信託の認可等について、全国を通じて統一的かつ透明性の高いものとするために、都道府県に対して情報提供等を行うなど必要な措置を講ずること。
- 四 公益法人における財務情報の開示、自律的なガバナンスの充実等に係る措置の実施に伴う事務手続や人材確保等について、小規模の公益法人等に対し必要な支援に努めること。
- 五 改正後の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく内閣府令等の策定に当たっては、公益法人の関係者を含め広く国民から意見を聴取し、運営実態等を十分踏まえること。
- 六 既存の公益信託の新たな制度への円滑な移行が図られるよう、公益信託の

関係者の意向や運営実態等を十分踏まえ、適切な措置を講ずること。

## ○公益信託に関する法律案（内閣提出第45号）（参議院送付）要旨

本案は、公益を目的とする信託による事務の実施を促進して、活力ある社会を実現するため、公益信託の引受けの許可及びこれに対する監督を主務官庁の裁量により行うこととしていた公益信託に関する制度を改め、公益信託の認可及びこれに対する監督を公益認定等委員会等の関与の下で内閣総理大臣又は都道府県知事が行う制度を創設する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 公益信託の認可及び監督について、公益法人制度と同様に、内閣総理大臣又は都道府県知事が一元的な行政として、公益認定等委員会又は都道府県に置かれた合議制の機関の意見に基づいて行うものとすること。
- 二 公益信託について、行政の認可を受けなければ、その効力を生じないものとするとともに、信託としての特殊性を考慮した上で、公益法人制度と整合するよう、公益信託の認可の基準、公益信託事務に係る財務規律、財産目録等の備置き及び閲覧等の規定を定めること。
- 三 現行の公益信託の移行措置など所要の規定の整備を行うこと。
- 四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### （附帯決議）

政府は、両法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 公益法人制度及び公益信託制度を中心とした民間による公益活動の一層の活性化のため、両法の趣旨、新たな税制措置の内容等について、関係者を始め広く国民に対し周知徹底を図るとともに、社会経済情勢の変化等を踏まえ、両法施行後5年を目途としてそれぞれ必要な見直しを行うこと。
- 二 過去に公益法人の不祥事が相次いだことに鑑み、不適切な事案に対する行政による監督等を厳格に行うとともに、公益信託に対する監督等についても公益法人と共に行政が担う制度と改めることを踏まえ、両制度に係る監督等が透明性を確保しつつ迅速かつ的確に実施されるよう、国の体制強化を図るとともに、自治体の体制強化のための必要な支援を行うこと。
- 三 公益法人の財務規律に係る判定、公益信託の認可等について、全国を通じて統一的かつ透明性の高いものとするために、都道府県に対して情報提供等

を行うなど必要な措置を講ずること。

四 公益法人における財務情報の開示、自律的なガバナンスの充実等に係る措置の実施に伴う事務手続や人材確保等について、小規模の公益法人等に対し必要な支援に努めること。

五 改正後の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく内閣府令等の策定に当たっては、公益法人の関係者を含め広く国民から意見を聴取し、運営実態等を十分踏まえること。

六 既存の公益信託の新たな制度への円滑な移行が図られるよう、公益信託の関係者の意向や運営実態等を十分踏まえ、適切な措置を講ずること。

## 【総務委員会】

### ○地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）要旨

本案は、現下の経済情勢等を踏まえ、地方税に関し、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 令和6年度分の個人住民税について、定額減税を実施すること。
- 二 法人事業税について、減資等により外形標準課税の対象法人が減少していること等の課題に対応するため、その適用対象法人の見直しを行うこと。
- 三 固定資産税及び都市計画税について、令和6年度の評価替えに当たり、現行の土地に係る負担調整措置等を継続すること。
- 四 森林環境譲与税について、譲与基準の見直しを行うこと。
- 五 税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこと。
- 六 この法律は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行すること。

### ○地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）要旨

本案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和6年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の減収額を埋めるため、定額減税減収補填特例交付金を創設する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

##### 1 地方交付税の総額の特例

令和6年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税の法定率分の額に、法定加算額988億円及び地方公共団体金融機構の公庫債権利変動準備金の活用等による加算額5,000億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額5,000億円及び同特別会計借入金利子支払額1,965億円等を控除した額18兆6,671億円とすること。

##### 2 基準財政需要額の算定方法の改正

(一) こども・子育て施策に係る基準財政需要額をより的確に算定するため、測定単位を18歳以下人口とする「こども子育て費」を設けるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、令和6年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正すること。

(二) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要

額とすること。

### 3 震災復興特別交付税に関する特例

震災復興特別交付税に充てるため、令和6年度分の地方交付税の総額に611億円を加算するほか、令和6年度の震災復興特別交付税に関する特例等を設けること。

### 二 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の定額減税による地方公共団体の減収額を埋めるため、定額減税減収補填特例交付金を創設すること。

### 三 施行期日

この法律は、令和6年4月1日から施行すること。

## ○地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）要旨

本案は、令和6年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 令和6年能登半島地震災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和6年度分の個人住民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設けること。
- 二 この法律は、公布の日から施行すること。

## ○地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）要旨

本案は、地方制度調査会の答申を踏まえ、地方公共団体の運営の合理化及び適正化並びに持続可能な地域社会の形成を図るとともに、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係を明確化するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 公金の収納事務のデジタル化及び情報システムの適正な利用等のための規定の整備
  - 1 普通地方公共団体の長は、エルタックスを用いた公金（地方税を除く。）の収納事務について、地方税共同機構に行わせるものとすること。
  - 2 普通地方公共団体の議会及び長等は、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならないものとし、総務大臣は、当該方針の策定等について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとすること。

## 二 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例

- 1 各大臣又は都道府県知事等は、大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態（以下「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」という。）への対処に関する基本的な方針の検討を行う等のため、普通地方公共団体に対し、資料又は意見の提出を求めるものとすること。
- 2 各大臣は、国民の生命等の保護の措置を的確かつ迅速に実施するため、都道府県に対し、指定都市、中核市等の事務処理との調整のために必要な措置を講ずるよう指示することができるものとすること。
- 3 各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の規模・態様、当該事態に係る地域の状況等を勘案して、国民の生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため特に必要があると認めるとときは、他の法律に基づき指示できる場合を除き、閣議決定を経て、普通地方公共団体に対し、当該措置の的確かつ迅速な実施を確保するため講すべき措置に関し、必要な指示をすることができるものとすること。
- 4 普通地方公共団体相互間の応援の要求、都道府県による応援の要求及び指示、国による応援の要求及び指示、職員の派遣のあっせんについての規定を整備すること。

## 三 地域の多様な主体の連携及び協働の推進

市町村長は、地域的な共同活動を行う団体のうち、地域において住民の日常生活に必要な環境の持続的な確保に資する活動を行うと認められること等の要件を備えるものを、その申請により、指定地域共同活動団体として指定することができることとし、当該団体への支援等に係る規定を整備すること。

## 四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行すること。

### （修正要旨）

各大臣が生命等の保護の措置に関する指示をした場合に、その旨及びその内容を国会に報告する規定を設けること。

### （附帯決議）

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 本法によって創設する国と普通地方公共団体との関係等の特例の対象となる「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」については、国と地方公共団体の認識や対応に違いが生じることのないよう、当該事態に該当するか否かを判断する考え方を可能な限り明確にし、速やかに地方公共団体に周知すること。
- 二 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、当該事態に適切かつ効果的に対処できるよう、デジタル技術の積極的な活用や、地方公共団体への情報収集及び連絡のための要員の派遣などによって、関係地方公共団体との迅速かつ円滑な情報共有・意思疎通に努めること。この際、地方公共団体に過度な負担とならないよう十分に配慮すること。
- 三 生命等の保護の措置に関する指示を行うに当たっては、状況に応じて、あらかじめ関係地方公共団体等との協議を行うなど、事前に関係地方公共団体等と十分に必要な調整を行うこと。
- 四 生命等の保護の措置に関する指示については、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、個別法を制定又は改正するいとまがない場合であって、かつ、当該指示以外の措置では目的を達成することができないと認められる場合に限定してこれを行うようにすること。また、当該指示の内容は、目的を達成するために必要最小限のものとするとともに、地方公共団体の意見や地域の実情を適切に踏まえたものとすること。
- 五 生命等の保護の措置に関する指示を行った場合には、その旨及びその内容を速やかに国会に報告すること。また、当該指示について、同様の指示が再度行われることのないよう、地方公共団体等の関係者の意見を聴いた上で十分な事後検証を行い、その結果に基づいて、迅速に個別法の規定の整備に係る必要な法制上の措置を講ずること。
- 六 生命等の保護の措置に関する指示に基づき、地方公共団体が事務を処理する場合にあっては、これに要する経費の財源や必要な人材を適切に措置するなど、国が責任をもって当該地方公共団体を支援すること。
- 七 本法の規定に基づく応援や職員の派遣が行われる場合にあっては、これまでの災害時や感染症まん延時の事例も踏まえ、これに要する経費を負担する地方公共団体に対し、適切な財政措置等を講ずること。また、事態発生市町村等への応援や職員の派遣を適時適切に行うため、各地方公共団体における多様な職種の職員の充実を図ることや、都道府県・市町村の連携等による広

域的な人材の確保及び活用の在り方について、必要な検討を行うこと。

八 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に的確かつ迅速に対処するためには、その前提として、地方公共団体の規模・能力に応じ、適切に権限が配分されている必要があることに鑑み、都道府県から指定都市等への権限移譲を始め、更なる権限移譲を推進すること。

九 公金収納のデジタル化に伴う各地方公共団体のシステム改修については、国が必要な財源を確実に措置するとともに、既に地方公共団体情報システムの標準化等により、地方公共団体に大きな負担が生じていることに鑑み、過度な負担を強いることとならないよう留意すること。

十 指定地域共同活動団体制度の創設に当たっては、行政財産の貸付や随意契約による事務委託に関して、弾力的な運用を可能とする特例を設けることに鑑み、指定に係る団体の民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するため、事前及び事後チェックを適確に行えるよう、地方議会が一定の役割を担うことも含め、市町村に対して必要な助言を行うこと。

十一 指定地域共同活動団体としての指定の有無にかかわらず、地域住民を中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する団体に対し、市町村が十分な支援を行うことができるよう、引き続き、適切な財政措置を講ずること。

## ○放送法の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）要旨

本案は、日本放送協会（以下「協会」という。）の放送番組が社会生活に必要不可欠な情報として公衆にあまねく提供されるべきものであることに鑑み、協会の放送番組を放送の受信設備を有しない者に対してもその環境に適した形態で継続的かつ安定的に提供するため、協会が電気通信回線を通じて放送番組等を一般の利用に供する業務を協会の必須業務とするとともに、当該業務により電気通信回線を通じて提供される協会の放送番組等の受信を開始した者に対して協会との受信契約を締結する義務を課す等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 放送番組の配信に係る業務の必須業務化

原則として全ての協会の放送番組について、同時配信及び見逃し配信を協会の必須業務とすること。

### 二 番組関連情報の配信に係る業務の必須業務化

1 放送番組と密接な関連を有する情報であって、放送番組の編集上必要な

資料により構成される番組関連情報の配信について、協会の必須業務とすること。

- 2 番組関連情報の配信を行う業務を協会自らの判断と責任において適正に遂行するため、協会に対して業務規程の策定、公表等を義務付けるとともに、その実施状況を定期的に評価すること等を義務付けること。

### 三 受信料の公平負担の確保

テレビ等の放送の受信設備を設置した者と同等の受信環境にある者として、通信端末機器の操作等を経て、協会が必須業務として行う放送番組等の配信の受信を開始した者を、受信契約の締結義務の対象とすること。

### 四 民間放送事業者が講ずる難視聴解消措置への協力に係る義務の強化

民間放送事業者が講ずる難視聴解消措置について、民間放送事業者から、協会が行う協力の具体的な内容に関する協議の求めがあったときは、協会は当該協議に応じなければならないこと。

### 五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## ○日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）要旨

本案は、近年における日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「日本電信電話株式会社等」という。）を取り巻く社会経済情勢の変化に鑑み、これらの会社について、電気通信技術に関する研究に係る責務を廃止するとともに、商号の変更を可能とするほか、日本の国籍を有しない人が取締役又は監査役に就くことを禁止する規制を緩和する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 日本電信電話株式会社等の電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及の責務を廃止すること。
- 二 日本電信電話株式会社等がそれぞれその商号の変更をできるようにすること。
- 三 日本の国籍を有しない人が、日本電信電話株式会社等の代表取締役に就任すること及び取締役又は監査役の3分の1以上を占めることを禁止するとともに、日本電信電話株式会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議について総務大臣の認可を不要とすること。

四 日本電信電話株式会社の剰余金の処分の決議について、総務大臣の認可を不要とすること。

五 この法律は、公布の日の翌日から施行すること。

六 政府は、日本電信電話株式会社等に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて、令和7年に開会される国会の常会を目途として、必要な措置を講ずるための法律案を国会に提出すること。

#### (附帯決議)

政府及び日本電信電話株式会社は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 日本電信電話株式会社は、本法による改正後においても、引き続き「電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと」がその業務の一つとされていること及びこれまで同社等が電気通信技術に関する研究において果たしてきた役割を踏まえ、その事業を営むこと。また、政府は、同社等が行う研究の重要性に十分留意すること。

二 政府は、我が国の電気通信技術に関する研究開発が产学研官全体で推進されるよう、財政的支援の拡充も含め必要な措置を講ずること。

三 政府は、本法により日本電信電話株式会社等において外国人の役員への就任が一定の割合まで可能となることから、その事業運営によって我が国的重要な基盤である通信インフラ・国民生活が守られていること及び我が国の経済安全保障への影響について、適時、適切に検証を行うこと。

四 政府は、本法附則第4条の規定に基づく検討に当たっては、ユニバーサルサービスの確保、公正な競争の促進及び電気通信事業に係る安全保障の確保等の観点から慎重に検討を行うとともに、国民生活への影響も大きいものであることから、広く意見を聴取し、国民の理解が得られるよう検討の過程及びその結果について十分に説明を行うこと。

#### ○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）要旨

本案は、近年、インターネット上のSNS等の特定電気通信役務を利用して行われる他人の権利を侵害する情報の流通による被害が深刻化する一方、情報発信のための公共的な基盤としての特定電気通信役務の機能が重要性を増していることに鑑み、大規模なSNS事業者等を大規模特定電気通信役務提供者として指定し、投稿に係る削除対応の迅速化及び運用状況の透明化を図るための

義務を課す等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に改めること。
- 二 大規模なSNS事業者等を大規模特定電気通信役務提供者として指定すること。
- 三 投稿に係る削除対応の迅速化として、大規模特定電気通信役務提供者は、SNS等において自己の権利を侵害されたとする者から削除の申出を受け付ける方法を公表し、必要な体制を整備して削除についての調査を行うとともに、一定期間内にその結果等を申出者に通知しなければならないこと。
- 四 運用状況の透明化として、大規模特定電気通信役務提供者は、投稿の削除等の実施に関する基準を定め、公表するとともに、削除等を行ったときは、その旨及びその理由を発信者に通知しなければならないこと。
- 五 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### **(修正要旨)**

大規模特定電気通信役務提供者が毎年1回公表しなければならない事項として、送信防止措置の実施状況及び当該実施状況について自ら行った評価を追加すること。

#### **(附帯決議)**

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 大規模特定電気通信役務提供者による投稿の削除について定めた基準の運用状況の公正性等の検証について、被害者救済と表現の自由の担保の観点から、大規模特定電気通信役務提供者に対して必要な助言等を行うこと。
- 二 大規模特定電気通信役務提供者による投稿の削除等の実績を踏まえ、削除指針の策定・改訂などの支援を行う第三者機関の設置等について検討すること。
- 三 プラットフォーム事業者が自主的な取組として、通報に実績のある機関等からの違法・有害情報の削除要請や迅速な処理を必要とする権利侵害情報への対応を優先的に審査することについて、事後的に要請等の適正性を検証可能とするため、プラットフォーム事業者及び機関等双方において透明性が確保されるよう、求めに応じ支援を行うこと。
- 四 本改正を実効性あるものとするため、大規模特定電気通信役務提供者に義

- 務付けられる各措置の履行状況について確認し、その結果を公表すること。
- 五 大規模特定電気通信役務提供者にならない中小のプラットフォーム事業者等においても、投稿による権利侵害への対処が自主的・積極的に行われるよう、必要な施策を講じること。
- 六 総務大臣による大規模特定電気通信役務提供者の指定の要件に係る総務省令その他の総務省令を定めるに当たっては、必要に応じて総務省に設置される審議会等の意見を聴取すること。
- 七 本法附則第2条に定める施行後5年の見直し時期以前であっても、必要に応じてこの法律による改正後の規定の施行状況について検討を行い、その結果を踏まえ、迅速に所要の措置を講ずること。
- 八 限定された会員同士が交流するプラットフォーム上の誹謗中傷等が、その閉鎖性から学校や職場におけるいじめ等の温床となっている状況を踏まえ、プラットフォーム事業者等において適切な対応が図られるよう、必要な施策を検討すること。
- 九 インターネット上の権利侵害情報による被害が深刻さを増している一方、現状の発信者情報の開示範囲が不十分であること等に鑑み、発信者情報の開示がより迅速かつ的確に進められるようにするための制度の充実に向けて検討を行うこと。
- 十 生成AIを悪用して作られた偽情報や、能登半島地震の際に広く流布された偽情報等、偽・誤情報の蔓延が社会に悪影響を与えていていることに鑑み、必要な施策について早急に検討し、対策を講じること。

## ○放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）

本件は、日本放送協会の令和6年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第70条第2項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本件には総務大臣の意見が付されており、令和6年度収支予算等については、「令和5年10月に値下げされた現行の受信料額を維持しつつ、事業収支差金570億円の赤字等に対して還元目的積立金も活用し、視聴者への還元を行う点は評価できる。」とした上で、「公共放送として提供する放送番組の質を維持しつつ、引き続き、公共放送の役割を果たすために必要な事業規模について不断の見直しを行い、事業経費の一層の合理化・効率化に取り組むとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を着実に進め、受信料収

入と事業規模との均衡を早期に確保していくことが求められる。」とされている。

## 一 収支予算

- 1 一般勘定の事業収支は、受信料等の事業収入が前年度に比べ418億円減少の6,021億円、国内放送費等の事業支出が前年度に比べ128億円減少の6,591億円となっており、事業収支における不足570億円については、還元目的積立金の一部をもって補てんする。
- 2 受信料の額は、月額で、地上契約 1,100円、衛星契約1,950円等となっている。

## 二 事業計画

- 1 放送センターの建替えを進めるとともに、緊急報道や番組の充実、番組配信のための設備や大規模災害時等においても安定的な放送・サービスを継続するための設備及び地域放送会館の整備等を行う。
- 2 国内放送は、公共放送の基本を堅持し、その使命を果たすために、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る放送・サービスに全力で取り組み、安全で安心な暮らしに貢献する。幅広い世代の期待にこたえる多彩で質の高い番組を編成するとともに、国内外の課題や最新事情を早く、深く、わかりやすく伝え、社会の基本情報の提供や民主主義の基盤となる多様な価値観への相互理解の促進といった、公共メディアの役割を果たす。地域で暮らす人の視点から、役立つ情報、関心の高いテーマ、課題等を積極的に取り上げ、地域の今を視聴者に伝えていく。

また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図る。

- 3 國際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、正確で公平・公正な情報や幅広い分野の番組を多様な媒体を通じて発信するなど、海外発信強化に取り組むとともに、効率的な番組制作に努め、国際社会の日本に対する理解を促進する。
- 4 国内放送番組等配信は、放送を補完してその効果・効用を高め、国民共有の財産である放送番組等を広く国民に還元するなど、放送法第15条に掲げられた目的を達成するために実施する。環境の変化や技術の進歩発達に適宜対応しながら、情報空間の参照点を提供する役割を果たしていくために、放送番組及び番組の理解増進情報の提供等を行う。
- 5 国際放送番組等配信は、情報を効率的・効果的に届けることができるインターネットの特性を生かし、全世界へ向けて放送番組等を提供するとと

もに、多言語化を進め、世界の人々に向けて質の高いサービスを届ける。

- 6 受信料の公平負担の徹底と営業経費の抑制のため、時代に即した新たな営業アプローチを推進し、効率的な契約・収納活動に取り組むとともに、受信料収入の確保に努める。
- 7 調査研究については、新たな放送・サービスの創造に資する放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。
- 8 情報空間の多元性確保の基幹となる二元体制維持に向けて、放送ネットワーク効率化のための出資を行う。
- 9 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供する業務等については、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。
- 10 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。
- 11 視聴者・国民から信頼される協会の組織運営に向け、信頼をつくり出す現場マネジメント及び説明可能・アカウンタブルな経営マネジメントを進める。

### 三 資金計画

令和6年度の資金計画は、受信料等による入金総額8,308億円、事業経費、建設経費等による出金総額8,404億円をもって施行する。

### (附帯決議)

- 一 協会は、放送番組の編集に当たっては、受信料を財源とする公共放送の性格を定めた放送法の趣旨を十分踏まえ、事実に基づく放送に強い責任を自覚し、かつ政治的公平性を保つとともに、「人にやさしい放送」の更なる拡充により放送のバリアフリー化を進め、我が国の公共放送としての社会的使命を果たすこと。
- 二 政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性に鑑み、協会を含めた放送事業者の番組編集について、引き続き自主・自律性を尊重すること。また、経営委員会委員の任命に当たっては、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者から、教育、文化等の各分野及び全国各地方が公平に代表され、かつ、女性の比率を引き上げるなど多様な意見が反映されるよう幅広く選任するよう努めること。
- 三 協会は、その運営が受信料を財源としていることを踏まえ、国民・視聴者

に対し、情報を十分に開示し、説明を尽くすこと。また、そのために、経営委員会及び理事会等における意思決定過程や、財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営の状況、調達に係る取引等を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、経営委員会及び理事会の議事録の適切な作成・管理を行うとともに、原則として公表すること。

四 協会は、その放送番組において、不正確な又は視聴者の誤解を招く表現により、協会の放送の信頼を損なう事態があったことを踏まえ、番組制作過程における責任ある体制の構築、チェック機能の強化等、徹底した再発防止に努めること。

五 協会は、平成29年12月の最高裁判決にも鑑み、公共放送の存在意義及び受信料制度に対する国民・視聴者の理解の促進や信頼感の醸成に協会一体となって、一層努めること。また、支払率の低下について、その原因を分析し、対処方法について検討を行うこと。なお、令和5年4月から運用を開始した割増金については、個別事情に配慮し、適切な対応を行うこと。

六 協会は、音声波の削減については、災害時における情報提供手段としての高い有用性があること、ラジオ第2放送が民間放送事業者の手掛けにくい教育・教養番組の放送を多面的に行っていること等を考慮した検討を行うこと。

七 協会は、放送センターの建替えについては、受信料を財源としていることを踏まえ、放送センターの建設計画の抜本的な見直しの具体的な内容を早急に明らかにし、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすとともに、建替えに係る費用の圧縮に徹底的に取り組み、その成果を国民・視聴者に適切に還元すること。

八 経営委員会は、放送法が定める協会の自律性を担保するために、協会の経営に関する重要事項を決定する権限と責任を有する最高意思決定機関であることを深く認識し、職務を遂行するに当たっては、放送法を遵守し、特に、何人からも介入されることのない個別の放送番組の編集への経営委員会の介入が疑われるような行為は厳に慎むこと。また、協会が放送法に定められた役割を的確に果たせるよう、監督権限を行使すること。

九 協会は、協会が中小企業との価格交渉や中小企業からの価格転嫁の要請への対応が消極的であると評価されたことを踏まえ、他の事業者との取引に当たっては、社会や経済の状況に鑑み、価格交渉に適切に応じ、適正な価格による取引の実現に努めること。

十 協会は、経営改革の実行に当たっては、職員の雇用の確保及び待遇の改善

に十分配慮すること。なお、職員給与の決定に当たっては、長年にわたる職員給与の抑制、業務量の増加及び人員の削減に起因する職員の負担の増大、民間企業従業員の賃金や物価の上昇等を踏まえ、適正な水準とすること。

十一 協会は、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先すべきであったにもかかわらず、過労により職員が亡くなる事態が再発してしまった事実を厳粛に受け止め、適正な業務運営と労働環境確保に全力で取り組むこと。また、ハラスメントの防止など職場の環境改善を進めるとともに、障害者の雇用率の向上及び女性の採用・登用の拡大を図ること。

十二 協会は、受信料を負担する国民・視聴者共有の財産であることを自覚し、放送と通信の大融合時代にふさわしい公共放送の在り方、受信料の在り方について、引き続き真剣に検討し、新しい社会と技術に対応した公共メディアとして将来にわたって持続・発展していくことを可能とする経営ビジョンを早急に構築すること。

十三 協会は、国民・視聴者に対する還元等により、当面、事業収支差金の赤字が見込まれていることについて、必要な還元を進めつつも、不断の経営改革により、できる限り早期に赤字予算を解消し、受信料収入と事業規模との均衡を確保すること。この場合において、中期経営計画で掲げた事業支出の削減に当たっては、国民・視聴者に対する大幅なサービス低下を招かないよう、コンテンツの質を担保するための環境整備に十分に配慮すること。

十四 協会は、インターネット常時同時配信等通信分野における業務の実施に当たっては、社会実証の結果や民間放送事業者の見解に十分留意しつつ、国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握し、国民・視聴者に対する情報提供や関係者間での情報共有及び連携を図るよう努めること。

十五 協会は、自然災害が相次いでいる現状に鑑み、地震災害、風水害、雪害等、いかなる災害時にも放送・サービスが継続され、正確な情報が国民に伝達されるよう、令和6年能登半島地震で明らかになった課題も踏まえ、中継局を含む放送設備の整備と非常時の体制の強化、偽情報・誤情報の流通・拡散を防止する取組の強化を図ること。また、政府は、協会その他の放送事業者が災害時に備える取組を推進することができるよう支援を行うこと。

十六 協会は、国際放送については、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝え、我が国に対する理解を促進するよう努めること。また、世界情勢等に鑑み、在外邦人に対し、生命と身体の安全に関する情報を適切に伝えるよう努めること。

## ＜委員会決議＞

### ○持続可能な地方税財政基盤の確立及び大規模災害等への対応に関する件

厳しい地方財政の現状を踏まえ、地方公共団体が住民生活に必要な行政サービスを持続的かつ安定的に提供していくためには、持続可能な地方税財政基盤の確立が不可欠であること等に鑑み、政府は、次の諸点について措置すべきである。

- 一 交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額については、前年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、予見可能性を持って安定的に確保するとともに、社会保障関係費その他の拡大する行政需要に合わせて充実させるよう最大限努力すること。
- 二 地方公共団体が、人口減少の克服、地域経済の活性化、地域社会の維持・再生、地域社会のデジタル化、こども・子育て政策の強化等の重要課題に取り組んでいくためには、地域のそれぞれの実情に応じた諸施策を中長期にわたって実施していく必要があることに鑑み、その実施に必要な歳出を継続的かつ安定的に地方財政計画に計上すること。
- 三 地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ必要な総額の充実確保を図るとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続的な制度の確立を目指すこと。また、基準財政需要額の算定に当たっては、社会保障関係費の自然増等を適切に反映するとともに、条件不利地域等、地域の実情に十分配慮すること。
- 四 地方交付税の原資となる税収の見積りに当たっては、特に減額による混乱を回避するため、正確を期すよう、万全の努力を払うこと。また、年度途中に税収の見込額が減額される場合には、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において十分な補填措置を講ずること。
- 五 地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。また、税負担軽減措置等の創設や拡充など減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう、慎重に対処するとともに、代替の税源の確保等の措置を講ずること。とりわけ固定資産税は、市町村の基幹税目であることを踏まえ、納税者の税負担にも配慮しつつ安定的税収の確保に努めること。
- 六 個人住民税の定額減税並びに低所得者支援及び定額減税を補足する給付の

実施に当たって生ずる地方団体の事務負担に関しては、国の責任において必要な財政措置等を講ずること。

七 ふるさと納税制度に関しては、応益原則に配慮し、制度の趣旨に沿った適切な運用に向けた取組を進めること。

八 森林環境税及び森林環境譲与税については、今後の地方団体が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の取組状況や地方団体の意見を踏まえつつ、一層効果的に活用されるよう、各地方団体への助言や人的・財政的支援を行うとともに、森林資源の循環利用をより一層促進するため、新たな木材利用を創出すること等により、木材の利用拡大を図ること。また、森林吸収源対策を一層推進することが重要となっている状況に鑑み、必要がある場合には、森林環境譲与税の使途や譲与基準を始め、適時適切に所要の対応を検討すること。

九 地方債については、財政力の弱い市町村が円滑に資金を調達できるよう、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。また、民間等資金について、引き続き資金調達手段の多様化に取り組むこと。

十 臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。

十一 今後とも、臨時財政対策債の発行抑制や交付税特別会計借入金の着実な償還に努め、地方財政の健全化を進めること。

十二 新型コロナウイルス感染症対策に関しては、引き続き国の責任において必要な財政支援を行うこと。

十三 会計年度任用職員を含む地方公務員の人事費については、民間給与の上昇等の動向を踏まえ、その増加に要する財源を確実に措置すること。また、専門人材を始め、地方公共団体における人員確保が困難となっている状況を踏まえ、地方公務員の人員確保や専門性向上のために必要な財政措置その他の支援に万全を期すこと。

十四 地域医療構想及び公立病院経営強化の推進に当たっては、公立病院の病床削減・統廃合を前提とせず、地域の実情に即した地方公共団体の主体的な取組を十分に尊重するとともに、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、必要な財政措置を講ずること。

十五 物価高騰に伴う地方公共団体の行政経費の増加については、各団体の財

政運営に与える影響の把握に努め、必要がある場合には、迅速に追加的な財政措置を講ずること。

十六 マイナンバーカードの普及促進に当たっては、保有枚数率によって、地方交付税が減額されるなどの不利益が生じることのないようにすること。また、カードを取得していない住民についても、必要な行政サービスが受けられないことのないようにすること。

十七 東日本大震災からの復旧・復興事業が着実に実施できるよう、復旧・復興事業が完了するまでの間、震災復興特別交付税を始め、必要な財源を確実に確保すること。また、令和6年能登半島地震の被災地方公共団体に対しては、被災者支援や復旧・復興事業が迅速かつ確実に実施できるよう、必要な人的・財政的支援を行うこと。

十八 近年、集中豪雨、台風、地震、豪雪などの自然災害が頻発化・激甚化し、全国各地で住民生活の安全・安心を脅かす甚大な被害が発生していることを踏まえ、地方公共団体において、更なる防災・減災対策に予防保全の視点を含めて取り組むことができるよう、十分な財政措置等を講ずること。

右決議する。

## 【法務委員会】

### ○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）要旨

本案は、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 裁判官以外の裁判所の職員の員数を31人減少すること。
- 二 この法律は、令和6年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行すること。

### （附帯決議）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。
- 二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。
- 三 平成25年3月26日、平成28年3月18日、平成29年3月31日、令和2年4月3日、令和3年3月12日、令和4年3月9日及び令和5年3月10日の当委員会における各附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて更なる削減等も含め検討していくこと。
- 四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。
- 五 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で裁判官・裁判所職員の適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。
- 六 両親の離婚時における子どもの利益確保の要請等への対応、その他価値観

の多様化に伴う家事事件の複雑化・困難化の動向等に対して、家庭裁判所における多角的な対応が適切かつ十分に行われるよう、家庭裁判所の人的・物的体制の整備を進めること。

七 裁判官・裁判所職員が健康的に働き続けられる職場環境を整備すること。

子育て、介護など仕事と家庭の両立に向けた取組をより一層進めること。

## ○総合法律支援法の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）（参議院送付）

### 要旨

本案は、犯罪被害者等の支援に関する施策を一層推進する観点から、日本司法支援センターの業務として、一定の被害者等を包括的かつ継続的に援助するために必要な法律相談を実施する業務及び契約弁護士等に必要な法律事務等を取り扱わせる業務を追加する措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

1 又は2に掲げる被害者等であって、当該被害に係る刑事手続への適切な関与又は損害若しくは苦痛の回復若しくは軽減を図るための訴訟その他の手続の準備及び追行に必要な費用の支払によりその生活の維持が困難となるおそれがあるものを包括的かつ継続的に援助するため、必要な法律相談を実施すること及び契約弁護士等に必要な法律事務等を取り扱わせるものとすること。

##### 1 (一)又は(二)に掲げる罪等の被害者等

- (一) 故意の犯罪行為により人を死亡させた罪
- (二) 不同意わいせつの罪、不同意性交等の罪等

##### 2 人の生命又は心身に被害を及ぼす罪として政令で定めるものの犯罪行為により被害者が政令で定める程度の被害を受けた場合における当該犯罪行為の被害者等

#### 二 業務方法書の記載事項

日本司法支援センターが一の業務開始の際に作成する業務方法書に記載すべき事項について所要の規定を設けるものとすること。

#### 三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

#### 四 施行期日等

##### 1 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令

で定める日から施行すること。

- 2 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

#### (附帯決議)

- 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。
- 一 日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）が本法において定められた犯罪被害者等支援弁護士制度に係る業務を遅滞なく開始し、その目的を十分に果たすことができるよう、必要な予算の確保及び体制の整備に努めること。
  - 二 犯罪被害者等が、適切な支援を利用し、迅速かつ円滑に被害を回復することができるよう、本法の趣旨並びに関係府省庁及び法テラスが実施する犯罪被害者等支援施策の全体像について十分な周知広報に努めること。
  - 三 犯罪被害者等支援施策には様々な実施主体による多様な支援があること、犯罪被害者等に対し被害直後から包括的かつ継続的な支援を行う必要があることなどを踏まえ、各犯罪被害者等支援施策を実施する関係機関の緊密な連携体制を構築するよう努めること。
  - 四 あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現するため、全国的なバランスを踏まえながら、犯罪被害者等支援業務を行う契約弁護士等の数及び質の確保に努めること。
  - 五 犯罪被害者等に対する包括的かつ継続的な援助を速やかに実現するため、本法の運用に係る政省令の策定等に向けた取組を直ちに行うこと。
  - 六 犯罪被害者等に対する支援の実施に当たっては、支援が必要な者に適切な支援がなされるよう、犯罪被害者等支援弁護士制度の対象者の該当性を適切に判断するとともに、費用負担を求める基準及びその負担額を定めるに当たっては、同制度の利用を必要とする犯罪被害者等がその利用を躊躇することのないようにすること。
  - 七 犯罪被害者等支援弁護士制度の対象者として、異性であるか同性であるかを問わず、犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者を加えることについて、犯罪被害給付制度に係る令和6年3月26日付け最高裁判決の趣旨及び現行の犯罪被害者等支援施策全体の動向等を踏まえつつ、検討すること。
  - 八 施行後の本法の運用状況を勘案し、我が国及び諸外国における犯罪被害者等施策の動向も踏まえ、本法による支援の対象となる犯罪、資力要件及び支援内容等について検討すること。

## ○民法等の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）要旨

本案は、子の権利利益を保護する観点から、子の養育についての父母の責務に関する規定の新設、父母が離婚した場合にその双方を親権者と定めることができるようとする等の親権に関する規定の整備、子の監護に要する費用の支払を確保するための制度の拡充、家事審判等の手続における父又は母と子との交流の試行に関する規定の新設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 民法の一部改正

- 1 父母が子を養育するに当たって遵守すべき責務を定める規定を設けること。
- 2 父母が離婚した場合にその双方を親権者と定めることができるようにする旨の規定を設けるとともに、父母の双方が親権者であるときの親権の行使方法に関する規定や、父母の一方から双方及び双方から一方への親権者の変更についての規定、監護者や監護の分担に関する規定を整備すること。
- 3 養育費等の債権に一般先取特権を付与するとともに、父母が養育費の額を定めることなく離婚をした場合においても父母の一方が他の一方に対して所定の額の養育費の支払を請求することができる旨の規定を設けること。
- 4 婚姻中の父母が別居する場面における親子交流に関する規定を明確化するとともに、父母以外の親族が家庭裁判所に対して子との交流に関する処分の審判を申し立てるための要件を定める旨の規定を設けること。
- 5 養子縁組がされた場合の親権者に関する規定を整備すること。
- 6 財産の分与の請求をすることができる期間を5年に伸長するとともに、財産の分与の請求において家庭裁判所が考慮すべき要素を具体化する規定を設けること。

### 二 民事執行法の一部改正

養育費等の債権に基づく民事執行について、1回の申立てにより、債務者財産の開示に関する手続とその手続において開示された財産に対する強制執行を連続的に行うことができる旨の規定を設けること。

### 三 人事訴訟法の一部改正及び家事事件手続法の一部改正

人事訴訟、家事審判及び家事調停の手続において、裁判所が当事者に対し収入や財産に関する情報開示を命ずるための規定及び親子交流の試行的実施を促すための規定を設けること。

### 四 施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### (修正要旨)

#### 一 啓発活動

政府は、改正後の各法律の円滑な施行のため、新民法第766条第1項又は第2項の規定により子の監護について必要な事項を定めることの重要性について父母が理解と関心を深めることができるように、必要な広報その他の啓発活動を行うものとすること。

#### 二 周知

政府は、改正後の各法律の円滑な施行のため、新民法第819条各項の規定による親権者の定め方、新民法第824条の2第1項第3号の「急迫の事情」の意義、同条第2項の「監護及び教育に関する日常の行為」の意義その他の改正後の各法律の規定の趣旨及び内容について、国民に周知を図るものとすること。

#### 三 検討

1 政府は、施行日までに、父母が協議上の離婚をする場合における新民法第819条第1項の規定による親権者の定めが父母の双方の真意に出たものであることを確認するための措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとすること。

2 政府は、この法律の施行後5年を目途として、改正後の各法律の施行の状況等を勘案し、父母の離婚後の子の養育に係る制度及び支援施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

### (附帯決議)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 施行後の本法の運用状況について公表するとともに、諸外国における子の養育に関する法制の動向等も踏まえ、本法による改正後の家族法制による子の利益の確保の状況、親権者の指定等における父母の真意の反映の程度、DVや児童虐待等を防止して親子の安全・安心を確保するものとなっているか等について不斷に検証し、必要に応じて法改正を含むさらなる制度の見直しについて検討を行うこと。

二 子の権利利益を保護するための父母の責務の明確化等の本法の趣旨及びそ

の内容について、国民、関係府省庁はもとより、児童扶養手当等の事務を行う地方公共団体及び共同親権の導入により大きく影響を受ける関係機関等に正確に伝わるよう、周知広報の徹底に努めること。特に、親権の単独行使の対象となる民法第824条の2各項の「急迫の事情」、「監護及び教育に関する日常の行為」、「特定の事項」及び第766条第1項の「子の監護の分掌」等の概念については、その意義及び具体的な類型等をガイドライン等により明らかにすること。

三 子の利益の確保の観点から、本法による改正後の家族法制による子の養育に関する事項の決定の場面において子自身の意見が適切に反映されるよう、専門家による聞き取り等の必要な体制の整備、弁護士による子の手続代理人を積極的に活用するための環境整備のほか、子が自ら相談したりサポートが受けられる相談支援の在り方について、関係府省庁を構成員とする検討会において検討を行うこと。

四 父母の別居や離婚に伴う子の養育をめぐる事件の審理に関し、特に子の権利利益を保護する観点に留意し、子の監護の安全や安心への配慮のほか、当事者の意見を適切に聴取しこれを尊重することを含め適切な審理運営がされるよう必要な研修その他の取組を行うこと。

五 離婚後の養育費の受給や親子交流等が適切に実施されるよう、我が国における実状調査のほか、諸外国における運用状況に関する調査研究等を踏まえ、養育費・婚姻費用について裁判実務で用いられている標準算定表を参照して取り決められる額が適正なものとなるための配慮等を含め、国自らによる取組の在り方に加え、民間の支援団体や地方公共団体の取組等への支援の在り方について検討を行うこと。また、調査研究に当たっては、公的機関による養育費の立替払い制度など、養育費の履行確保のさらなる強化について検討を深めること。

六 父母による子の養育が互いの人格の尊重及び協力関係のもとで適切に進められるよう、離婚前後の子の養育に関する講座の受講や共同養育計画の作成を促進するための事業に対する支援、ADRの利便性の向上など、関係府省庁及び地方公共団体等と連携して必要な施策の検討を図ること。

七 改正法により家庭裁判所の業務負担の増大及びDV・虐待のある事案への対応を含む多様な問題に対する判断が求められることに伴い、家事事件を担当する裁判官、家事調停官、家庭裁判所調査官等の裁判所職員の増員及び専門性の向上、調停室や児童室等の物的環境の充実、オンラインによる申立て

やウェブ会議の利用の拡大等による裁判手続の利便性の向上、子が安心して意見陳述を行うことができる環境の整備など、必要な人的・物的な体制の整備に努めること。

- 八 司法手続における利用者負担の軽減を図るため、法テラスによる民事法律扶助、DV等被害者法律相談援助や地方公共団体における支援事業など、関係機関との連携を一層強化し、必要な施策の充実に努めること。
- 九 DV及び児童虐待が身体的な暴力に限られないことに留意し、DVや児童虐待の防止に向けて、被害者支援の一環としての加害者プログラムの実施の推進を図ることを含め、関係機関と連携して被害者の保護・支援策を適切に措置すること。また、居住地や勤務先・通学先等が加害者に明らかになると等によるDV被害や虐待の継続、SNSなどインターネット上の誹謗中傷や濫訴等の新たな被害の発生を回避するための措置を検討すること。
- 十 親権者の指定や親子交流等が子の利益のため適切に行われるようとするため、DV及び児童虐待の被害又はそれらのおそれの有無についての認定が適切に行われるよう、必要な研修その他の取組を行うこと。また、父母が互いの親子交流を尊重し、これを妨げる行為を防止する措置等について検討すること。
- 十一 本法の下で新たな家族法制が円滑に施行され、子の利益を確保するための措置が適切に講じられるよう、関係府省庁等が連携して必要な施策を実施するための体制整備を進めること。また、本法の施行に伴い、税制、社会保障制度、社会福祉制度等への影響がある場合には、子に不利益が生じることはないかという観点に留意して、必要に応じ関係府省庁が連携して対応を行うこと。
- 十二 改正法が国民生活へ多大な影響を与えることに鑑み、本法の施行に先立って、子の利益の確保を図るために必要な運用開始に向けた適切な準備を丁寧に進めること。

## ○出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）

### 要旨

本案は、本邦に適法に在留する外国人の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、在留カード及び特別永住者証明書と個人番号カードの一体化並びに一体化したカードに係る地方出入国在留管理局又は市町村における手続の一元的処理を可能とするとともに、在留カード及び特別永住者証明書の記載事項

等を見直すほか、出入国及び在留の公正な管理に係る電磁的記録の取扱いに関し必要な事項を定める等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

## 一 特定在留カード等の創設

- 1 住民基本台帳に記録されている中長期在留者又は特別永住者は、出入国在留管理庁長官に対し、在留カード又は特別永住者証明書（以下「在留カード等」という。）と個人番号カードが一体となった特例的な在留カード等（以下「特定在留カード等」という。）の交付申請をすることができるようすること。
  - 2 地方公共団体情報システム機構は、出入国在留管理庁長官から1の申請に係る通知を受け、個人番号カードとしての機能を付加するために必要な措置を在留カード等に施す事務を行い、出入国在留管理庁長官は、特定在留カード等を交付するものとすること。
  - 3 特定在留カード等は、在留カード等の失効事由によって失効するものとし、その場合の返納先を出入国在留管理庁長官とすること。
- 二 特定在留カード等に関しては、個人番号カードに関する手続についても、地方出入国在留管理局又は市町村において一元的に処理できるようにすること。
- 三 現行の在留カード等の券面記載事項を見直すとともに、在留カード等の有効期間を個人番号カードに倣ったものにすること。
- 四 電磁的記録の取扱いの明確化に関して、所要の規定を整備すること。

## 五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### （附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、在留カード等と個人番号カードの一体化のための準備を進めるとともに、特定在留カードの更なる利便性向上のための措置について引き続き検討を行うこと。また、年々巧妙化する偽造技術に対応し、これを防止するための取組を進めるとともに、プライバシー情報の保護のためのセキュリティ対策を着実に行うものとすること。

## ○出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）要旨

本案は、近年における技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、特定産業分野のうち、その分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保するため、現行の技能実習に代わる新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行う事業を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 出入国管理及び難民認定法の一部改正

- 1 「技能実習」の在留資格を廃止し、人材の育成及び確保のために、育成就労計画に基づいて育成就労産業分野に属する技能に係る活動に従事することを内容とする「育成就労」の在留資格を創設すること。
- 2 永住許可の要件を一層明確化するとともに、当該要件を満たさなくなつた場合に他の在留資格へ変更する措置を講ずるための規定を設けること。
- 3 事業活動に関し外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長行為に対する罰則を引き上げること。

### 二 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正

- 1 題名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」に改めること。
- 2 「技能実習計画」の名称を「育成就労計画」に改め、その記載事項及び認定基準等を新たな制度の目的に即したものにするとともに、計画の認定基準に育成就労の期間の上限等の要件を設けること。
- 3 育成就労外国人の意思による育成就労実施者の変更を認めるとともに、その要件に関する規定を設けること。
- 4 「監理団体」の名称を「監理支援機関」に改めるとともに、適性のない監理支援機関を適切に排除することができるようその許可等の基準を改めるなどの措置を講ずること。
- 5 「外国人技能実習機構」の名称を「外国人育成就労機構」に改めるとともに、同機構の業務に、育成就労実施者の変更に係る支援や特定技能外国

人に対する援助等の業務を加えること。

### 三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### (修正要旨)

##### 一 政府の措置に関する規定の追加

- 1 政府は、育成労制度の運用に当たっては、人材が不足している地域において必要とされる人材が確保され、もって地域経済の活性化に資するよう、育成労外国人が地方から大都市圏に流出すること等により大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講ずるものとすること。
- 2 政府は、監理支援機関及び育成労実施者が、育成労外国人の人権及び労働環境に十分配慮しつつ、育成労外国人に係る育成労実施者の変更及び労働者派遣等監理型育成労に関する事務を適切かつ円滑に実施することができるよう、監理支援機関、育成労実施者、外国人育成労機構、公共職業安定所等の間の連携強化その他の必要な措置を講ずるものとすること。
- 3 政府は、監理支援機関が監理型育成労実施者から独立した中立の立場で監理支援事業を行うことができる体制が十分に確保されていることを確認するために必要な措置を講ずるものとすること。
- 4 政府は、本邦に在留する外国人に係る社会保障制度及び公租公課の支払に関する事項並びに新入管法第22条第2項及び第22条の4第1項の規定その他の新入管法及び育成労法の規定の趣旨及び内容について、本邦に在留する外国人及び関係者に周知を図るものとすること。

##### 二 永住者の在留資格の取消しに係る規定の適用に当たっての配慮に関する規定の追加

新入管法第22条の4第1項（第8号に係る部分に限る。）の規定の適用に当たっては、永住者の在留資格をもって在留する外国人の適正な在留を確保する観点から、同号に該当すると思料される外国人の従前の公租公課の支払状況及び現在の生活状況その他の当該外国人の置かれている状況に十分配慮するものとすること。

##### 三 検討に関する規定の追加

政府は、この法律の施行後3年を目途として、外国の送出機関及び監理支

援機関の事業活動の状況その他の育成就労制度の運用状況の検証を行い、その結果等を踏まえて育成就労制度の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとすること。

#### (附帯決議)

- 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。
- 一 我が国が外国人材にとって魅力ある働き先となり、就労希望者がより長く我が国で就労することができるよう、外国人就労者の生活・就労環境等の整備に努めるものとし、賃金をはじめとする待遇や職場環境の改善、国及び地方公共団体等における受入れ体制の整備、本人及び家族のための生活環境の整備、社会保障制度に関する周知徹底、我が国の文化や社会に対する理解の増進等の諸施策の総合的な取組に向けた検討を進めること。
  - 二 外国人就労者の受入れ企業が労働関係法令を遵守し、適切に外国人就労者の雇用と支援を行うことができるよう、人権意識の醸成及び徹底に向けて、適切な情報発信及び取組支援の在り方等について検討を行うこと。また、外国人就労者に対する人権侵害の実態や外国人失踪者に関する状況の把握に努め、必要な改善措置について検討を行うこと。
  - 三 地域社会での生活や育成就労の適切な実施に資するとともに、改正後の制度の各段階において日本語能力がこれまで以上に求められることから、外国人就労者の日本語習得のために適切な支援がなされるよう、国及び地方公共団体における環境整備の在り方について検討を行うこと。特に、地方における日本語習得の機会の確保について、十分に配慮するものとすること。
  - 四 我が国の産業分野における労働力不足への対応を目的とする本法の趣旨に照らし、特定技能及び育成就労に係る対象分野及び受入れ見込数の設定に関しては、外国人就労者の現状や我が国全体の雇用状況を適切に勘案して、透明性・予見可能性が確保されるよう努めるとともに、専門性のある有識者及び関係団体等の知見が適切に反映され、公平性・中立性が確保されるよう努めるものとすること。また、経済社会の牽引役となりうる高度外国人材に関し、これまで以上に積極的に誘致を行う方策について検討を行うこと。
  - 五 我が国での就労経験を持つ外国人が、過去に習得した技術や日本語能力、日本社会及び日本文化等への理解や経験を生かして更に我が国で活躍してもらうための受入れ手段について検討を行うこと。
  - 六 育成就労外国人の意向による転籍を認めるための要件に関する主務省令の策定に際しては、技能及び日本語能力の基準等について、適正かつ現実的に

転籍が可能なものとなるよう特に配慮するとともに、改正後の制度の運用状況を踏まえて必要に応じて見直しを検討するものとすること。

七 育成就労外国人の転籍が迅速かつ円滑に進められるよう、転籍の申出の手続きにかかる負担が極力少なくなるための措置を検討するとともに、転籍先が確保されるまでの期間が長期化した場合における生活支援等の在り方について検討を行うこと。

八 季節性のある分野における派遣形態による育成就労計画の認定に当たっては、派遣元又は派遣先の事業者の事情により育成就労外国人の利益が不当に害されることのないよう、労働関係法令等に即した適切な処遇の確保について特に配慮すること。

九 監理支援機関の独立性・中立性の確保のための役職員要件及び業務範囲に関する要件等に関する主務省令の策定に当たっては、本法の趣旨及び地方における監理支援機関の実情に照らして実効性が確保されるよう留意するとともに、当該要件の充足の状況及び外部監査人の選任の在り方を含む適切な業務実施体制の確保の状況等について、実地検査等を通じて継続的に把握するよう努めること。併せて、監理支援機関による育成就労実施者からの監理支援費の徴収に当たっては、当該費用が実費に限られることに留意し、監理支援費の設定及び預託金の精算等が適切になされるよう、必要な措置を検討すること。

十 育成就労を希望する外国人が送出機関に不当に高額な手数料を支払うことのないよう、主務省令で定める手数料の金額の基準を育成就労外国人にとって合理的なものとするとともに、送出国との新たな二国間取決めの策定に際しては、悪質な送出機関が排除され、我が国への育成就労外国人の送出しが適切に実施されるものとなるよう、協議を進めるものとすること。

十一 永住者に対する永住許可の取消及び職権による在留資格の変更を行おうとする場合には、既に我が国に定住している永住者の利益を不当に侵害することのないよう、定着性及び法令違反の悪質性等の個別事情を厳正に判断するとともに、具体的な事例についてのガイドラインを作成し周知するなど、特に慎重な運用に努めること。また、その場合における永住者の家族の在留資格の取扱いについて、十分な配慮を行うものとすること。

十二 我が国が魅力ある働き先として選ばれるため、外国人就労者の家族等の在り方について引き続き検討すること。

十三 本法の施行に伴う出入国在留管理庁及び厚生労働省における業務負担の

増加に伴い、関連業務を迅速かつ適切に実施するために必要な人的・物的体制の整備に努めること。また、外国人育成労働機構が支援・保護業務や相談援助業務を適切に行うための体制の整備に努めるとともに、育成労働外国人からより広く認知されるための取組を進めること。

十四 外国人就労者が改正後の制度について正しく理解して安心して我が国で働くことを可能にするとともに、共生社会の実現に向けて国内外の理解が深まるよう、本法の趣旨及び内容について国際社会や国内の関係機関等に対する周知広報に努めること。

## 【外務委員会】

### ○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）要旨

本案は、在外公館の新設、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定、子女教育手当の小学校に係る加算額の限度の適用対象年齢の引き下げ及び在勤手当（住居手当を除く。）の月額を規定する通貨の改定を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 在外公館として在ナイロビ国際機関日本政府代表部を新設するとともに、同代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること。
- 二 既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること。
- 三 在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の小学校に係る加算額の限度の適用対象年齢を6歳から5歳に引き下げ、5歳の年少子女については、5歳での小学校入学に合理的な理由がある場合とすること。
- 四 在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当（在勤基本手当、子女教育手当等）の月額を規定する通貨を本邦通貨から外国通貨に改めること。
- 五 この法律は、令和6年4月1日から施行すること。ただし、一の在ナイロビ国際機関日本政府代表部新設に関する部分は、政令で定める日から施行すること。

### ○2027年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法案（内閣提出第7号）要旨

本案は、令和9年に開催される2027年国際園芸博覧会に関し、国際博覧会条約（以下「条約」という。）の規定に基づく政府委員の設置及びその任務、給与等について定めることを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 外務省に、特別職の国家公務員かつ外務公務員である2027年国際園芸博覧会政府委員（以下「政府委員」という。）1人を置くこと。
- 二 政府委員は、2027年国際園芸博覧会に関する事項について、条約の定めるところにより、日本国政府を代表することを任務とすること。
- 三 関係府省の長は、政府委員の任務の円滑な遂行を図るために、必要な措置をとるものとすること。
- 四 政府委員の任免は、外務大臣の申出により内閣が行い、政府委員は、その

任務を終了したときは、解任されるものとすること。

五 この法律は、令和6年4月1日から施行し、2027年国際園芸博覧会の終了の日から起算して1年を経過した日に効力を失うこと。

## ○グローバル戦闘航空プログラム（G C A P）政府間機関の設立に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第1号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

次期戦闘機（令和17年頃から退役開始予定のF-2の後継機）に関し、我が国は、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下「英国」という。）及びイタリア共和国と共に、グローバル戦闘航空プログラム（以下「G C A P」という。）の下で、3箇国の技術を結集し、開発コストやリスクを分担しつつ、優れた戦闘機を共同開発することとしている。この条約は、G C A Pの実施に当たり、効率的な協業体制を確立するため、G C A Pの管理等を3箇国のために行うこととする国際機関としてG C A P政府間機関（以下「G I G O」という。）を設立するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 締約国は、G C A Pの指導、指示、管理、監督及び運営を行うことを目的としてG I G Oを設立すること。この条約の適用上、「G C A P」とは締約国のためにG I G Oを通じ遂行される作業計画をいうこと。

二 G I G Oは、各締約国の代表による運営委員会と同委員会の指導等に従いG C A Pのために活動するG C A P実施機関（以下「実施機関」という。）で構成され、国際法上及び国内法上の法人格を有すること。

三 G I G Oは、本部を英国に置くほか、締約国の領域内における実施機関の活動を支援し、及び円滑にするため、締約国の領域内に支部を置くことができる。

四 実施機関は、G C A Pの全般的な運営、契約の締結、運営委員会への年次予算（運営予算及び事業予算から成り、長期的な財政計画を含む。）の提出、締約国の法令及び武器管理制度上の義務並びに適用のある国際協定に従って実施されるG C A Pに係る輸出の管理及び支援等の業務を遂行すること。

五 実施機関は、運営委員会が選出する首席行政官を長とし、その職員（実施機関のため直接働く旨の実施機関との書面による取決めが必要）は、主として締約国から選ばれた政府職員によって構成されること。

六 締約国は、G I G Oの資金のために拠出し、その形態、頻度等は、別途、当局間の取決めで定めること。

- 七 実施機関は、毎年、前年に行った活動に関する報告及び翌年の活動の見通しを運営委員会に提出すること。各締約国が指名する監査人が当該締約国の行政機関に関する監査の任務の遂行及び当該締約国議会への報告が可能となるよう、実施機関は、保有する全ての情報及び文書（当該締約国が参加する活動に関するもの）を当該監査人に提供し、並びに当該監査人が当該情報及び文書を調査することを認めること。
- 八 G I G O、運営委員会の構成員、実施機関の職員等は、それぞれ条約に定める特権及び免除（構内・公文書の不可侵、訴訟手続の免除、給料等に対する課税の免除等）を享有すること。
- 九 締約国は、法的義務及び規則に従い、並びに国家安全保障上の直接の利益に妥当な考慮を払った上で、G C A Pにおいて又はG C A Pを通じて生み出された品目及び情報の非締約国への輸出等に関する他の締約国の意図を可能な限り支援すること。
- 十 締約国及びG I G Oは、締約国の関係当局間の別途の取決めに従って秘密情報を保護すること。

#### ○日本国とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）要旨

- 本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。
- この協定は、後方支援の分野における物品又は役務（以下「物品・役務」という。）の相互の提供に関する自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊（以下「ドイツ軍隊」という。）との間における枠組みを定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。
- 一 この協定は、自衛隊とドイツ軍隊の双方が参加する訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品・役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品・役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とすること。
- 二 いずれか一方の締約国政府が自衛隊又はドイツ軍隊により実施される一に掲げる活動のために必要な物品・役務の提供を他方の締約国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の締約国政府は、その権限の

範囲内で、要請された物品・役務を提供することができる。

- 三 この協定に基づいて提供される物品・役務は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）、空港・港湾業務及び弾薬の区分に係るものとし、その詳細は付表に定めること。ただし、これらの提供には、武器の提供を含むものと解してはならないこと。
- 四 この協定に基づいて提供される物品・役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならず、受領締約国政府は、提供締約国政府の書面による事前の同意を得ないで受領締約国政府の部隊以外の者又は団体に対して当該物品・役務を移転してはならないこと。
- 五 この協定に基づいて行われる物品・役務の提供に係る決済の手続は、物品については、提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法での当該物品の返還等により、役務については、提供締約国政府の指定する通貨による償還又は同種かつ同等の価値を有する役務の提供による。
- 六 この協定に基づいて行われる物品・役務の相互の提供については、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施すること。

## ○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアンゴラ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とアンゴラとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定の適用上、「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している全ての種類の資産をいい、「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいうこと。
- 二 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇及び最惠国待遇を与えること。
- 三 一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与えること。

- 四 いざれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができないこと。
- 五 いざれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用、国有化等を実施してはならず、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならぬこと。
- 六 一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保すること。
- 七 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争について、一方の紛争当事者が、協議等によって解決されないと認める場合には、当該投資家は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託することができる。
- なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、内国民待遇、最惠国待遇及び特定措置の履行要求の禁止に関する規定により課される義務に適合しない各締約国の措置について規定している。

#### ○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とギリシャ共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第4号）要旨

- 本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。
- この条約は、我が国とギリシャとの間で、二重課税の除去を図るとともに脱税及び租税回避を防止するため、源泉地国が課税できる所得の範囲、限度税率、両国の税務当局間における情報交換及び租税債権の徴収共助等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。
- 一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税、ギリシャについては自然人に対する所得税及び法人その他法律上の団体に対する所得税とすること。
- 二 一方の締約国の企業の事業利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該

他方の締約国において課税できること。

- 三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に對しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、当該配当を支払う法人が日本国の居住者であり、当該配当の受益者が当該法人の議決権の10%以上を直接若しくは間接に所有する法人である場合又は当該配当を支払う法人がギリシャの居住者であり、当該配当の受益者が当該法人の資本若しくは議決権の10%以上を直接若しくは間接に所有する法人である場合には、配当額の5%を超えない額、その他の場合には、配当額の10%を超えない額を課税できること。
- 四 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に對しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、利子額の10%を超えない額を課税できること。ただし、当該利子の受益者が他方の締約国の政府等である場合には当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 五 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる著作権、特許権等の使用料に對しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、使用料額の5%を超えない額を課税できること。
- 六 この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に對して申立てをすることができると及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行つて解決を図ることができることに加え、一定の要件の下において仲裁に付託できること。
- 七 両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること及び租税債権の徵収について相互に支援を行うこと。
- 八 第三国で課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的がこの条約の特典を受けることである場合には、この条約の特典は与えられないこと。

## ○経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第5号）要旨

本件は、標記の議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。この議定書は、平成31年2月に発効した現行協定に、情報の電子的手段による国境を越える移転及び個人情報の保護に関する規定を追加するための改正等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 両締約国は、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者（対象企業、締約国の企業家及び締約国のサービス提供者）の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を確保することを約束すること。
- 二 一方の締約国は、一の情報の電子的手段による国境を越える移転を次のことを行うことによって禁止し、又は制限する措置を採用し、又は維持してはならないこと。
  - 1 情報の処理について、一方の締約国の領域におけるコンピュータ関連設備又はネットワーク構成要素の利用を要求すること。
  - 2 情報の保存又は処理について、一方の締約国の領域における情報のローカライゼーションを要求すること。
  - 3 他方の締約国の領域における情報の保存又は処理を禁止すること。
  - 4 1又は2を情報の国境を越える移転の条件とすること。
  - 5 一方の締約国の領域への情報の移転を禁止すること。
  - 6 他方の締約国の領域への情報の移転の前に一方の締約国の承認を要求すること。
- 三 各締約国は、電子商取引に関する個人情報の保護について定める法的枠組みを採用し、又は維持すること。
- 四 金融サービスの情報の移転及び処理に関する規定を削除すること。

## ○航空業務に関する日本国政府とクロアチア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第6号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とクロアチア両国間及びその以遠における定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 一方の締約国の航空企業は、他方の締約国の領域を無着陸で通過することができるほか、当該他方の締約国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸できること。
- 二 一方の締約国の指定航空企業は、附属書Iに定める路線（以下「特定路線」という。）において、他方の締約国内の地点に着陸して、定期的に両締約国間の貨客の運送を行うことができるとともに、特定路線上に第三国内の地点がある場合には、定期的に当該地点と他方の締約国内の地点との間の貨客の運送を行うことができること。

- 三 一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の空港等の施設の使用料金につき最惠国待遇及び内国民待遇と同等の待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油、部品、航空機貯蔵品等について当該他方の締約国の関税等を原則として免除されること。
- 四 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち当該指定航空企業を指定した締約国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給すること。
- 五 いずれの協定業務（特定路線において運営される航空業務）に対する運賃も、商業的考慮に基づいて合理的な水準に定めること。また、日本国の航空当局は、自国の領域から出発する片道又は往復の運送のための運賃を認可する権利等を有し、クロアチアの航空当局は、自国に発着する日本国指定航空企業が運送について課する予定の運賃について届出を要求する権利を有すること。
- 六 両締約国は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不法な行為等を防止するため、適当な措置をとること。
- 七 一方の締約国は、他方の締約国に対し、航空の安全に関する協議を要請することができる。また、一方の締約国の権限のある当局は、自国の領域内において他方の締約国の指定航空企業の航空機に対する検査を行うことができることとし、一方の締約国は、航行の安全の確保に必要な場合には、他方の締約国の指定航空企業による運航を停止させることができること。  
なお、協定の不可分の一部を成す附属書Ⅰは、両締約国指定航空企業が運営することのできる路線を具体的に定めている。

## ○社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第7号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。  
この協定は、我が国とオーストリアとの間で、年金制度、医療保険制度等への強制加入に関する法令の適用について両国間で調整を行い、両国の関係法令が同時に適用されることを回避することにより、相手国に一時的に派遣された被用者等についての保険料の二重負担の問題等を解決すること及び年金を受給する権利を取得するために必要とされる期間の計算に際して、相手国の制度に入っていた期間を自国の制度に入っていた期間と併せて計算することができるようすることを主たる目的とするものであり、その主な内容は次のとお

りである。

- 一 この協定は、オーストリアについては、年金保険、疾病保険、災害保険及び失業保険について適用すること。
- 二 この協定は、日本国については、国民年金及び厚生年金保険に係る年金制度について、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法等により実施される医療保険制度について、並びに失業等給付に関する雇用保険制度について、それぞれ適用すること。
- 三 強制加入に関する法令の二重適用の回避のため、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用すること。ただし、被用者又は自営業者が、一時的に相手国において就労する場合には、当該被用者については派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）の期間が5年を超えない場合に自国の法令のみを適用することとし、当該自営業者についてはその居住国の法令のみを適用すること。
- 四 一方の締約国の年金を受給する権利を取得するために必要とされる期間の計算に際して、当該一方の締約国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、他方の締約国の法令による保険期間を考慮すること。

#### ○刑事に関する共助に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第8号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、我が国とブラジルとの間の捜査、訴追その他の刑事手続に関する共助を実施するための枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施すること。
- 二 共助には、(1)証言又は供述の取得、(2)映像及び音声の送受信による通話（以下「ビデオ会議」という。）を通じた聴取を可能とすること、(3)物件（証拠となる書類、記録その他の物）の取得（捜索又は差押えによるものを含む。）、(4)人、物件又は場所の見分、(5)人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定、(6)被請求国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は可能な場合には地方公共団体の保有する物件の提供、(7)請求国における出頭が求められている者に対する招請の伝達、(8)拘禁されている者の身柄の移送であって証言の取得その他の目的のためのもの、(9)刑事手続に関する文書の送

達、⑩犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助等を含むこと。

三 各締約国は中央当局を指定すること。日本国の中央当局については法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者とし、ブラジルの中央当局については法務治安省とすること。

四 両締約国の中央当局は、この条約の実施に当たって、相互に直接連絡を行うこと。

五 被請求国の中央当局は、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合等においては、共助を拒否することができること。

六 被請求国は、請求国のある権限ある当局が被請求国に所在する者を証人又は鑑定人として聴取する必要がある場合において、その聴取が請求国の手続において必要であるときは、当該当局がビデオ会議を通じて当該者から証言又は供述を取得することを可能とすることができる。

七 両締約国の中央当局は、この条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができること。

## ○国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第9号）要旨

本件は、標記の協定の改正の受諾について、国会の承認を求めるものである。この改正は、国際復興開発銀行（以下「銀行」という。）の機能を強化することを目的として、現行の協定上の融資等の上限を撤廃するため、銀行が行う融資等（保証、貸付参加及び直接の貸付）の残高を自己資本（応募済資本、準備金及び剰余金）以下に制限している規定を削除するものである。

## ○欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第10号）要旨

本件は、標記の協定の改正の受諾について、国会の承認を求めるものである。この改正は、欧州復興開発銀行（以下「銀行」という。）の機能の強化を目的として現行の協定上の融資等の上限を撤廃するとともに、銀行の業務の地理的範囲を拡大することについて定めるものであり、その内容は次のとおりである。

- 一 銀行が行う融資等（貸付け、株式又は持分への投資及び保証）の残高を自己資本（応募済資本、準備金及び剰余金）以下に制限している規定を削除するとともに、理事会が銀行の財務の健全性及び持続可能性を保護するため、適当な制限を定め、及び維持するものとすること。
- 二 銀行は、現在の受益国（中欧及び東欧の各国、モンゴル並びに銀行が決定する地中海の南部及び東部の加盟国）に加え、銀行が決定する限られた数のサブサハラ・アフリカの加盟国においてもその目的を達成することができるること。

○**1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書の2009年の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第11号）要旨**

本件は、標記の議定書の改正の受諾について、国会の承認を求めるものである。

この改正は、海洋への投棄等のために廃棄物その他の物を他国に輸出することを許可してはならない旨の現行議定書の規定の例外として、二酸化炭素を含んだガスの輸出を一定の条件の下で行うことができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 締約国が、受入国との間で協定を締結し、又は取決めを行っていることを条件として、海底下の地層への処分のための二酸化炭素を含んだガスの輸出を行うことができることを新たに定めること。
- 二 一の協定又は取決めには、輸出国と受入国との間の許可を与える責任の確認及び配分並びに非締約国に輸出する場合には議定書上の義務に反しないことを確保するための議定書と同等の規定を含めること。

## 【財務金融委員会】

### ○所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）要旨

本案は、物価高を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現、生産性の向上等による供給力の強化等の観点から、国税に関し、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担を緩和し、物価上昇を上回る持続的な賃金上昇が行われる経済の実現を目指す観点から、所得税の定額減税の実施及び賃上げ促進税制の強化等を行うこと。
- 二 資本蓄積の推進や生産性向上による供給力強化のため、半導体等を対象とした戦略分野国内生産促進税制や特許権等から生ずる一定の所得に係るイノベーションボックス税制を創設すること。
- 三 スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するため、ストックオプション税制の適用要件の見直し等を行うこと。
- 四 経済のグローバル化を踏まえ、特定のプラットフォーム事業者に消費税の納税義務を課す制度の導入等を行うこと。
- 五 住宅用家屋の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等について、その適用期限の延長や整理合理化等を行うこと。
- 六 この法律は、別段の定めがあるものを除き、令和6年4月1日から施行すること。

### （附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 所得税の定額減税の実施に当たっては、対象者が確実に減税措置を受けられるよう、適切な執行体制を確保するとともに、十分な周知・広報を行うほか、各事業者や自治体の事務負担にも配慮し、減税事務の円滑な実施に努めること。とりわけ、令和6年能登半島地震の被災地においては、被災地の実情に十分配慮した対応に努めること。
- 二 賃上げ促進税制については、中小企業の実態を踏まえ、長期にわたり実施されている同税制の効果の検証を行うとともに、新たに創設された上乗せ要件が子育てと仕事の両立支援や女性活躍支援に与える効果についても的確に把握するよう努めること。
- 三 新たに創設される各種の企業関係税制については、今後、各措置の適用実態を検証し、企業等の行動変容を促すインセンティブ措置として機能しているか否か等の観点から、政策効果や必要性をよく見極めた上で、一部の企業

等に対する過度の優遇にならないよう、不断の見直しを行うこと。

四 今般の政治資金を巡る問題を踏まえ、税制は国民の理解と信頼の上に成り立っているとの認識の下、国民からの税に対する信頼を損なわないよう、課税上問題があると認められる場合には適時・適切に税務調査を行うなど、適正、公平な課税の実現に努めること。

五 適格請求書等保存方式（インボイス制度）が実施されたことにより、事業者間取引において不当な扱いが生じているといった意見があることを踏まえ、中小・小規模事業者に対する不当な扱いを防止するための取引環境の整備への取組を強化すること。

六 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引のグローバル化・デジタル化による調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大、軽減税率制度やインボイス制度の実施への対応など社会情勢の変化による事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、社会的関心の高い消費税の不正還付防止への対応、国際的な租税回避行為や富裕層への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

## ○関税率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）要旨

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 令和6年3月末に適用期限が到来する暫定税率等について、その適用期限の延長等を行うこと。
- 二 特例輸入者による特例申告の納期限の延長において必須とされている担保について、関税の保全のために必要があると認められる場合にのみ提供を求める取扱いに緩和すること。
- 三 この法律は、別段の定めがある場合を除き、令和6年4月1日から施行すること。

### （附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 二 特例輸入者による特例申告の納期限の延長に係る担保の取扱い緩和については、その運用が恣意的になって一部の事業者に対する過度な優遇につながらないよう留意し、関税等の徴収に支障を来すことのないよう財務状況の確認を徹底するとともに、AEO（認定事業者）制度については、国際物流におけるセキュリティ確保と貿易の円滑化の両立を一層図っていく観点から、AEO認定の審査、事後監査に万全を期すよう努めること。
- 三 最近における社会のデジタル化といった経済・社会構造の変動に伴う輸入申告件数の急増や新型コロナウイルス感染症に関する水際措置の終了に伴う訪日外国人旅行者数の回復など、税関を取り巻く環境が急速に変化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤等の不正薬物、銃器、金地金、知的財産侵害物品やテロ関連物品等の密輸を阻止するとともにロシア等に対する輸出入規制や経済安全保障へも対応し、水際において国民の安全・安心を確保しつつ、2025年に開催される大阪・関西万博におけるテロ対策や展示物等の的確かつ迅速な通関等を通じ安全かつ円滑な開催に寄与するため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、待遇改善、機構・職場環境の充実、取締検査機器等を含む業務処理体制の整備及び安全管理の徹底等に特段の努力を払うこと。

## ○国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）要旨

本案は、国際通貨基金に対する加盟国の出資総額が増額されることとなったこと等に伴い、我が国が同基金への出資額を増額するための措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国際通貨基金に対し、462億3,080万特別引出権に相当する金額（現行は308億2,050万特別引出権に相当する金額）の範囲内において出資することができることとすること。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこととすること。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。

### （附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 世界経済の複合的な危機に伴い、加盟国が直面する課題への対応に国際通貨基金が一層貢献できるよう、今後も同基金の機能やガバナンス等の強化に向け、我が国としても同基金に協力するとともに、主要出資国にふさわしいリーダーシップを発揮するなど、我が国の国際的プレゼンスの向上に努めること。
- 二 今後のクオータの見直しに当たっては、その増資規模について十分検討するとともに、加盟国の出資割合の調整に関し、経済力を基礎としながらも新たな指針の必要性について各加盟国に働きかけ、我が国の国益に資する見直しとなるよう努めること。
- 三 開発途上国の抱える債務問題が深刻化する中、国際通貨基金や世界銀行グループを通じて債務国における借入先や借入額等の債務データを的確に把握することが重要であることから、債権国による当該債務データの共有を促進していくとともに、債務国が適切な債務管理を行い、返済能力に応じた借入れが実施されて債務の持続可能性が確保できるよう、各加盟国に対し積極的に働きかけていくこと。
- 四 我が国の国際貢献の機会を拡大する観点から、国際機関において日本人職員の登用機会を更に広げる活動を推進し、有能な人材が円滑に採用されるよう支援に努めるとともに、出資に見合う枢要なポストの獲得に尽力すること。

## ○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）要旨

本案は、国家公務員等の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、職員の事務負担軽減を図るための所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 旅費について、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、その種類及び内容に係る規定を簡素化すること。
- 二 自宅から出発する出張に係る旅費の支給を可能とするとともに、旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行代理店に対する直接の代金の支払を可能とするなど、旅費の支給対象の見直しを行うこと。
- 三 国費の適正な支出を図るため、違法に旅費の支給を受けた旅行者等からの旅費の返納に関する規定を整備するとともに、財務大臣による各庁の長に対する監督規定を設けること。

四 この法律は、令和7年4月1日から施行すること。

#### (附帯決議)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 政令で定めることとする旅費については、宿泊料に係る上限額の設定方法次第では現行制度の場合と比較して支給額が増加する可能性もあることから、年度ごとに旅費総額を把握するとともに、適切な実費弁償が図られていることを検証し、必要に応じて改善策を講じるなど不正防止や冗費節約の観念を損なうことなく国費の適正な支出が確保されるよう努めること。また、国家公務員の働き方改革に資するよう旅費制度に係る事務負担の実態を把握し、事務負担の軽減に努めること。

### ○令和6年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律案（内閣提出第20号）要旨

本案は、令和6年能登半島地震災害（以下「今般の災害」という。）により、広範囲において甚大な被害が生じており、かつ、発災日が令和5年分所得税の課税期間に極めて近接していること等の事情を総合的に勘案し、臨時・異例の対応として、令和5年分所得税について、今般の災害による損失に係る特別な措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 今般の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、その損失額を令和5年分の所得金額から雑損控除として控除を可能とする特例の措置を講ずること。
- 二 今般の災害により事業用資産等について損失が生じたときは、その損失額を令和5年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費への算入を可能とする特例の措置を講ずること。
- 三 今般の災害により住宅や家財について甚大な被害を受けたときは、令和5年分の所得税について、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律による軽減免除の適用を可能とする特例の措置を講ずること。
- 四 この法律は、公布の日から施行すること。

### ○金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）要旨

本案は、資産運用の高度化・多様化及び企業と投資家の対話の促進を図りつ

つ、市場の透明性・公正性を確保するため、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 投資運用業者から、投資運用業等に関する業務及び法令遵守のための業務を受託する事業者の任意の登録制度を創設し、当該登録業者に業務を委託する投資運用業者の登録要件を緩和すること。
- 二 非上場有価証券の仲介等の業務のみを行う第一種金融商品取引業者に適用される規制を緩和すること。
- 三 株券等の大量保有報告制度について、保有割合の合算対象となる共同保有者の範囲の明確化を図ること。
- 四 株券等の公開買付制度について、市場内取引を対象に追加するほか、公開買付けの実施が義務付けられる議決権割合を3分の1から100分の30に引き下げるここと。
- 五 この法律は、原則として、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### (附帯決議)

- 政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。
- 一 投資運用業者によるコンプライアンスなどミドル・バックオフィス業務の投資運用関係業務受託業者への委託により、当該業務の執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員又は使用人が不要となる結果、コンプライアンス管理等の態勢が弱体化して顧客に不利益が及ぶことのないよう、当該業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人が備えるべき資質を監督指針などで明確に定めること。
  - 二 投資運用関係業務受託業者の業務品質の向上を図るため、受託業務量が過大となることや委託元である投資運用業者から不当な圧力を受けることを防ぐとともに、委託元に対し業務上必要な情報提供を隨時求めることができるよう必要な措置を講じること。
  - 三 投資運用業への参入促進策の実施においては、競争環境が激化した場合であっても「顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に業務を遂行する義務」の徹底が図られ、他者を上回る投資収益を上げることを目指して投資先に関わる多様なステークホルダーの利益を犠牲にすることがないよう、投資運用業者に対して適切な監督を行うこと。
  - 四 非上場株式の流通活性化策の実施においては、一般投資家が売り手の場合、買い手の特定投資家等との間の情報や知識の格差によって不利益を被ること

- を防ぐとともに、いわゆる小粒上場がその後の成長停滞の原因となっている現在の株式市場を改革し、上場を果たした企業に更なる成長資金を供給するという本来の株式市場の機能を向上させるため、必要な措置を検討すること。
- 五 「資産運用立国」に係る政策を進めるに当たり、短期的な株主利益を重視するのではなく、企業を取り巻く多様なステークホルダーの利益を重視することで長期的持続的な株主利益の実現を目指していくという考え方方が我が国に定着するよう努めること。
- 六 本法に基づく制度の運用に当たっては、国民の財産を保護し健全な投資環境を守るために、金融経済教育や国民からの相談体制の拡充等を通じて、詐欺的な投資勧誘等に基づく被害を防止し、実効性のある検査及び監督が円滑に実施されるよう、金融庁及び財務局において必要な機構・定員を確保し、引き続き投資者保護に万全を期すこと。

## ○事業性融資の推進等に関する法律案（内閣提出第57号）要旨

本案は、不動産を目的とする担保権又は個人を保証人とする保証契約等に依存した融資慣行のは正及び会社の事業に必要な資金の調達等の円滑化を図るために、事業性融資の推進等に関し、所要の措置を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 事業性融資の推進に関し、基本理念及び国の責務を定めること。
- 二 事業性融資推進本部を設置し、事業性融資の推進に関する基本的な政策の企画立案及び推進や、関係行政機関の事務の調整を行うとともに、本部において、事業性融資の推進に関する基本方針を定めること。
- 三 事業性融資の推進のため、企業価値担保権を創設するほか、その適切な活用を確保するため、企業価値担保権に関する信託業務について免許制を導入するとともに、所要の行為規制等を整備すること。
- 四 事業性融資について、事業者や金融機関等に対して指導又は助言を行う機関の認定制度を創設すること。
- 五 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### （附帯決議）

- 政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。
- 一 企業価値担保権の設定は、企業価値担保権者や特定被担保債権者が債務者とその使用者との間の労働契約の締結・変更等に影響を及ぼす目的で行って

はならないことを監督指針等において明確にすること。また、企業価値担保権の担保目的財産となる会社の総財産の定義やその範囲を画定するための考え方、制度運用における留意点等を監督指針等において明確にするとともに、広く周知・広報を行うこと。

- 二 担保目的財産の換価の方法に関する裁判所の適切な判断に資する考え方を示すとともに、担保目的財産の換価に当たって、管財人は、事業譲渡の金額の多寡のみではなく、雇用の維持及び取引関係の維持、その他多様な事情を考慮した上で、承継先を決定することをガイドラインに明記し、広く周知・広報を行うこと。
- 三 一般債権者の保護をより強く図る目的で設けられる不特定被担保債権留保額の算定方法を政令で定めるに当たっては、具体的な算定根拠を明らかにしつつ、労働債権が労働者の生活の保持に不可欠であることに特段の配慮を行うこと。
- 四 企業価値担保権の活用における労働者保護のさらなる強化を図るため、担保権の設定時及び実行前後における労働組合等への通知、協議のあり方について、速やかに検討を開始すること。
- 五 「事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針」については、政府において、専門的な検討の場を設け、新たな企業価値担保権の創設を踏まえて必要な見直し等を行うこと。加えて、合併・事業譲渡をはじめ企業組織の再編に伴う労働者保護に関する諸問題については、その実態把握を行うとともに、速やかに検討を進め、結論を得た後、必要に応じて立法上の措置を講ずること。
- 六 企業価値担保権者や特定被担保債権者が、実態として、債務者の使用人の労働条件等の決定及び変更等に関与している場合は労働組合法上の使用者に該当し得ることをガイドラインで明らかにし、金融機関等に周知徹底を図ること。また、本法と労働関係法令との関係についての考え方を整理した上で、広く周知・広報を行うこと。
- 七 企業価値担保権という新たな制度を活用した融資スキームが可能となることに鑑み、本法施行後から5年を経過するまでの間、融資状況等について継続的にモニタリングを行い、制度の利用状況の推移や利用時の課題等について公表すること。

## 【文部科学委員会】

### ○学校教育法の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）要旨

本案は、専修学校における教育の充実を図るため、専修学校に専攻科を置くことができることとともに、専門課程の入学資格の厳格化、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 大学等との制度的整合性を高めるための措置

- 1 専修学校専門課程の入学資格について、高等学校等を卒業した者に「準ずる学力があると認められた者」から、高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」に改めるとともに、同専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改めること。
- 2 専修学校となるために最低限必要な学習時間に関する基準を、「授業時数」から「授業時数又は単位数」に改めること。

#### 二 専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置

- 1 専修学校（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす専門課程（以下「特定専門課程」という。）を置くものに限る。）には専攻科を置くことができるものとし、専攻科は、専修学校の特定専門課程を修了した者等に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は1年以上とすること。
- 2 専修学校の特定専門課程を修了した者は、文部科学大臣の定めるところにより、専門士と称することができることとすること。

#### 三 教育の質の保証を図るための措置

専門課程を置く専修学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、当該状況について、当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めるものとすること。

#### 四 施行期日等

- 1 この法律は、令和8年4月1日から施行するものとすること。
- 2 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の

規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

#### (附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 我が国の高等教育段階においては、大学・短期大学、高等専門学校及び専門学校など多様な機関が併存していることから、各機関の位置付けや果たすべき役割等、高等教育機関の全体像について整理するとともに、急速な少子化による18歳人口の減少等も踏まえ、高等教育機関の将来像について国として検討すること。
- 二 大学等と専門学校との制度的整合性を明確化するに当たり、教育の質の更なる向上及び質を保証するための措置の一層の強化を図ること。
- 三 専門学校における単位制への移行の更なる促進及び高等教育機関間における単位互換制を推進すること。
- 四 リカレント教育・リスキリングを含む職業教育の重要性が高まっていること等を踏まえ、高等教育段階における職業教育機関である専門学校について一層の振興を図るとともに、社会人等が専門学校をより活用しやすくなるよう、環境を整備すること。
- 五 労働生産性及び国際競争力の向上が我が国の国力の礎となることを鑑み、これに資するリカレント教育等にかかる経済的負担を軽減する措置を検討すること。
- 六 成長が見込まれる分野や人材不足が深刻な分野における専門人材の育成・確保を促進するため、専修学校における教育カリキュラムの充実や専門性のある教員の配置等に努めるとともに、産業界と連携した取組を一層進めること。
- 七 今般法定化される「専門士」の称号に加え、「短期大学士」・「準学士」等の一定の学修成果を示す学位・称号について、国内及び国際的な通用性と評価を向上させるため、周知・広報等適切な施策に努めること。
- 八 専門学校の国際化を進め、外国人留学生の戦略的な受入れのための体制整備を進めること。

#### ○障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出、衆法第18号）要旨

本案は、障害のある児童生徒のために作成されている教科用特定図書等が、教科用図書の使用に困難を有する日本語に通じない児童生徒にとっても有用であること等に鑑み、これらの者が教科用特定図書等を使用して学習することができることとなるよう、必要な改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 日本語に通じない児童生徒の学習の用に供するための特例規定の新設

当分の間、文部科学大臣等は、音声教材等の教科用特定図書等を発行する者が障害のある児童生徒及び日本語に通じない児童生徒の両者の学習の用に供するために教科用特定図書等を発行する場合にも、教科書デジタルデータを提供することができることとすること。

二 著作権法の関連規定の整備

教科書デジタルデータの提供を受け発行された教科用特定図書等に掲載された著作物について、その利用に係る著作権法の特例を設けること。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行すること。

## 【厚生労働委員会】

### ○生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）要旨

本案は、単身高齢者世帯の増加等を踏まえた安定的な居住の確保の支援、被保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 生活困窮者自立相談支援事業において、居住に関する相談支援等を行うことを明確化すること。
- 二 生活困窮者住居確保給付金について、家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、支給対象者の範囲を拡大すること。
- 三 生活困窮者一時生活支援事業の名称を生活困窮者居住支援事業に改め、都道府県等は、同事業のうち必要があると認めるものを行うように努めるものとすること。
- 四 無料低額宿泊所について、事前届出の実効性確保のため、市及び福祉事務所設置町村の長は、届出がされていない疑いがある施設を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事に通知するよう努めるとともに、設置に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした場合、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処すること。
- 五 被保護者である子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、訪問等により当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、助言等を行う子どもの進路選択支援事業を創設すること。
- 六 進学準備給付金の名称を進学・就職準備給付金に改め、被保護者である子どもが高等学校等卒業後に就職して自立する場合に同給付金を支給すること。
- 七 生活困窮者家計改善支援事業の国庫補助率を引き上げ、同事業の全国的な実施を推進するとともに、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との間で切れ目のない支援を実現できるよう、被保護者が生活困窮者向けの事業を利用できる仕組みを創設すること。
- 八 多様で複雑な課題を抱える生活困窮者等への支援を強化するため、支援関係者が情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置を推進すること。
- 九 生活保護制度における医療扶助の適正化及び被保護者健康管理支援事業の効果的な実施等を図るため、都道府県が広域的な観点からデータの分析等を行い、市町村に情報提供等の援助を行う仕組みを創設すること。
- 十 この法律は、一部の規定を除き、令和7年4月1日から施行すること。

## **(修正要旨)**

この法律の施行後5年を目途に行われるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の検討について、「生活困窮者に対する支援等が公正で分かりやすいものであることを確保する観点も含めて」行うことを明記すること。

## **(附帯決議)**

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 「住まい」は生活の基盤そのものであり、その確保に向けて入居時から入居中、退居時までの切れ目のない居住支援の体制を構築するため、住宅セーフティネット制度や居住支援法人との連携、空き家・公営住宅の活用も含め、居住支援に関する省庁横断的な施策の推進を図ること。また、生活困窮者居住支援事業の全国的な実施に向け、小規模自治体での広域実施の推進等、実施率の向上に資する効果的な支援策を講ずること。
- 二 本法による見直し後の生活困窮者住居確保給付金の支給状況を把握するとともに、生活困窮者等が安心して暮らせる居住保障のあり方について引き続き議論を継続すること。
- 三 子どもの貧困への対応として、子ども食堂等、学校や家庭以外の子どもの居場所の充実を図るとともに、重層的支援体制整備事業との連携を強化すること。また、教育行政やこども家庭庁の施策とも連携を図りつつ、被保護世帯の子どもの大学等への進学を促進するために必要な施策を行うこと。
- 四 生活困窮者自立相談支援事業の機能を強化するため、社会福祉士等、専門性を持つ専任職員を配置するとともに、地域の実情に応じた適切な人員体制が確保されるよう、良質な人材確保を促す補助体系に見直すなど、相談支援員の処遇改善による人材確保及び定着促進を図ること。また、相談支援員の研修の充実などスキルの向上や資格の取得を支援するための必要な措置を講ずること。
- 五 生活困窮者の早期支援につなげられるよう、支援会議等の設置を更に促進すること。その際、現場の業務負担に留意し、既存会議の活用等、効率的な運用の促進に努めること。
- 六 生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の質の改善を図るとともに、自治体間格差を是正するため、好事例の横展開、未実施自治体への丁寧な支援などで平準化を図りつつ、両事業の全国的な実施を目指すための方策を検討すること。

- 七 生活困窮者就労準備支援事業における就労体験先への交通費負担を軽減する予算措置を実効的なものとすること。
- 八 支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制を整備するため、認定就労訓練事業者の認定方法を工夫するとともに、事業者に対する優先発注、税制優遇、事業の立上げ支援等の経済的インセンティブの活用や支援ノウハウの提供など、受皿となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備すること。
- 九 生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業及び居住支援事業の全国的な実施等を図るための指針を策定するに当たっては、委託先となる法人の財政基盤の安定化及び相談支援員の処遇改善を図るため、地方自治体による委託先の選定において、複数年度契約の方法も採りうることや、経費の多寡のみで評価するのではなく、支援の質や実績、地域の実情への理解や関係機関との連携状況を総合的に評価すべきことを明記すること。
- 十 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携強化に当たっては、被保護者が生活困窮者向けの事業に参加する場合でも、ケースワーカーと連携し、保護の実施機関が継続的に関与する仕組みとともに、現場の業務負担の増加により支援の質が低下しないよう、両制度の実施機関の適切な人員体制を確保すること。
- 十一 医療扶助の適正化を推進するとともに、地方自治体のガバナンス強化の観点から、被保護者の国民健康保険や後期高齢者医療制度への加入について検討を深めること。また、不正請求を行った医療機関の指定取消しを徹底すること。
- 十二 地方自治体における保護の実施体制については、その質及び量の両面において必ずしも十分とは言えないのが現状であることに鑑み、本法に定めた被保護者等に対する支援施策の確実な実施を図るため、地方交付税措置の更なる拡充を含む必要な措置を講ずるよう検討すること。
- 十三 社会福祉協議会における緊急事態対応の仕組みについて、平時から検討を行うこと。
- 十四 ひきこもりを対象としたいわゆる「引き出し屋」による被害防止のために必要な措置を講ずるとともに、当事者及びその家族に対して生活困窮者自立相談支援事業やひきこもり地域支援センターの周知、アウトリーチの強化を行うこと。

## ○雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）要旨

本案は、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットを構築するとともに、労働者の学び直しの支援強化による雇用の安定及び就業の促進を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 雇用保険の適用対象者を1週間の所定労働時間が10時間以上の者へ拡大すること。
- 二 失業等給付の基本手当について、自己都合離職者が雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な教育訓練を受けた場合に給付制限を解除するとともに、雇止めによる離職者の給付日数に係る特例等の期限を令和8年度まで延長すること。
- 三 教育訓練給付金の給付率を最大で受講費用の100分の80に引き上げるとともに、被保険者が教育訓練のための休暇を取得した場合に支給する新たな給付金を創設すること。
- 四 育児休業給付の国庫負担の暫定的引下げ措置を廃止し、国庫は育児休業給付に要する費用の8分の1を負担するものとともに、育児休業給付の保険料率を1,000分の5に引き上げつつ、雇用保険財政の状況に応じて1,000分の4とすることができるようにすること。
- 五 この法律は、一部の規定を除き、令和7年4月1日から施行すること。

### （附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 雇用保険の適用拡大による短時間労働者の就労状況の変化について調査を行い、その結果を踏まえ、労働政策審議会において必要な検討を行うこと。
- 二 複数の事業所で雇用される労働者の雇用保険の加入手続が確実に行われるよう、周知・広報を強化すること。また、複数の事業所で雇用される労働者への雇用保険の適用の在り方等について労働政策審議会において検討を行うこと。
- 三 我が国の完全失業者に占める基本手当の受給者割合が20%程度となっていることも踏まえつつ、今般の適用拡大の施行状況を把握し、必要な取組を検討すること。
- 四 教育訓練給付について、効果的な給付の観点から、講座の効果、賃金上昇の確認方法等の十分な検証を行い、その結果を踏まえ、労働政策審議会にお

いて必要な検討を行うこと。

五 教育訓練給付の拡充措置について、非正規雇用労働者の活用状況を把握するとともに、より多くの非正規雇用労働者が教育訓練を受けられるよう必要な支援を行うこと。

六 雇用保険の国庫負担は雇用政策に対する政府の責任を示すものであることから、求職者給付の国庫負担の在り方について、令和4年の雇用保険法改正により導入した国庫負担の仕組みの下で、適正な財政運営を行うとともに、国の財政・財源の構造から検討を行うこと。

七 介護休業給付の国庫負担割合の暫定的引下げについて、労働政策審議会において引き続き検討を行い、令和9年4月1日以降できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で、暫定措置を廃止して本則の水準に戻すこととする。

八 雇用形態に関わらず、職業能力の開発・向上が労働者の雇用や職業の安定のために不可欠であるとともに、我が国経済の発展にも資するものであることを踏まえ、労働者の職業能力開発支援について、給付の趣旨を踏まえた国庫負担を含めた必要な予算を確保すること。

九 保険料率の引上げは抛出する労使に多大な影響があることを踏まえ、育児休業給付の保険料率を弾力的に調整できるかを労働政策審議会で確認する際には、育児休業給付の状況や見通しに基づいた丁寧な議論を行うとともに、その財政運営の在り方について適時に検証していくこと。

## ○再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）要旨

本案は、先端的な医療技術の研究及び安全な提供の基盤を整備し、その更なる推進を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 細胞加工物を用いない遺伝子治療等について、再生医療等の安全性の確保等に関する法律の対象に追加し、その提供に関する基準の遵守、提供計画の提出等を義務付けること。

二 再生医療等の提供計画を審査する委員会の設置者に関する立入検査等及び欠格事由の規定を整備すること。

三 医薬品等の適応外使用について、人の生命及び健康へのリスクが薬事承認済みの用法等と同程度以下の場合には、臨床研究法の特定臨床研究及び再生

医療等の安全性の確保等に関する法律の対象となる再生医療等から除外すること。

四 通常の医療の提供として使用された医薬品等の有効性等について研究する目的で、研究対象者に著しい負担を与える検査等を行う研究について、臨床研究法の対象となる旨を明確化すること。

五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## ○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案（内閣提出第54号） 要旨

本案は、育児・介護に関する労働者の個別の事情に対応して、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするために、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 事業主は、3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、柔軟な働き方を実現するための措置を二以上講じなければならないものとすること。また、労働者が請求した場合に事業主が所定労働時間を超えて労働させてはならない労働者の範囲を、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者へと拡大すること。

二 子の看護休暇について、感染症に伴う学校の休業等又は子の教育若しくは保育に係る行事への参加のために取得できるものとともに、対象となる労働者の範囲を小学校第3学年修了までの子を養育する労働者に拡大すること。

三 事業主は、労働者が妊娠、出産等の申出をしたとき及び子が3歳に達する前の時期に、子の心身の状況又は家庭の状況に起因する職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する就業条件に係る当該労働者の意向を確認するとともに、確認した意向に配慮しなければならないものとすること。

四 事業主は、労働者が家族の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該労働者に対して、仕事と介護の両立支援制度等を知らせるとともに、両立支援制度等の利用に係る当該労働者の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないものとすること。

五 労働者の育児休業の取得状況を公表しなければならない事業主の範囲を、

常時雇用する労働者の数が300人を超えるものへ拡大するとともに、次世代育成支援対策推進法による行動計画を策定する際、育児休業の取得状況及び労働時間の状況に関する数値目標を設定すること等を事業主に義務付けること。

六 次世代育成支援対策推進法の有効期限を10年間延長し、令和17年3月31日までとすること。

七 この法律は、一部の規定を除き、令和7年4月1日から施行すること。

#### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 本法による見直し後の子の看護等休暇制度については、その取得理由や利用日数、子の病気等のために各種制度を利用した日数等を把握し、その結果も踏まえ、労働政策審議会において、子の対象年齢や取得可能日数などの必要な検討を行うこと。

二 所定外労働の制限、時間外労働の制限及び深夜業の制限について、その利用状況を把握し、その結果も踏まえ、労働政策審議会において、子の対象年齢などの必要な検討を行うこと。

三 3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関する柔軟な働き方を実現するための措置について、3つ以上の措置を講じるなど可能な限り労働者の選択肢を広げるよう工夫することが望ましいことを指針で明記するとともに、施行の状況を踏まえ、労働政策審議会において、労働者の選択肢や子の対象年齢などの必要な検討を行うこと。

四 政府が掲げる男性の育児休業取得率の目標の達成に向けては、取得率だけでなく、育児休業の「質の向上」の観点から、男性の育児休業の取得日数等の数値も参照して、男性の育児・家事への参画の推進のための効果的な方策を推進すること。

五 出産や育児への父親の積極的な関わりを促進するとともに、母親だけでなく父親も不安なく子育てにあたることができるように、伴走型相談支援において切れ目無く支援を提供すること。また、企業における父親も対象とした出産や育児への積極的な関わりの促進に向けた取組を推進すること。

六 介護休業等の対象となる要介護状態についての現行の判断基準は、主に高齢者介護を念頭に作成されており、子に障害のある場合や医療的ケアを必要とする場合には解釈が難しいケースも考え得ることから、早急に見直しの検

討を開始し、見直すこと。また、検討で得られた知見などを踏まえ、厚生労働省とこども家庭庁とが連携し、障害者支援に係る団体等の協力も得ながら、障害のある子や医療的ケアを必要とする子を持つ親が、子のケアと仕事を両立するための包括的支援について検討すること。

七 男女ともに仕事と育児・介護の両立を実現するためには、職場全体における長時間労働の是正が不可欠であることから、働き方改革をより一層推進し、育児期・介護期に限らず全てのライフステージにおける労働者のワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むこと。

#### ○令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第5号）要旨

本案は、令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金（以下「給付金」という。）について、その支給を受けることとなった者が自ら給付金を使用することができるようするため、給付金の支給を受ける権利の差押え等を禁止するとともに、給付金として支給を受けた金銭の差押えを禁止する措置を講じようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

#### ○ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第19号）要旨

本案は、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」に基づく補償金の支給の請求の状況に鑑み、補償金の支給の請求期限を5年延長しようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

#### ＜委員会決議＞

#### ○ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する件

##### 記

一 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律に基づく補償金の請求を行うに至っていないハンセン病元患者家族が多数おられることを踏まえ、補償金の支給についてより効果的な広報を行うこと。また、広報の実施に際しては、偏見差別をおそれて同法に基づく補償金の請求を躊躇する当事者が多いことも踏まえ、よりきめ細やかな対応を行うこと。

二　国の隔離政策により、元患者のみならず元患者家族等も、偏見と差別の中で、長年多大の苦痛と苦難を強いられてきたことを改めて深くおわびするとともに、偏見差別解消策、偏見差別予防策及び差別被害救済策の一層の充実に向けた努力を引き続き行う決意を新たにすること。

右決議する。

#### ○介護・障害福祉分野の人材の確保及び定着を促進するとともにサービス提供体制を整備するための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する件

政府は、高齢者等並びに障害者及び障害児が安心して暮らすことができる社会を実現するためにこれらの者に対する介護又は障害福祉に関するサービスに従事する者（以下「介護・障害福祉従事者」という。）が重要な職責を担っていること、介護・障害福祉従事者の給与水準が他産業の給与水準と比較して低い状況にあること、我が国における賃金や物価が上昇傾向にあること等に鑑み、これらのサービスを担う優れた人材の確保及び定着をより一層促すとともにサービス提供体制を整備するため、令和6年度に行われた介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定の影響について、訪問介護を始めとする介護事業者等の意見も聴きながら速やかにかつ十分に検証を行い、介護・障害福祉従事者の賃金を始めとする処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるべきである。

右決議する。

## 【農林水産委員会】

### ○食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）要旨

本案は、近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 食料安全保障の抜本的な強化

食料安全保障について食料の安定供給に加えて国民一人一人の食料の入手の観点を含むものとして定義し、その確保を基本理念に位置付け、これに基づき、国内農業生産の増大を基本とし、農業生産の基盤等の食料供給能力の確保の重要性、生産から加工・流通・消費に至る食料システムの関係者の連携などを位置付け、その上で、国内農産物・農業資材の安定的な輸入の確保、食料の円滑な入手の確保、輸出の促進、価格形成における合理的な費用の考慮などの基本的施策を講ずるものとすること。

#### 二 環境と調和のとれた産業への転換

食料供給が環境に負荷を与えていた側面があることに着目し、環境と調和のとれた食料システムの確立が図られなければならない旨を基本理念に位置付け、これに基づき、農業生産活動、食品産業の事業活動等における環境への負荷の低減の促進などの基本的施策を講ずるものとすること。

#### 三 生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持

我が国全体の人口減少に伴い農業者・農村人口が減少することが見込まれる中においても、農業の持続的な発展と農村の振興を図っていくことができるよう、農業法人の経営基盤の強化、先端的な技術を活用した生産性の向上、農業経営の支援を行う事業者の事業活動の促進、農村関係人口の増加に資する産業振興、農地の保全に資する共同活動の促進などの基本的施策を講ずること。

#### 四 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとすること。

#### (修正要旨)

先端的な技術等を活用した農業の生産性の向上に資する施策について、その対象として多収化に資する新品種を明記するとともに、育成に加えて導入の促

進を明記すること。

#### (附帯決議)

地球規模での気候変動や国際情勢の不安定化、各国の人口動態や経済状況等に起因する食料需給の変動などにより、世界の食料事情は厳しさを増している。さらに、我が国においては、基幹的農業従事者の減少が加速しており、農村の中には集落機能の維持さえ懸念される所もあり、食料自給率は目標を下回り続けている。このような状況において、「農政の憲法」とされる食料・農業・農村基本法が果たすべき役割は極めて大きく、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興等の喫緊の課題への機動的かつ効果的な対処が求められる。

よって、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

#### 記

- 一 食料安全保障の確保に関しては、国民一人一人が安全かつ十分な量の食料を入手できるようにすることが政府の責務であることを踏まえて施策を遂行すること。
- 二 国民に対する食料の安定的な供給については、国内の農業生産の増大を基本として確保し、これを通じて食料自給率の向上に努めること。農業生産においては、麦、大豆、飼料作物等の国内生産の拡大、輸入に頼る農業資材から堆肥等の国内資源への代替の促進など、食料及び農業資材の過度な輸入依存からの脱却を図るための施策を強化すること。
- 三 食料の価格に関しては、その持続的供給を支える国内農業の持続的な発展に資するよう、食料供給に必要な費用を考慮した合理的な価格の形成に向けた関係者の合意の釘成を図り、必要な制度の具体化を行うこと。
- 四 農業の持続的な発展には、農業者の生活の安定と営農意欲の維持が不可欠であることから、農業経営の安定を図りつつ、農業の収益性の向上を図るとともに、農業従事者の人権への適切な配慮等雇用環境の整備を図ること。
- 五 国民一人一人が食料を入手できる状態を実現するためには、食料の提供を受けてそれを必要とする者に供与する活動等が重要な役割を果たすことから、関係省庁等が一体となってその支援に必要な施策を講ずること。食料消費に関する施策については、食品の安全性の確保を図る観点から、科学的知見に基づいて国民の健康への悪影響が未然に防止されるよう行うこと。また、食育は、食料自給率の向上等の食料安全保障の確保及び国内農業の振興に対す

る国民の理解醸成に重要なものであることから、その取組を強化すること。

六 国際的にも食料生産における労働者的人権、アニマルウェルフェア、自然環境等への配慮の重要性が高まっていることを踏まえ、農業生産活動における人権の尊重、家畜にできる限り苦痛を与えない飼養管理、環境保全の取組等を促進すること。

七 備蓄食料については、計画的かつ透明性の高い運用を図ること。

八 望ましい農業構造の確立においては、地域における協議に基づき効率的かつ安定的な農業経営を営む者以外の多様な農業者が地域農業及び農地の確保並びに地域社会に果たす役割の重要性を十分に配慮すること。

九 農地を確保し、農業の持続的発展に資するよう必要な支援措置を講ずるとともに、農業生産基盤に係る施設の維持管理などの費用の負担に対する支援措置を講ずること。水田は食料安全保障及び多面的機能の観点から優れた生産装置であることに鑑み、地域の判断も踏まえその活用を図ること。

十 農業生産活動は自然環境の保全等に大きく寄与する側面と環境に負荷を与える側面があることに鑑み、有機農業の推進等により、環境と調和のとれた食料システムの確立を図ること。

十一 安定的な農業生産活動のためには安定的な種子の供給が重要であることに鑑み、その安定的な供給を確保するため地方公共団体等と連携して必要な取組を推進すること。

十二 農村は、食料の安定的な供給を行う基盤であり、かつ、国土の保全、自然環境の保全等の多面的機能が発揮される場であり、農村における地域社会の維持が農業の持続的な発展に不可欠であることに鑑み、食品産業の振興その他の地域社会の維持に必要な施策を講じ、農村の総合的な振興を図ること。都市農業は、都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能のみならず、都市における防災、都市住民の農業に対する理解の醸成等の多様な機能を果たしていることに鑑み、その推進に一層取り組むこと。

右決議する。

## ○食料供給困難事態対策法案（内閣提出第27号）要旨

本案は、米穀、小麦、大豆その他の国民の食生活上又は国民経済上重要な食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれが高い事態に対応するため、食料供給困難事態対策本部の設置、当該食料等の安定供給の確保のための輸入若しくは生産の促進又は出荷の調整の要請等の措置を定めるものであり、その主

な内容は次のとおりである。

#### 一 報告の徴収

主務大臣は、特定食料等の国内の需給状況を把握するため、特定食料等の出荷、販売、輸入、生産又は製造の事業を行う者、これらの者の組織する団体等に対し、報告を求めることができるものとすること。

#### 二 基本方針

政府は、食料供給困難事態対策を総合的かつ一体的に実施するため、食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針を定めるものとすること。

#### 三 食料供給困難事態対策本部

内閣総理大臣は、農林水産大臣からの食料供給困難兆候に関する報告があつた場合において、食料供給困難事態の発生を未然に防止するため必要があると認めるときは、閣議において、臨時に内閣に食料供給困難事態対策本部（以下「本部」という。）を設置することを決定するものとし、また、本部は食料供給困難事態対策の実施方針を定めるとともに、事態の進展に応じて、食料供給困難事態である旨等の公示を行うものとすること。

#### 四 食料供給困難事態対策

本部設置期間において、食料供給困難事態の発生を未然に防止し、又は食料供給困難事態を解消するため、事態の進展に応じて、措置対象特定食料等の出荷若しくは販売の調整又は輸入、生産若しくは製造を促進するよう事業者に対する要請や計画作成の指示等を行うことができるものとすること。

また、国は、要請に応じて食料の供給確保の取組を行う事業者に対して財政上の措置等を行うものとすること。

#### 五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

#### （附帯決議）

世界人口の増加に伴い食料需要が増大する一方で、気候変動に伴う世界的な食料生産の不安定化等、世界の食料供給が不安定化することに伴い、我が国においても大幅な食料の供給不足が発生するリスクが増大していることから、政府が一体となり総合的に対策を実施することにより、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に支障が生ずる事態の発生をできるだけ回避し、又はこれらの事態が国民生活及び国民経済に及ぼす支障が最小となるようにすることが重要である。

よって、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

### 記

- 一 食料供給困難事態の未然防止を図るため、我が国農林水産業の生産基盤の強化に向けた平素の取組の充実に努めること。
  - 二 食料の輸入については、不測時に備えた平時からの取組が重要であることを踏まえ、輸入相手国との連携強化のための政府間対話等の実施に一層努めること。
  - 三 備蓄による対応は、国内生産量や輸入量が不足する場合の、初動的かつ即効性・確実性のある供給確保対策であることを踏まえ、特定食料等の備蓄に関して検討を行い、基本方針に適切に反映させるとともに、その他所要の措置を講ずるよう努めること。
  - 四 不測時において国民に必要な食料を供給するため、スイスにおける食料安全保障の状況のシミュレーションや評価のための意思決定支援システムを参考にして、生産する品目や作付農地などのシミュレーションを行う仕組みを構築すること。
  - 五 食料供給困難事態の発生等の公示に当たっては、国会に速やかに報告するとともに、国民生活及び国民経済に混乱が生ずることのないよう、国民に対し丁寧に説明すること。
  - 六 関係省庁が適切に役割分担するとともに相互に連携協力し、政府一丸となって食料供給困難事態対策を講ずること。
  - 七 計画届出の指示については、真に必要な者及び場合に限るなど、適切かつ慎重な運用に努めること。
  - 八 計画変更の指示に従わなかった場合等の公表については、公表された者が誹謗や中傷を受けるおそれがあることを踏まえ、適切かつ慎重な運用に努めること。また、公表措置の対象とならない「正当な理由」が認められる場合について、具体的な事例を挙げながら関係者にわかりやすく示すこと。
  - 九 食料供給困難事態が発生した際の対策その他の本法に基づく措置について、生産者を始めとする全ての関係者に対して、その目的及び内容について十分周知すること。
- 右決議する。

# ○食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）

## 要旨

本案は、我が国の食料及び農業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、国民に対する食料の安定供給を確保するため、国及び都道府県において確保すべき農用地の面積の目標の達成に向けた措置の強化、農地の違反転用に対する措置の強化、農地所有適格法人の食品事業者等との連携による経営の発展に関する計画の認定制度の創設等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一 農業振興地域の整備に関する法律の一部改正

- 1 目的規定に「農業生産に必要な農用地等の確保」及び「食料の安定供給の確保」を追加するとともに、国及び地方公共団体は、それぞれの立場から農用地等の確保に努めなければならないものとすること。
- 2 農用地区域に定めるべき土地として、地域計画の達成のために農業上の利用を確保することが必要な土地を追加するとともに、農用地区域からの除外に係る都道府県知事の同意の基準として、農用地の面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないこと等を追加し、その判断材料として、市町村に対し、面積目標への影響緩和措置等を記載した書面の提出を求めるものとすること。
- 3 農林水産大臣は、必要があると認めるとときは、都道府県知事に対し、農用地等の確保のために必要な措置について技術的な助言又は勧告を行うものとすること。

### 二 農地法の一部改正

- 1 農地の権利取得の許可に当たって考慮すべき要素に、農作業の従事者の配置と農業関係の法令の遵守を追加するとともに、農地転用許可の際に定期的な報告等の必要な条件を付けるものとすること。
- 2 原状回復等の措置を命ぜられた違反転用者等が期限までに命令に従わなかつた場合、都道府県知事がその旨及び土地の地番等を公表することができるものとすること。

### 三 農業経営基盤強化促進法の一部改正

- 1 認定農業者としての一定の実績等の要件を満たす農地所有適格法人が、物資又は役務の取引の相手方から出資を受け、その取引の推進等により農業経営の発展を図るための計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた場合には、農地法における農地所有適格法人の議決権要件を緩和する特例を

設けること。

- 2 地域計画内の遊休農地の解消を迅速に進めるため、農地中間管理機構が当該農地の権利設定に関し都道府県知事に裁定を申請する手続を迅速化及び義務化するものとすること。

#### 四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

#### (附帯決議)

国際情勢の変化等による世界の食料需給の変動や、国内の農地面積の減少、農業従事者の減少・高齢化が進む中、将来にわたって国民への食料の安定供給を確保するため、農業生産の基盤である農地の総量確保と有効利用に係る措置を強化するとともに、地域において人と農地の受け皿となる法人経営体の経営基盤強化に係る措置を講ずることで、食料安全保障の根幹である人と農地の確保に取り組むことが重要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

#### 記

- 一 人と農地の確保に向けた本法の措置については、農業従事者が安心して営農を継続できる環境整備を前提に、今後の人・農地政策の根幹となる地域計画と一体的に進めることが重要であることに鑑み、地域の実情に応じた地域計画の策定、農業従事者の所得向上等を通じた農業人材の確保、農地の集積・集約化、遊休農地や荒廃農地の解消等の関連施策の充実・強化を図ること。
- 二 確保すべき農用地等の面積の目標等に関する国と地方の協議の場については、これまでの地方分権推進の経緯等を十分に踏まえ、地方の意見を尊重し、協議が調うよう努めること。
- 三 農用地等の確保に関する基本指針の変更については、次期食料・農業・農村基本計画との一体的な検討を図るとともに、地域計画に位置付けられる農地の面積との関係も踏まえ、農地の確保とその有効利用が確実に担保されるよう、国と地方の協議の場も活用し、国と地方が基本的認識を共有しながら行うこと。また、基本指針の変更を受けて都道府県が基本方針を変更する際、特に都道府県面積目標については、市町村の実情を踏まえ、市町村との共通認識の下に定められるよう都道府県に周知すること。

- 四 国と地方公共団体との適切な役割分担の下、我が国全体及び各都道府県において必要な農用地等が確保されるよう、国の面積目標と都道府県面積目標の合計との相異、農林水産大臣が毎年公表する都道府県面積目標の達成状況等を踏まえ、必要があると認められる場合には、総合的な調整や対応のため、国と地方の協議の場の柔軟な活用を図ること。
- 五 市町村による農用地区域からの除外に係る協議を受けた都道府県知事の同意に係る事務が適正に行われるよう、同意の基準や除外に係る影響を緩和するため講じようとする代替措置の具体例を示すなど、必要な措置を講ずること。その際、一定の面積により一律に面積目標達成への支障如何を考慮するような基準等ではなく、地域の実情を考慮しつつ、当該協議に係る地方公共団体の負担等に配慮すること。
- 六 農地の権利取得の許可については、農業関係法令の遵守状況の確認等が円滑に実施され、農地を適正かつ効率的に利用する者による権利取得が促進されるよう、具体的な判断基準の周知を行うこと。
- 七 農地転用許可に係る定期報告、違反転用に係る公表も含め、違反転用を防止するための措置が効果的に実施されるよう、必要な措置を講ずること。
- 八 農業経営発展計画制度については、地域において人と農地の受け皿となる農業法人の経営基盤強化により、地域農業の発展に裨益するよう、地方公共団体と密に連携して運用するとともに、当該制度が適切に活用されるよう、制度の趣旨及び内容について、農業現場に丁寧に周知すること。
- 九 農業経営発展計画の認定に当たっては、十分な審査体制を構築した上で、投機目的の出資を排除するなど厳格に審査するとともに、計画認定後も、議決権要件の緩和に係る農村現場の懸念を払しょくできるよう、農業現場に寄り添った監督措置等を適切に講ずること。
- 十 議決権要件の特例により出資できる者の要件を、制度の開始のため省令で定めるに当たっては、農業に密接に関連する業種に限定することを要件の一つとした上で、出資を受ける農地所有適格法人と農業上の取引等の実績が十分にある等の基準を満たす食品事業者及び地銀ファンドとすること。
- 十一 地域の実情に応じた人と農地の確保を図る観点から、市町村の農政関係部署及び農業委員会事務局の人員を始めとした現場の体制整備のために必要な支援措置を十分に講ずること。
- 十二 この法律の施行に当たっては、特に不適切な営農型太陽光発電への対応、農業経営発展計画制度に係る農村現場の懸念払しょく状況等について、常時、

きめ細かく把握・分析し、必要に応じて臨機に制度の見直し等の検討を行うこと。

右決議する。

## ○農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律案（内閣提出第48号）要旨

本案は、農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画並びにスマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画の認定制度を設け、これらの認定を受けた者に対する株式会社日本政策金融公庫による貸付けの特例等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一 基本理念

国が生産方式革新事業活動の必要性及び有効性に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、農業者等が自ら活用するスマート農業技術の性格、生産する農産物の特性等に応じて、生産方式革新事業活動に主体的かつ積極的に取り組むこと、開発供給事業について農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等を重点的かつ迅速に開発及び供給することにより農業の生産性の向上を図ること等を定めるものとすること。

### 二 基本方針の策定

農林水産大臣は、生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針を定めるものとすること。

### 三 生産方式革新事業活動の促進

生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等は、その実施に関する計画について農林水産大臣の認定を受けられるものとし、認定を受けた者には、株式会社日本政策金融公庫による貸付けの特例等の措置が講じられるものとすること。

### 四 開発供給事業の促進

開発供給事業を行おうとする者は、その実施に関する計画について農林水産大臣の認定を受けられるものとし、認定を受けた者には、株式会社日本政策金融公庫による貸付けの特例、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の研究開発設備等の供用等の措置が講じられるものとすること。

### 五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

#### (附帯決議)

基幹的農業従事者数が今後20年間で4分の1にまで急減することが見込まれる中、農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給を確保することが重要な課題となっている。このため、スマート農業技術を開発し、生産現場に効果的に導入するための措置を講ずる等、スマート農業技術の活用を促進することで、生産性の向上を図ることが求められる。

よって、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

#### 記

- 一 スマート農業技術の活用の促進に係る基本方針の策定に当たっては、中小家族経営や中山間地域等の条件不利地を含めた農業者の生産性の向上に寄与するものとなるよう考慮すること。
- 二 食品等事業者が関与する生産方式革新事業活動については、農業者等の主体性が損なわれることがないようにするとともに、国産農産物の利用の拡大に資するものとなるよう配慮すること。
- 三 スマート農業技術の活用が適切に促進されるよう、高齢者を含む農業者に対してスマート農業技術の有用性とともに、導入による経営への影響についても丁寧に説明すること。
- 四 スマート農業技術をより効果的に活用できるよう、農業者を始めとする幅広い関係者の人材育成を支援すること。

- 五 スマート農業技術の活用の促進に向けて、生産及び開発供給現場の取組を支援するための十分な予算を確保すること。特に、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構による施設の供用や専門家の派遣等は、開発供給事業の推進に大きく寄与することから、同機構の施設や人員を充実させること。

右決議する。

#### ○漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）要旨

本案は、漁獲量等の報告義務の確実な履行を図り、水産資源の持続的な利用を確保するため、特に厳格に漁獲量の管理を行うべき水産資源について、個体

の数等の報告並びに船舶等の名称等の記録の作成及び保存を義務付けるとともに、水産物の販売等の事業を行う者による情報の伝達を義務付ける事項の拡充等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

## 一 漁業法の一部改正

- 1 漁獲可能量による管理を行う特定水産資源のうち、個体の経済的価値が高く、かつ、国際的な枠組み等の事情を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものを特別管理特定水産資源とし、これを採捕する者は、現行の漁獲量等に加え、採捕した個体の数を報告するとともに、当該採捕に係る船舶の名称、個体ごとの重量等に関する記録を作成し、保存しなければならないものとすること。
- 2 特別管理特定水産資源に係る報告義務に違反し、かつ、違反行為を引き続きするおそれがある者に対して即時に停泊命令等を行えるようにするとともに、報告義務違反に対する罰則を強化するものとすること。

## 二 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正

- 1 水産資源の保存及び管理のための措置に違反する行為が行われるおそれが大きいと認められる水産動植物も規制の対象とすることとし、それに該当するものとして漁業法に規定する特別管理特定水産資源等の採捕や販売等の事業を行う者は、取引の際に、当該水産動植物の採捕に使用した船舶の名称、個体の重量等を伝達するとともに、記録の作成及び保存をしなければならないものとすること。
- 2 特定第一種水産動植物の輸出時に必要な農林水産大臣が交付する適法漁獲等証明書について、農林水産大臣が指定する者にその交付事務の全部又は一部を行わせることができるものとすること。

## 三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

### (附帯決議)

漁獲量が長期的な減少傾向にある中、将来にわたって持続的な水産資源の利用を確保するためには、適切な資源管理を進めることが重要である。不適切な流通事案の再発防止、我が国の資源管理制度に対する国際的な信用の回復に向けて、漁業者を始めとした関係者の理解と協力を得て今般の法改正を実効性あるものにする必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきであ

る。

### 記

- 一 特別管理特定水産資源を農林水産省令で定めるに当たっては、我が国水産業の実情を踏まえ、漁業者・漁業協同組合及び流通・加工業者の経営並びに地域経済に及ぼす影響について十分に配意すること。
- 二 資源管理に取り組む漁業者の経営への影響を最小化するため、漁業収入安定対策事業やクロマグロ資源管理促進対策の更なる充実・強化に努めること。
- 三 特定第一種第二号水産動植物等の譲渡し等の際に採捕に係る船舶等の名称、個体の重量等を記録・保存・情報伝達する制度の運用に当たっては、現場の関係者の過度な負担とならないよう、情報通信技術の活用の促進その他の必要な支援を行うこと。
- 四 北太平洋まぐろ類国際科学委員会の資源評価を踏まえ、中西部太平洋まぐろ類委員会北小委員会等において、太平洋クロマグロの漁獲枠の拡大に向けて精力的に交渉を進めること。

右決議する。

## ○特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）要旨

本案は、経済連携協定の締結等により農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化による影響が継続している状況を踏まえ、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、現行法の有効期限を5年延長するとともに、輸入原材料の価格水準の上昇等によりその調達が困難となっている状況を踏まえ、原材料の調達の安定化を図るための支援措置を新たに講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法の有効期限を5年延長し、令和11年6月30日までとすること。
- 二 法の目的規定に「原材料の調達の安定化」を追加し、題名を「特定農産加工業経営改善等臨時措置法」とすること。
- 三 小麦、大豆等の世界的規模の需給のひっ迫による価格高騰などの輸入に係る事情の著しい変化を踏まえ、原材料の調達の安定化を図るための措置に関する計画の承認制度を設け、株式会社日本政策金融公庫による貸付けの特例の措置等を講ずるものとすること。
- 四 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、一については、公布の日か

ら施行するものとすること。

#### (附帯決議)

特定農産加工業経営改善臨時措置法は、昭和63年の牛肉・かんきつに係る日米合意等により影響を受ける特定農産加工業に対する措置として制定されたものである。以降、本制度は、特定農産加工業に対する重要な支援措置として活用されてきたものの、経済連携協定の締結等により農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化による影響が継続していることや輸入原材料の価格水準の高騰によりその調達が困難となっていることなどにより、農産加工業は厳しい経営環境に置かれている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

#### 記

- 一 農産加工業の厳しい経営環境に対処し、その経営体質の強化を図るため、農産加工業の振興に努めること。その際、価格水準の高騰している輸入原材料に代替する国産原材料が安定的に供給されることにより、農産加工業者の原材料の調達の安定化及び食料安全保障の強化に資するよう、必要な措置を講ずること。
- 二 農業及び農産加工業の健全な発展に資するという本制度の目的が十分發揮されるよう、本制度と農産物に係る支援制度等の関連施策との有機的連携に配意しながら、不斷に制度の評価・検証を実施し、その結果を踏まえ、適時適切に制度の拡充その他の必要な措置を講ずること。
- 三 今後の経済連携協定の締結等が我が国の農産加工業に与える影響に即応して対象業種及び関連業種を定めるなど本制度の適切かつ弾力的な運用に努めるとともに、世界的規模の需給のひっ迫により価格が高騰している農産物又はこれを使用して生産された農産加工品を原材料として使用している農産加工業については、輸入価格水準の上昇・高止まりの影響の程度を踏まえ、的確に対象業種を定めること。
- 四 小麦、大豆等の世界的規模の需給のひっ迫による価格高騰などの輸入に係る事情の著しい変化により事業活動に支障を生じ、又はそのおそれがある事業者に対し、本法施行までの間に、本法に基づく原材料の調達の安定化を図るための新たな支援措置の内容を周知すること。
- 五 東日本大震災や令和6年能登半島地震を始めとする大規模災害の被災地において農産加工業の振興を図ることにより、地域農業の復興や雇用の維持・

拡大に努めること。

右決議する。

## 【経済産業委員会】

### ○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案（内閣提出第16号）要旨

本案は、低炭素水素等の供給及び利用を早期に促進するため、「低炭素水素等」の定義、基本方針の策定等、計画認定制度の創設、認定を受けた事業者に対する支援措置、水素等の供給を行う事業者が取り組むべき措置に関する判断基準の策定等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 「低炭素水素等」の定義

「低炭素水素等」の定義については、水素等（水素、アンモニア、合成燃料、合成メタン）であって、製造に伴って排出される二酸化炭素の量が一定の値以下であること等の要件に該当するものとすること。

#### 二 基本方針の策定等

主務大臣は、環境大臣その他関係行政機関の長に協議した上で、低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針を定めることとすること。

また、国の責務として、規制の見直し等の必要な事業環境整備等を講ずる旨を規定するほか、関係地方公共団体や事業者の責務規定を創設すること。

#### 三 計画認定制度の創設

低炭素水素等供給事業者又は低炭素水素等利用事業者は、単独で又は共同して、低炭素水素等供給等事業に関する計画を作成し、その内容が要件を満たす場合には、主務大臣の認定を受けることができ、「価格差に着目した支援」、「拠点整備支援」を希望する場合には、その計画が、供給事業者と利用事業者が共同で作成したものであること等を追加的な要件とすること。

#### 四 認定を受けた事業者に対する措置

「価格差に着目した支援」や「拠点整備支援」として、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が助成金を交付すること。また、認定を受けた計画に基づく設備について、経済産業大臣の製造の承認を受ければ、低炭素水素等である高圧ガスの製造開始から3年間、都道府県知事に代わり、経済産業大臣が、その保安を確保するための検査を行うことを可能とする等の高圧ガス保安法の特例を創設するほか、導管等の円滑な整備を図るため、港湾法や道路占用の特例を創設すること。

#### 五 水素等の供給を行う事業者が取り組むべき措置に関する判断基準の策定

水素等の供給事業者による低炭素水素等の供給を促進するため、経済産業大臣は、事業者の判断基準を定めることとし、必要があると認めるときは、

指導及び助言を行うことができるものとともに、政令で定める一定の量以上の水素等を供給する事業者に対して勧告等を行うことができるものとすること。

## 六 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### (附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 我が国が、パリ協定の1.5度目標と整合的に2050年カーボンニュートラルを実現するために、既に確立された技術をもって低廉なコストでその達成に貢献できるとされる再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化の取組を更に強化するとともに、本法に基づく支援措置については、エネルギーの安定供給と脱炭素化の両立、国民負担の過度な増大に留意しながら適切に進めるここと。
- 二 低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する各種施策については、省エネルギー化や再生可能エネルギーの普及拡大等の推進を前提として、再生可能エネルギーによる電化では代替が困難な分野への活用に優先的に取り組むこととし、GX経済移行債をもって行われる他の脱炭素の施策を含めた総合的な効果等を適時分析し、その評価に基づいて投資対象の拡大又は縮小を含めた見直しを的確に行うこと。
- 三 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行において、我が国のエネルギーの自給率の向上や経済安全保障の観点からも重要となる国内における低炭素水素等のサプライチェーンの構築を着実に進めるとともに、競争力確保の観点から、徹底したコスト削減を図るため、必要な措置を講ずること。
- 四 低炭素水素等に関する技術や製品による我が国の産業振興や競争力強化に向けた取組や世界の脱炭素政策、とりわけ欧州で炭素国境調整措置が整備されつつある現状に鑑み、各種産業に係る国際的なルール形成や国際標準化で主導権を取ることができるよう施策を戦略的に実施するとともに、生産過程における脱炭素化を図る取組を推進すること。
- 五 我が国が持つ低炭素水素等の製造、搬送、活用その他の脱炭素技術について、特に二酸化炭素の排出量の多い国々における産業やエネルギーの脱炭素化への国際貢献も視野に、その質を更に高めるよう取り組むこと。
- 六 低炭素水素等を活用するための施策が長期にわたって必要となることを踏

まえ、事業者が確実に事業に取り組むことができるよう、GX経済移行債の先行投資支援を始めとした資金調達及びコスト回収を可能とする制度措置を講じ、必要な人材の確保及び育成、技術の強化、水素等が利活用される機会と分野の拡充等に向けた事業環境の整備を進めること。

七 低炭素水素等のサプライチェーンの構築における地方公共団体の果たす役割の重要性に鑑み、地方公共団体における地域産業や利用者の視点でのエネルギーインフラの整備等の取組が着実に進むよう必要な措置を講ずること。

八 低炭素水素等の基準の設定においては、本法成立後速やかに公表するとともに、将来的には、国際的なルールの動向を踏まえて、低炭素水素等の生産時のみならず、利用までのサイクルを踏まえた評価を検討すること。また、基準の見直しや支援の在り方の検討に当たっては、水素等の更なる低炭素化・脱炭素化が進むよう配慮すること。

九 GX経済移行債の先行投資支援を活用した価格差に着目した支援及び拠点整備支援といった政府による財政支援は、将来的に事業者が自立することを前提とし、事業者が予見可能性を持って確実に事業に取り組むことができるよう必要となる条件等の詳細を明確に定めるとともに、カーボンニュートラルを加速する制度設計とすること。また、支援の実施に当たっては、多額の国費を活用して行われる事業であることや国民負担、国際競争力への影響、炭素リーケージの可能性、負担と受益の公平性等を踏まえ、その施策の進捗状況や費用対効果について定期的に評価及び分析を行い、投資対象も含め必要に応じた柔軟な見直しを行うこと。

十 水素の特性による漏えい、爆発の危険性を鑑み、その製造から輸送・利用・取扱い等における安全性を確保するとともに、保安体制の充実を始め製造保安責任者等への指導、教育の充実など、安全性向上のための取組を進めること。

十一 低炭素水素等の供給を促進するため水素等供給事業者に求める自主的な取組を促すための措置については、事業者が取り組むべき基準を明確に定めるとともに、その運用に当たっては、事業者に過度な負担とならないよう十分留意すること。

十二 本法に基づく支援措置の実施に向けての制度設計に当たっては、学識経験者や有識者、産業界、労働界等から広く意見を聴き、その意見を尊重するとともに、意思決定過程の透明性を確保すること。

十三 低炭素水素等の利用を促進するため、国民に対して低炭素水素等に関する

る適切な情報が提供されるよう、必要な措置を講ずること。

十四 政府は、毎年、低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する施策の実施状況に関する調査を行い、その結果をエネルギーに関する年次報告の中で国会に報告するとともに、公表しなければならないこと。

十五 低炭素水素等の国内における供給及び利用の状況、技術の進捗その他諸課題について適時調査を行い分析し公表すること。

十六 低炭素水素等の供給及び利用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかに低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

## ○二酸化炭素の貯留事業に関する法律案（内閣提出第17号）要旨

本案は、二酸化炭素の貯留事業の健全な発達等を図るとともに、公共の安全を確保するため、二酸化炭素の貯留事業に係る許可制度及び貯留権の創設、貯留事業における保安の確保のために必要な措置の義務付け、二酸化炭素が貯蔵された事業場の長期的な管理のための制度の整備、導管輸送事業に係る届出制度の創設等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一 貯留事業・試掘の許可制度の創設

経済産業大臣が、二酸化炭素を安定的に貯留できる貯留層が存在する可能性がある区域を「特定区域」と指定した上で、「特定区域」において、貯留事業や試掘を行おうとする事業者を募集し、これらを最も適切に行うことができると認められる者に対して、許可を与えること。

また、経済産業大臣は、許可を受けた者に対して、貯留層に二酸化炭素を貯留する権利として「貯留権」を、試掘を行う権利として「試掘権」を「みなし物権」として設定し、第三者に対して妨害排除請求を行うこと等を可能とすること。

### 二 貯留事業・試掘に関する事業規制・保安規制の整備

貯留事業の具体的な実施計画については主務大臣の、試掘の具体的な実施計画については経済産業大臣の認可制とした上で、貯留事業者及び試掘者に対しては、技術基準への適合義務等の保安規制を課すこと。

また、貯留事業者に対しては、二酸化炭素の漏えい等が発生していないかどうかを確認するため、貯留層における温度、圧力等のモニタリング義務を課すほか、正当な理由なく、特定の二酸化炭素排出者を差別的に取り扱うこと

と等を禁止するとともに、料金等の届出義務を課すこと。さらに、二酸化炭素の貯蔵状況が安定している等の一定の要件を満たす場合には、経済産業大臣の許可を受けて、貯留事業場の管理業務を独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に移管することを可能とすること。

### 三 導管輸送事業に関する事業規制・保安規制の整備

貯留層に二酸化炭素を貯蔵することを目的として、二酸化炭素を導管で輸送する導管輸送事業を行おうとする者は、経済産業大臣に届け出なければならないとした上で、正当な理由なく、特定の二酸化炭素排出者を差別的に取り扱うこと等を禁止するとともに、料金等の届出義務を課すこと。

また、導管輸送事業における安全を確保するため、導管輸送事業者に対しても、技術基準への適合義務等の保安規制を課すこと。

### 四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### (附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 政府は、CCSの分離回収、輸送、貯留に係る技術概要、これを導入する意義や必要性等について広く国民の理解を得るために、前面に立って丁寧に説明すること。その際、二酸化炭素の地下貯留に伴う国民の様々な懸念の払拭に最大限努めること。
- 二 政府は、CCS事業を実施する地域の選定に当たって、北海道苫小牧市等の先行地域の事例を参考にしつつ、地域住民や地方公共団体、利害関係者をはじめとする幅広い国民の多様な意見を丁寧に聴取し、それらの意見を十分に踏まえるとともに、事業者に対し、こうした意見を十分に踏まえて事業を実施するよう求めること。あわせて、地域で活用できる交付金制度を含め、関連する産業や雇用の創出等に向けた支援の仕組みを検討すること。
- 三 CCS事業の特性として、分離回収、輸送、貯留に至るバリューチェーンの過程で多数の関係者が関与し、事業実施期間が長期に渡る上、地下地質に係る不確実性を伴うことから、政府は、その実施に当たって、二酸化炭素が漏えいすることがないよう、公共の安全の確保と環境の保全に万全を期すこと。とりわけ、環境の保全の観点からは、鉱業法や環境影響評価法等を参考にしながら、必要な対応を検討すること。その際、最新の科学的な知見に基づき、事業者の負担にも十分配慮するよう努めること。

- 四 政府は、CCS事業の実施に当たって、労働団体等の意見も十分に踏まえ、労働者の安全の確保に万全を期すこと。
- 五 政府は、貯留事業者によるモニタリングの内容や項目、貯留事業者から独立行政法人工エネルギー・金属鉱物資源機構に貯留事業場の管理業務を移管する際の要件や期間等は、科学的な知見に基づいて定めること。
- 六 政府は、鉄鋼等の脱炭素化が難しい事業分野において、グリーントランスフォーメーションの推進が図られるよう、当該事業分野におけるCCS事業の支援に努めるとともに、こうした支援と並行して、既に確立された技術をもって低廉なコストで2050年カーボンニュートラルの実現に貢献できるとされる再生可能エネルギー等の導入や省エネルギー化の取組を更に強化すること。
- 七 政府は、民間事業者によるCCS事業への積極的な参入を促すため、過度な規制が事業推進の阻害要因とならないよう留意しつつ、分離回収に係る保安措置等の事業規制の在り方を含め、ビジネスモデル構築に向けた環境整備の検討を加速するとともに、事業者が投資回収の予見性を確保できるよう、予算措置や税制措置、カーボンプライシング制度の在り方など、経済的な支援措置や制度的措置を早期に明確化すること。その際、政府による財政支援措置は、CCS事業を将来的に民間事業として自立させ、2050年カーボンニュートラル実現への道のりを加速できる制度設計とすること。
- 八 政府は、CCS事業にかかる費用の低減と安全性の確保を両立するため、二酸化炭素の分離回収や液化二酸化炭素輸送船等に係る技術開発の取組を強化するとともに、CCSを含めた脱炭素技術の研究開発の状況など、CCS事業を巡る状況が著しく変化したときは、速やかにCCS事業に関する施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。加えて、分離回収に係る技術は、CCSに限らず、カーボンリサイクルの実施の前提となる共通技術であることから、当該技術の研究開発の積極的な推進により、カーボンリサイクルに係る新たな産業分野の育成にも努めること。
- 九 政府は、CCS事業に係る人材育成の取組を強化するとともに、貯留適地の調査や貯留事業場の管理業務を担う独立行政法人工エネルギー・金属鉱物資源機構の体制強化に取り組むこと。

## ○新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）要旨

本案は、国際的な企業立地に係る競争の激化等の経済情勢の変化に適切に対応し、新たな事業の創出及び産業への投資の促進を通じて我が国産業の持続的な発展を図るため、事業再編を行う中堅企業者に対する支援の拡充、事業適応計画の認定制度の見直し、株式会社産業革新投資機構の運用期限の延長等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一 産業競争力強化法の一部改正

- 1 国際競争に対応して内外の市場を獲得すること等が特に求められる商品を生産・販売する事業者の計画の認定制度を創設し、各種支援措置を設けること。
- 2 常用従業員数が2,000人以下であって中小企業者ではない会社等を「中堅企業者」と、このうち成長発展を図るための事業活動を行っているものを「特定中堅企業者」と定義し、各種支援措置を設けること。
- 3 株式会社産業革新投資機構が有価証券等の処分を行う期限を令和32年3月末まで延長すること。
- 4 設立の日以後の期間が15年未満の株式会社が募集新株予約権を特例的に柔軟かつ機動的に発行できる仕組みを整備すること。
- 5 企業と大学等の共同研究開発に関し、標準化と知的財産権を活用した市場創出に係る計画の認定制度を創設し、各種支援措置を設けること。

### 二 投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正

投資事業有限責任組合の取得及び保有が可能な資産に暗号資産等を追加するとともに、株式等の保有率を制限される外国法人の範囲を見直すこと。

### 三 独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部改正

独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務に、中小企業者及び試験研究機関等に対する工業所有権の保護及び利用に関する助言及び助成等を追加すること。

### 四 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務に、革新的な鉱工業技術を活用して新たな事業の開拓を行う事業者の事業開発活動に係る補助金の交付等を追加すること。

### 五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範

国内において政令で定める日から施行すること。

### (附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 戦略分野国内生産促進税制については、革新的な技術開発や国際的な市場獲得競争の状況を適切に勘案し、税額控除の期間や産業競争力基盤強化商品の品目等について不断の見直しを行うとともに、この政策目的及び効果を中小企業を含めたサプライチェーン全体にまで広く波及させるよう、必要な措置を講ずること。また、当該税制のほかにも、脱炭素製品について、市場価値の向上、国内における生産コストの低減その他競争力確保に必要な措置を講ずること。
- 二 イノベーション拠点税制については、国際ルールとの整合性や制度の運用状況等を踏まえつつ、真にイノベーションに向けた投資を促進するものとなるよう、対象となる所得の範囲、算出方法等について、不断の見直しを行うこと。
- 三 中堅企業支援及び事業再編支援を実施するに当たっては、支援対象となる中堅企業者の経営力等を適切に評価するとともに、我が国全体の経済成長及び地域に根差した中小企業・小規模事業者の重要性の観点から、事業者が有する優れた技術・技能を始めとする経営資源や従業員の雇用が適切に確保されるよう、必要な予算措置も含め、引き続き十分な支援措置を講ずること。また、これらの支援の対象とならない中小企業者についても、地域における雇用の担い手として大きな役割を果たしていることを踏まえ、今後の中小企業政策の実施に当たっては、切り捨てられることのないよう留意すること。
- 四 スタートアップ支援については、株式会社産業革新投資機構の支援実績に対する継続的な検証及び情報開示に努めるとともに、同機構を始めとするスタートアップ支援機関が持つそれぞれの機能を最大限に発揮しつつ、民間のベンチャーキャピタルや事業会社等との連携を強化し、適切な支援環境の整備を進めること。
- 五 企業と大学等の共同研究開発に関する、標準化と知的財産を活用した市場創出の計画認定制度を実施するに当たっては、独立行政法人工業所有権情報・研修館及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が適切な助言等を行うことができるよう、体制強化に取り組むこと。
- 六 産業競争力強化法や税制等に基づく事業者に対する各種支援措置については、煩雑な手続を要するものもあることから、利用する事業者の利便性等に

十分配慮して手続の簡素化に努めるとともに、各々の事業者にとって真に実効性のある制度となるよう、不断の見直しを行うこと。

七 事業適応計画、特別事業再編計画等の認定を行うに当たっては、下請事業者の価格転嫁に配慮できる基準を設け、サプライチェーン全体として競争力強化が図られるようにすること。

## ○消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案（内閣提出第36号）要旨

本案は、消費生活用製品等による一般消費者の生命又は身体に対する危害等の防止を図るため、国内の消費者に直接製品を販売する海外事業者を規制の対象とともに、主務大臣による取引デジタルプラットフォームの利用停止要請の創設等の措置を講ずるほか、主として子供の生活の用に供される製品の安全性を確保する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一 海外事業者の規制対象化

海外事業者を消費生活用製品安全法等において届出を行う対象として明確化するとともに、規制の執行を担保すべく、海外事業者が届出を行う際に、国内における責任者（以下「国内管理人」という。）の選任を求めるものとすること。

### 二 取引デジタルプラットフォームの利用停止等に係る要請の創設

取引デジタルプラットフォームにおいて販売される消費生活用製品等について、国内の消費者に危険が及ぶおそれがあると認められ、かつ、消費生活用製品等の製造事業者等によって必要な措置が講じられることが期待できないときは、取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該製品の販売に係る取引デジタルプラットフォームの利用の停止等を要請することができるものとすること。

### 三 届出事項の公表制度の創設

届出事業者の氏名や特定製品等の型式の区分、国内管理人の氏名等を公表するものとすること。

### 四 法令等違反行為者の公表制度の創設

本法律又は本法律に基づく命令等に違反する行為を行った者の氏名等を公表することができるものとすること。

### 五 子供用の製品に係る規制の創設

特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であって、その

使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められるものを新たに子供用特定製品とし、子供用特定製品の製造事業者等に対し、国が定める技術基準及びその使用に適した年齢に関する基準への適合を義務付けるとともに、これらの義務を履行していることを示す表示のない製品は販売等できないこととすること。

## 六 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### (附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 海外事業者を消費生活用製品安全法等において届出を行う対象として明確化するに当たっては、国内の消費者が製品を安全に使用できる環境を整備する観点から、海外事業者が国内管理人を適切に選任した上で届出手続を円滑に行うことができるよう、本法の内容の周知徹底を行うとともに、届出に係る支援の充実に努めること。
- 二 海外事業者が、特定製品以外の消費生活用製品においても、報告徴収、立入検査や製品事故情報報告・公表制度の対象となることの周知徹底に努めること。
- 三 インターネット取引が拡大する中における取引デジタルプラットフォームの果たす役割の重要性を踏まえ、国内の消費者の安全確保の観点から、取引デジタルプラットフォーム提供者が努力義務として講ずるべきとされている措置等の実施状況及び主務大臣による取引デジタルプラットフォーム提供者に対する製品の出品削除等の要請への対応状況について実態把握に努めるとともに、取引デジタルプラットフォーム提供者及び関係機関と緊密な連携を図ること。
- 四 子供用特定製品の指定並びに子供用特定製品に係る技術基準及び使用年齢基準については、子供用の製品による事故を未然に防ぐ観点から、国内外における子供が被害にあう事故の実態及び諸外国における規制の動向等を踏まえ策定し、及び機動的に見直すとともに、消費者への周知徹底を図るなど、子供用の製品の安全確保に向けて万全を期すこと。また、子供用特定製品の対象については、育児、保育に関わる幅広い製品を対象としていくことを検討すること。
- 五 子どもの製品事故は、子供用特定製品以外の消費生活用製品等でも発生し

ていることに鑑み、それらの製品においても、その製品の使用場面に応じて子どもの使用を十分に想定して、特定製品としての指定や技術基準への反映を図ること。

- 六 古物である子供用特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する事業者に対して、子どもへの危害の発生を防止する観点から本法の内容の周知徹底を行うこと。また、本法施行前に製造・輸入された製品についても、例えば、既に流通している技術基準を満たさない製品について、保護者をはじめ、育児、保育に関わる幅広い関係者に対し、製品の処分等の必要性に関する情報を広報していくことなど、安全性の確保を図る措置を講ずること。
- 七 非事業者である個人が売主となる個人間取引について、特に子供用の製品による事故を未然に防ぐ観点から、保護者等の消費者に対する子供用の製品の安全性や誤使用に関する注意喚起を行うとともに、情報誌発行者、オーケーションサイトやフリーマーケットの主催者による投稿者や出展者に向けた安全に関する注意喚起が行われるよう努めること。
- 八 P Sマークが消費者に広く認知されているとは言い難い状況に鑑み、製品の安全性が十分に確保され、契約自由の原則の下で消費者が適切に判断できるよう、各制度の周知に努めること。

## ○スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案（内閣提出第62号）要旨

本案は、スマートフォンが国民生活及び経済活動の基盤となっていることに鑑み、スマートフォンを利用した事業に係る競争環境を整備するため、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェア（基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ及び検索エンジン）の提供等を行う事業者を指定し、特定ソフトウェアに係る競争を制限するおそれのある行為を禁止する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一 規制対象事業者の指定

公正取引委員会は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者のうち、特定ソフトウェアの種類ごとに政令で定める一定規模以上の事業を行う者を、規制対象事業者として指定するものとすること。

### 二 禁止事項及び遵守事項の整備

- 1 指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）は、他の事業者が基本動作ソフトウェアを通じてアプリストアを提供することを妨げてはな

らないものとすること。

- 2 指定事業者は、指定事業者が提供する支払管理役務以外の支払管理役務を個別アプリ事業者が利用すること等を妨げてはならないものとすること。
- 3 指定事業者は、基本動作ソフトウェアにより制御されるスマートフォンの動作に係る機能であって、指定事業者が個別ソフトウェアの提供に利用するものについて、同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用することを妨げてはならないものとすること。
- 4 指定事業者は、検索役務において情報を表示する際に、指定事業者が提供する商品又は役務を、正当な理由なく、競争関係にある他の商品又は役務よりも優先的に取り扱ってはならないものとすること。
- 5 指定事業者は、取得した個別ソフトウェアの利用状況等に係るデータについて、これを他の事業者と競争関係にある商品又は役務の提供のために使用してはならないものとすること。
- 6 指定事業者は、スマートフォンの利用者が簡易な操作により標準設定を変更することができるようにするために必要な措置等を講じなければならないものとすること。

### 三 規制の実効性確保のための措置

指定事業者による規制の遵守状況に関する報告、関係事業者による情報提供、関係省庁との連携、公正取引委員会の調査権限や違反を是正するための命令、課徴金納付命令等の規定を整備すること。

### 四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### (附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 デジタル市場の活性化やイノベーションの促進を図る観点から、特定ソフトウェアに係る市場における自由で開かれた公平・公正な競争環境の整備に取り組むとともに、セキュリティの確保、プライバシー保護、青少年保護、消費者保護等に関し必要な措置が講じられるように努め、競争と安全の両立の確保を図ること。この場合において、指定事業者によるセキュリティの確保、プライバシー保護、青少年保護等を理由とする過剰な措置が行われることのないよう、関係行政機関が連携して適切に対応すること。また、スマートフォンの安全・安心な利用と利便性確保のために、利用者に対し必要かつ

- 十分な情報提供が行われるよう最大限努めること。
- 二 指定事業者の禁止事項及び遵守事項について、本法の運用状況の検証等を通じ、競争上の問題の大きさに比して適切な規制になるように配慮するとともに、デジタル分野における技術革新、国内投資の促進、新たなビジネス形態等にも適切に対応することができるよう、必要に応じ見直しの検討を行うこと。
- 三 指定事業者の禁止事項及び正当化事由並びに遵守事項について指定事業者が適切に対処するための指針については、関係事業者の予見可能性の確保及び競争と安全の両立が図られるよう、関係行政機関、関係有識者、関係民間事業者等を始め幅広い関係者の知見等を踏まえて可能な限り明確かつ具体的に策定するとともに、デジタル市場における情勢の変化等に対応し、適宜見直しを行うこと。また、検索エンジンに係る指定事業者の禁止行為については、検索エンジンを巡る適正な競争環境の確保に努めつつ、先行して制度の運用を行っている欧州の実施状況を分析し、検索エンジンに係る利用者のニーズへの即応性や的確性その他利用者の利便性が損なわれることがないよう配慮すること。
- 四 本法の規制に関して、例えば、指定事業者以外の事業者によるアリストアの提供について、指定事業者が、不当に高額な手数料等を徴収するなどにより、事実上参入を制限することがないよう、公正取引委員会は、指針においてその考え方を明確にすること。
- 五 令和5年6月16日に政府のデジタル市場競争会議において取りまとめられた「モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告」において必要性が指摘された「う回的行為の禁止」について、指針や本法の運用においてその内容の明確化を図ること。
- 六 アプリ開発者を始めとする公正取引委員会に本法の違反行為の報告及び措置の求めをした者の保護を図るため、その者に対する不利益取扱いの禁止の違反に係る本法第30条による指定事業者に対する勧告及び命令等の必要な措置を適切に実施すること。
- 七 本法の適切な運用を確保する観点から、専門部署の設置、デジタル分野の技術やビジネスに精通した専門人材の確保等、公正取引委員会の組織・人員等の体制を抜本的に強化し、公正取引委員会の独立性を確保するとともに、関係行政機関の間の連携強化を図ること。また、幅広い民間事業者の知見等を有効に活用するよう努めること。

- 八 欧州や米国を始めとする諸外国の競争当局等との連携強化を図り、世界的なデジタル市場における競争政策の動向及び取組等を踏まえ、適時適切に必要な措置を講じること。
- 九 青少年や保護者、教育関係者等のスマートフォンの利用に係るリテラシーの向上への取組が、関係行政機関の間の連携や関係民間機関等との連携の下で行われるように努めること。

## 【国土交通委員会】

### ○奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）要旨

本案は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情に鑑み、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した振興開発を図るため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を令和11年3月31日まで延長するとともに、奄美群島及び小笠原諸島への移住の促進を図るため、それぞれの基本方針及び振興開発計画に定める事項として移住の促進に関する事項を追加する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正

- 1 法律の目的に、奄美群島への移住の促進を図ることを追加すること。
- 2 基本理念に、沖縄（沖縄県の区域をいう。）その他の奄美群島と近接する地域との連携の促進を追加すること。
- 3 基本方針に定める事項に、奄美群島への移住の促進に関する事項を追加するとともに、住宅及び生活環境の整備に関する事項に、空家等に関する対策が含まれるもの等とすること。
- 4 交付金事業計画に記載できる事業に、奄美群島への移住の促進に資する事業等を追加すること。
- 5 新たに移住の促進に関する事項を追加するなど国及び地方公共団体の配慮規定を拡充すること。
- 6 独立行政法人奄美群島振興開発基金は、業務の遂行に支障のない範囲内で、経営の改善及び発達に係る助言を行うことができるものとすること。
- 7 奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を5年間延長すること。

#### 二 小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正

- 1 法律の目的に、小笠原諸島への移住の促進を図ることを追加すること。
- 2 基本方針に定める事項に、小笠原諸島への移住の促進に関する事項を追加すること。
- 3 新たに移住の促進に関する事項を追加するなど国及び地方公共団体の配慮規定を拡充すること。
- 4 小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を5年間延長すること。

#### 三 この法律は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行すること。

#### （附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 奄美群島及び小笠原諸島における定住や移住の促進に資するため、医療・介護や住宅の確保といった生活環境の整備について具体的かつ充実した施策の実施に努めるとともに、両地域における交流人口の増大や物価格差の是正等のため、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資するための施策の充実について検討を加え、所要の措置の実現を図ること。
- 二 奄美群島及び小笠原諸島における子育て環境の格差解消に向け、特に奄美群島における子供の貧困について、特段の配慮を行うこと。また、両地域の子供が遠隔教育等を通じ、確実な学力を習得できるよう必要な支援に努めること。
- 三 奄美群島振興交付金制度は、主にソフト面での支援施策として、地域が主体的に施策を実施するためのものである趣旨に鑑み、沖縄との連携などについても積極的な活用が図られるよう配慮をすること。また、奄美群島における住環境や情報通信等インフラの整備に当たっては、沖縄振興に関する諸施策の状況を参考にし、調和ある発展が図られるよう留意すること。
- 四 奄美群島及び小笠原諸島は、自然環境面において極めて貴重な地域であることから、その振興開発に当たっては、自然環境の保護・保全に積極的に取り組むとともに、エコツーリズム等の自然環境の保護・保全と両立する持続的な観光振興が図られるよう配慮すること。
- 五 離島航空路線が住民の生活路線であること、他地域との交流の活発化に欠かせないインフラであること等に鑑み、地元の意見や自然環境との調和に十分配慮しつつ、本土と奄美群島間の航空運賃の軽減について必要な措置を講ずるとともに、小笠原諸島における航空路の開設を含め、必要となる取組に努めること。
- 六 奄美群島及び小笠原諸島は、台風の常襲地帯に位置するとともに、地震に伴う津波被害も想定されるなど、災害を被りやすい地理的及び自然的条件にあることから、台風に強い農林水産業の生産基盤の強化のため奄美群島振興交付金及び小笠原諸島振興開発補助金などの活用や、台風時の物資の確保など必要な防災減災対策を推進すること。
- 七 独立行政法人奄美群島振興開発基金の新たな業務については、専門人材の育成等に努め、業務が同基金の確実な収益基盤の拡大をもたらすように図るとともに、更なる業務改善のための機能強化についても検討を進めること。

八 奄美群島及び小笠原諸島は、島ごとに独立したエネルギー供給網を持つという特性をいかし、再生可能エネルギーを活用した独立した分散型エネルギー供給システムを構築できるよう必要な制度的財政的支援措置の検討を進めること。

## ○広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第12号) 要旨

本案は、広域的地域活性化のための基盤整備を一層推進するため、広域的特定活動及び拠点施設に特定居住の促進に係る活動及び施設を追加するとともに、市町村による特定居住促進計画の作成及び同計画に定められた事業等の実施に係る関係法律の特例、特定居住促進協議会の設置、特定居住支援法人の指定制度等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 広域的特定活動の定義に、特定居住（当該地域外に住所を有する者が定期的な滞在のため当該地域内に居所を定めること）のため必要な住宅又は事務所等の施設の提供等の当該地域における特定居住の促進に関する活動（相当数の者を対象として行われるものに限る。）を追加すること。
- 二 拠点施設の定義に、一団地の住宅施設、特定居住者の共同利用に供する事務所、事業所等の業務施設、特定居住者と地域住民との交流の促進に資する施設等の特定居住の促進のため必要な施設（特定居住拠点施設）を追加すること。
- 三 市町村は、都道府県に対し、特定居住拠点施設に関する事項及び同施設に係る重点地区（特定居住重点地区）の区域を含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成することを提案できること。
- 四 市町村は、特定居住拠点施設に関する事項及び特定居住重点地区的区域が記載された広域的地域活性化基盤整備計画について、都道府県から送付を受けたときは、単独で又は共同して、国土交通大臣が定める基本方針及び同計画に基づき、当該市町村の区域内の特定居住重点地区において特定居住の促進を図るために特定居住促進計画を作成できること。
- 五 市町村は、単独で又は共同して、特定居住促進計画の作成等の必要な協議を行うための特定居住促進協議会を組織できること。
- 六 特定居住促進計画に建築基準法の用途地域の特例要件に関する事項が定められ、当該計画が公表された日以後は、特例適用建築物について、特定行政庁が、特例要件に適合すると認めて許可をすることができること。

- 七 市町村長は、特定非営利活動法人等であって、特定居住者又は特定居住を希望する者に対し、必要な援助等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、特定居住支援法人として指定することができる。
- 八 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 本法による措置は、地域の活性化とともに東京一極集中の是正にもつながるものとするよう努めること。
- 二 二地域居住等に係る施策の効果の検証を行い、今後の検討に資するため、実際の二地域居住者等の数及びその居住地について把握するとともに公表すること。また、今後の二地域居住者等の推計についても可能な限り具体的に把握し公表するよう努めること。
- 三 附則第4条に基づき検討する際は、二地域居住等の促進のためには、本法の枠組による制度が適切なのか、市町村主体による推進が適切なのか、具体的なデータと実態に基づく検証を踏まえて、その根本から検討すること。
- 四 二地域居住等を実施する際の公共サービスの提供及びそれに応じた費用負担並びにこれらに対する二地域居住者等の意見の反映のための仕組みについては、二地域居住等を推進する観点から重要な論点であることを踏まえ、諸外国の事例も含めて早急に検討を進め二地域居住者等が希望する環境の整備をすること。なお、本法の施行後5年を目途として、本項に係る方策等について総合的に検討し、必要な措置を講ずること。
- 五 二地域居住等を実施する際の移動費用の負担軽減に係る支援を検討すること。その支援期間については、二地域居住等を長期間実施できるよう配慮すること。なお、本法の施行後5年を目途として、本項に係る方策等について総合的に検討し、必要な措置を講ずること。
- 六 二地域居住等を適正かつ円滑に促進するため、二地域居住者等が居住先で果たすべき役割や責任の在り方についても、市町村が作成する特定居住促進計画に反映されるよう促すこと。また、同計画の策定に伴う市町村の負担軽減のために支援をすること。
- 七 二地域居住等を促進するため、企業に対して二地域居住等に関するヒアリングを行い、制度のニーズや課題を把握すること。また、ヒアリングを踏ま

えて、従業員が円滑に二地域居住等を実施することが可能となるような環境の整備を促すこと。

## ○都市緑地法等の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）要旨

本案は、良好な都市環境の形成を図り、併せて都市における脱炭素化を推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 都市緑地法の一部改正

- 1 国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこと。また、都道府県は、基本方針に基づき当該都道府県の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画（以下「広域計画」という。）を定めることができるること。
  - 2 市町村が定めることができる当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画は、基本方針に基づき、広域計画を勘案して定めるものとともに、その記載事項として、特別緑地保全地区内における緑地の有する機能の維持増進を図るために行う事業であって、高度な技術を要するものである機能維持増進事業の実施の方針等を追加すること。
  - 3 国土交通大臣は、全国を通じて一に限り、都市における緑地の保全及び緑化の推進を支援することを目的とする一般社団法人等を都市緑化支援機構として指定できること。
  - 4 都道府県等は、都市緑化支援機構に対し、特別緑地保全地区内の土地の買入れ等の特定緑地保全業務を行うことを要請できること。また、都市緑化支援機構は、都道府県等からの要請があった場合、都道府県等との協定の内容に従って、特定緑地保全業務を行うこと。
  - 5 機能維持増進事業の実施に当たり、都市計画の決定等に係る手続を合理化する規定を設けること。
  - 6 民間事業者が実施する都市における緑地の確保のための取組に関する計画（以下「優良緑地確保計画」という。）に係る国土交通大臣の認定制度を創設するとともに、その認定のための技術的調査の全部又は一部について、国土交通大臣の登録を受けた者に行わせることできること。
- 二 都市緑化支援機構の業務に、歴史的風土特別保存地区内の土地の買入れ等の特定土地保全業務の実施等を規定するため、古都における歴史的風土の保

存に関する特別措置法を改正すること。

- 三 都市緑化支援機構が行う機能維持増進事業や優良緑地確保計画の認定を受けた事業者への貸付け等に要する費用について、国の貸付けを可能とするため、都市開発資金の貸付けに関する法律を改正すること。
- 四 都市計画を定める場合の、自然的環境の整備等の考慮規定を設けるため、都市計画法を改正すること。
- 五 民間都市再生整備事業計画に記載できる事項として、緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事項を追加するとともに、民間都市開発推進機構によるこれらの事項に係る整備費用の支援等を可能とするため、都市再生特別措置法を改正すること。
- 六 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### **(附帯決議)**

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 国の基本方針を定めるに当たっては、気候変動対応、生物多様性確保、幸福度の向上などの観点に基づく定量的な指標等を盛り込み、今後の目指すべき都市緑地の姿について具体的に示すこと。また、取組の進捗状況について定期的な把握とその評価を実施するとともに、必要に応じて目標達成のために追加的施策を講ずること。
- 二 特別緑地保全地区等内の緑地の買入れに当たっては、都市緑化支援機構が国から都市開発資金の無利子貸付けを受けて実施する制度に加え、地方公共団体への支援の拡充とともに、国が直接買入れを実施する制度についても追加を検討すること。
- 三 機能維持増進事業の実施に当たっては、防災上危険な場所で優先的に実施すること、事業実施後も緑地の状況変化に応じた継続的な対応が求められること可能性があること、地域をよく知る地域住民や有識者などの声に丁寧に対応することなどにも留意しつつ、都市と地方それぞれの地域の実情を踏まえた取組を行うよう、また、都市緑化支援機構が実施する場合においては、これらを踏まえた業務実施協定が締結されるよう周知すること。
- 四 都市緑化支援機構による機能維持増進事業の対象に、新たに都道府県等が買入れる土地以外の既に指定されている特別緑地保全地区等も加えるよう検討すること。

- 五 都市緑化支援機構の指定に当たっては、全国での緑地の買入れや機能維持増進事業の実施を行う法人として独占的地位が与えられることを踏まえ、その指定手続過程の透明性を図ること。また、指定を受けた法人が、いわゆる新たな天下り先となることを防止する観点からも、経営体制等の情報公開などを積極的に行うよう指導監督を徹底すること。
- 六 都市緑化支援機構に対する都市開発資金の無利子貸付けに当たっては、その要望額の根拠となる機能維持増進事業等に要する費用の透明性や妥当性について十分検証を行うとともに、全体の事業量を確認し必要十分な予算の確保に努めること。
- 七 都市緑化支援機構や地方公共団体に限らず、都市緑地の維持管理を行う者として重要な役割を担っている地域のボランティアやNPOなどに対しても、持続可能な活動を行うための財政的支援を講ずること。
- 八 優良緑地確保計画について、認定手続の透明性を確保するため、開発に見合った必要な緑地の割合を示すなど認定審査の基準を明確化すること。また、民間事業者等による緑地確保の取組も重要であることを踏まえ、認定制度の効果的な活用が図られるよう、認定を受ける具体的なメリットを十分に周知すること。
- 九 都市開発により損なわれる生態系の価値と同等の土地等を確保するミティゲーション制度等の取組について、調査研究や導入の検討を進めること。
- 十 都市緑地は、その立地状況から相続時に宅地開発事業者などに売却されることが多いことを踏まえ、都市緑地の維持や保全を図る観点から、相続時の納税猶予制度の創設や民有緑地の物納許可の拡充など税制面での負担軽減措置について検討を行うこと。
- 十一 民間都市開発推進機構による再生可能エネルギー発電設備等への金融支援は、他の再生可能エネルギー事業との公平な競争に配慮して、民間資金では実現しえないもの等に限定して行うよう努めること。

## ○流通業務の総合理化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）要旨

本案は、物資の流通の効率化等を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 流通業務の総合理化及び効率化の促進に関する法律の一部改正
  - 1 題名を「物資の流通の効率化に関する法律」に改めるとともに、法律の

目的に、貨物自動車を用いた貨物の運送の役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関し講すべき措置等を定めることにより、物資の流通の効率化を図ることを追加すること。

- 2 荷主企業、連鎖化事業者及び物流事業者（貨物自動車運送、一般港湾運送、航空運送、鉄道及び倉庫等の事業者）に対し、当該事業者が取り組むべき運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する措置についての努力義務を課すこととし、当該措置については、国が判断基準を策定した上で、事業者の実施状況を鑑みて、判断基準に基づき指導及び助言できること。
- 3 一定規模以上の荷主企業、連鎖化事業者、貨物自動車運送事業者等及び倉庫業者を特定事業者として指定し、当該事業者に対して2の措置の実施に関する中長期計画の作成及び定期報告を義務付けるとともに、当該中長期計画に基づく取組の実施状況が不十分な場合は国が勧告及び命令できること。
- 4 荷主企業及び連鎖化事業者のうち特定事業者は、物流統括管理者を選任しなければならないこと。

## 二 貨物自動車運送事業法の一部改正

- 1 真荷主、一般貨物自動車運送事業者等及び一定の貨物利用運送事業者に対し、運送契約の締結に際し、当該契約の相手方に、運送の役務の内容及びその対価等を記載した書面の交付を義務付けること。
  - 2 一般貨物自動車運送事業者等は、他の一般貨物自動車運送事業者等の行う運送を利用するときは、当該他の事業者に係る事業の健全な運営の確保に資するための措置（健全化措置）を講ずるよう努めるとともに、一定規模以上の事業者は、当該措置に関する運送利用管理規程の作成及び運送利用管理者の選任をしなければならないこと。
  - 3 元請事業者となる一般貨物自動車運送事業者等は、真荷主から引き受けた一定の重量以上の貨物の運送について、他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用したときは、実運送を行う貨物自動車運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿を作成しなければならないこと。
  - 4 貨物軽自動車運送事業者は、営業所ごとに、貨物軽自動車安全管理者講習を受講した者等から貨物軽自動車安全管理者を選任し、当該管理者に対し定期講習を受けさせなければならないこと。また、重大事故発生時において、国土交通大臣に事故の種類等を届け出なければならないこと。
- 三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範

国内において政令で定める日から施行すること。

### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 トラック運送事業について、現状において過労死や精神疾患などの健康被害が最も深刻であり、かつ、そのために深刻な人手不足に陥っている物流産業の現状に鑑み、できるだけ早期に時間外労働の上限を一般労働者と同様にできるよう、関係省庁、労働者団体を含む関係団体及び荷主等の連携及び協力を強化し、トラックドライバーの賃金引上げの原資となる適正な運賃収受の実現や物流効率化等の労働環境改善に向けた実効性のある取組を一層強力に推進すること。その上で、トラックドライバーの人材の確保及び育成のための支援策を講じること。
- 二 トラックドライバーの賃金水準の向上等の観点から実運送事業者における適正な運賃収受を図るため、貨物自動車運送事業法に基づく標準的な運賃を毎年見直し、当該運賃の効果について検討し、その在り方も含め適時適切な見直しを行うとともに、トラック運送事業者が当該運賃を活用して行う荷主との適正な運賃交渉と適切な価格転嫁を実現すること。また、実運送事業者における標準的な運賃の収受及び荷待ち時間の短縮等の状況について調査し、公表すること。その結果を踏まえ、トラックドライバー賃金の全産業平均並みの引上げができるよう、必要な措置を講じること。
- 三 前項の実効性を担保するため、国土交通省のトラックGメン、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会等、関係行政機関に加え、労働者団体を含む関係団体との更なる連携強化を図るとともに、悪質な荷主等への監視を強化すること。また、市場運賃を度外視した安価な運賃で事業者を募ることや、安価な運賃で事業を請け負うことに対する監視を強め、その状況を踏まえて適切な規制措置を導入すること。さらに、当該関係行政機関等において情報収集と共有を図り、貨物自動車運送事業法に基づく勧告及び公表等を積極的に行うこと。
- 四 国土交通省におけるトラックGメンの機能を強化し、荷主や元請事業者等への是正指導を徹底すること。これに向け、全国及び地方貨物自動車運送適正化事業実施機関を活用し、貨物自動車運送事業者からの情報収集や、荷主や元請事業者等の違反原因行為に係る調査等を補完する体制について、調査員証の発行などにより、強化、明確化を図ること。また、トラック運送事業

の近代化や、物流のサプライチェーン全体の取引の適正化に向け、トラックGメンを物流産業全体の健全化に向けた組織とすることや、全国及び地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の業務の拡大や体制の抜本強化について、検討を進めること。

- 五 一定規模以上の荷主等に義務付けられる中長期的な計画の作成や、元請事業者に義務付けられる実運送体制管理簿の作成及び下請関係に入るトラック事業者等に対して義務付けられる当該管理簿作成に必要となる情報の通知に当たり、ガイドラインの作成等により円滑に導入されるとともに、事業者にとって過度の負担とならないよう、また、トラックGメン等が効率的かつ確実に取組状況を把握できるよう、デジタル技術の活用を推進すること。
- 六 トラック運送事業における多重下請構造のは正を図り、実運送事業者における適正な運賃収受を実現するため、実運送を行わない、いわゆる「専業水屋」についても実態を把握し、規制措置の導入も含め必要な対策を講じること。
- 七 運送契約の書面及び実運送体制管理簿については、可視化のためのDXの推進やデータ等の規格統一を目指すこと。また、当該管理簿により可視化された多重下請構造の実態を分析し、そのは正に向けて諸外国の規制事例等を参考にしつつ、必要な措置の検討を継続し、その結果、更なる措置が必要と判断された場合は、下請次数を2次までとすることも含め必要な措置を講じること。
- 八 物流のサプライチェーン全体の最適化も念頭に、物流業界における商慣行の見直しを実現するため、トラックドライバーの荷待ち時間等の短縮やトラックの積載率の向上を図るための取組が適確に実施されるよう、関係所管大臣が判断基準として示す取り組むべき事項についてわかりやすく示し、適宜改訂を行うとともに、着荷主を含む荷主や事業者の全てに取組を周知し、必要な支援をすること。また、荷主等における取組状況についてフォローアップ調査を定期的に実施し、取組が不十分な荷主等に対しては、関係省庁と連携しつつ、積極的に指導、助言等を行うこと。
- 九 物流効率化等の努力義務を課す対象に、運送契約に直接関わりを持たないが商取引に大きな影響力を持つ商社等についても対象に含めることを検討すること。
- 十 車両を保有せず利用運送を専門に行う第一種貨物利用運送事業者についても、運転者の運送及び荷役等の効率化に向けた責務を担わせるよう検討する

こと。

- 十一 荷主等において、物流統括管理者として物流改善の取組を推進できる人材の確保、育成を図ることができるよう、必要な支援を講じること。また、物流統括管理者が、実効的に物流改善に取り組める環境整備に努めること。
- 十二 一貫パレチゼーションの推進により荷役等の負担を軽減するため、フォークリフト免許取得や中小事業者に対するパレット導入促進等のための支援を行うこと。また、荷主においてパレットの標準化や回収が行われるよう、適正な指導を行うこと。
- 十三 トラックドライバーの拘束時間を短縮し、労働環境の改善等の働き方改革を進める観点から、安全面に万全の配慮をした上で高速道路における自動運転トラックの導入、中継輸送や自動運転に活用可能な物流拠点の整備を進めること。また、中小トラック事業者においても中継輸送の普及、実用化が進められるよう、必要な助言、財政的支援等を行うとともに、多くの企業間の連携が図られるよう支援すること。
- 十四 再配達率削減緊急対策事業の実施に当たっては、再配達率削減に資する先進的なDX、GXの取組を支援するとともに、物流に係る広報に努め、広く消費者に意識改革、行動変容を促すこと。
- 十五 物流の効率化に伴い過積載とならないよう対策を講じること。一方で、積載率の向上により、顧客を失う事業者が発生することが想定されることから、当該事業者に対して配慮すること。
- 十六 貨物軽自動車運送事業における運行の安全を担保するため、貨物軽自動車安全管理者が受講する貨物軽自動車安全管理者講習において、整備の知識を含む運行管理者並みの要件を課すこと。また、貨物軽自動車運送事業者の多くを占める個人事業主においても、安全管理者の選任、講習の受講、国土交通大臣への事故報告が確実に行われるよう周知徹底を図るとともに、運転者への適性診断の受診、業務記録及び事故記録の作成、保存、貨物運送保険の加入等を図ること。
- 十七 鉄道貨物や内航海運等へのモーダルシフトを進めるため、国土政策の観点から必要なインフラの整備等を進めるとともに、国、荷主、運送事業者等関係者によって、新たな需要を生むための方策を検討すること。

## ○建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）要旨

本案は、建設業を取り巻く社会経済情勢の変化等に鑑み、建設工事の適正な施工の確保を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

## 一 建設業法の一部改正

- 1 注文者に加え、建設業者にも、正当な理由がないのに通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約又は著しく短い期間を工期とする請負契約の締結を禁止すること。
- 2 建設業者に、材料費、労務費及び建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費（以下「材料費等」という。）の額を著しく低い額とする見積りを禁止すること。また、材料費等が記載された見積書の交付を受けた注文者は、その材料費等の額を著しく低い額とするような変更を建設業者に対し求めてはならないものとし、国土交通大臣等は、これに違反して変更された見積書の内容に基づき建設業者と請負契約を締結した発注者に対して、必要な勧告等をすることができること。
- 3 建設業者は、資材の価格の高騰等の工期等に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対してその旨と当該事象の状況の把握のために必要な情報を通知しなければならないこと。また、当該通知をした建設業者は、請負契約の締結後、当該通知に係る事象が発生した場合には、注文者に対して工期等の変更についての協議を申し出ができるものとし、当該申出を受けた注文者は、正当な理由がある場合を除き誠実に当該協議に応ずるよう努めること。
- 4 建設業者は、労働者の適切な待遇を確保するための措置を効果的に実施すること。
- 5 国土交通大臣は、建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関する措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定め、これを公表すること。
- 6 工事現場の状況の確認等の職務を情報通信技術を利用する方法により行うため必要な措置が講じられること等を要件として、監理技術者等の専任義務を合理化するとともに、営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の特例を設けること。
- 7 中央建設業審議会は、建設工事の労務費に関する基準を作成し、その実施を勧告できること。

## 二 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正

公共工事における施工体制台帳の提出に関し、発注者が当該施工体制を情報通信技術を利用する方法により確認することができる場合には、当該建設業者において施工体制台帳の写しの提出を要しないこと。

三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 建設技能者の賃金水準の向上の観点から、その実態把握に努め、建設工事の労務費に関する基準を適切に設定するよう図るとともに、民間発注者からの理解を得た上で下請事業者まで適正な労務費が確保されるよう、積極的に働きかけ、周知徹底を図ること。また、そのために、建設業者による材料費等記載見積書及び労務費の基準の活用を促進すること。
- 二 デジタル技術の活用などによる建設技能者への支払賃金を確認する仕組みの検討を進め、建設技能者の賃金水準について、可及的速やかに全産業平均並みの引上げが達成されるよう、必要な措置を講じること。
- 三 労務費へのしわ寄せを防ぐ観点から、建設業者による労務費等の内訳明示や適切な価格転嫁のための請負代金額等に影響を及ぼすリスク情報の通知といった新たな取組が進むよう、発注者から下請事業者まで建設工事請負契約の当事者に理解しやすく制度の周知を図るとともに、雛形やガイドラインの策定等により円滑に導入できる環境を整備すること。
- 四 注文者の地位の優越により、立場の弱い建設業者が価格高騰等に伴う不利益やリスクを一方的に被ることがないよう、独占禁止法上の適切な措置を講じる等、実効性のある対策を講じること。
- 五 著しく低い労務費見積りによるなどのダンピングや賃金上昇の妨げとなる不適切な契約を是正するため、建設Gメンの機能や体制を強化するとともに、関係する公正取引委員会や厚生労働省、中小企業庁と連携し、監視や指導を強化すること。
- 六 労働者の有する知識、技能等についての公正な評価に基づいた建設業者による適正な賃金の支払いを実現するよう、労働者の適切な処遇の確保のために講じられた措置の実態を広く把握した上で公表し、必要に応じて指導するとともに、建設キャリアアップシステムの就業履歴の蓄積や能力評価判定を推進するための必要な施策を講じること。

七 建設現場で働く技術者及び技能者が週休2日を確保できる工期の設定が民間工事においても実現されるよう、下請事業者の実態や契約変更を含む建設工事の請負契約の締結状況を十分に調査し、その結果を踏まえ、工期に関する基準の在り方の見直しなど必要な施策を講じること。特に、後工程を担う設備工事業等にしわ寄せが及びやすい実態に鑑み、前工程で工程遅延が発生し適正な工期が確保できなくなった場合には、当事者が対等な立場で遅延理由を明らかにし、工期や請負代金の額の変更を協議できるよう必要な対策を講じること。あわせて、週休2日の確保が賃金に与える影響を把握し、収入の減少につながらないよう必要な取組に努めること。

八 本法の施行に伴い適正な工期や請負代金額の設定が図られることにより、工期の長期化や金額の負担増が生じ得ることについて、国民全体の理解を得る取組を推進すること。また、取組に当たっては、産業界や労働界といった実務に携わる者の意見を広く聴取すること。

九 技術者の専任要件については、建設工事の適正な施工が確保されることを前提にしつつ、建設工事に関する技術の進展や関係団体の意見も踏まえて、必要に応じて見直しを行うこと。

## ○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）（参議院送付）要旨

本案は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進及びその居住の安定の確保を一層図るため、居住安定援助計画及び住宅確保要配慮者の家賃債務の保証に関する業務を行う家賃債務保証業者の認定制度の創設、住宅確保要配慮者居住支援法人の業務の拡大、終身賃貸事業者が行う事業に係る認可手続の見直し等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正

- 1 国土交通大臣及び厚生労働大臣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本方針を定めなければならないこと。また、基本方針において定める事項に、賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対する日常生活を営むために必要な援助等の福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な事項を追加すること。
- 2 都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画において記載する事項に、賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対する日常生活を営むために必要な援助等の福祉サービスの提供体制の確保に関する事

項を追加すること。

- 3 賃貸住宅に日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者を入居させ、訪問等により入居者の状況を把握し、その状況に応じた利用可能な福祉サービスに関する情報を提供する等、住宅確保要配慮者の生活の安定を図るために必要な援助を行う事業に関する居住安定援助計画の認定制度を創設するとともに、当該認定を受けた居住安定援助計画に記載された住宅に係る特例の規定を設けること。
  - 4 住宅確保要配慮者居住支援法人が行う業務として、賃借人である住宅確保要配慮者が死亡した場合における当該住宅に存する動産の保管、処分等に関する業務を追加すること。
  - 5 家賃債務保証業者の大臣による認定制度を創設するとともに、住宅金融支援機構は、認定家賃債務保証業者が住宅確保要配慮者の家賃債務の保証を行った場合の家賃債務保証保険契約を可能とすること。
  - 6 地方公共団体は、住宅確保要配慮者居住支援法人、宅地建物取引業者、社会福祉協議会等により構成される住宅確保要配慮者居住支援協議会を置くように努めなければならないこと。
- 二 都道府県知事による登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅について、都道府県知事の承認による目的外使用の仕組みを設けるとともに、終身賃貸事業者が行う事業に係る認可手続の簡素化を図るため、高齢者の居住の安定確保に関する法律を改正すること。
- 三 住宅金融支援機構による債権の譲受けの対象に、高齢者等が居住性能の向上等を目的として行う住宅の改良に必要な資金の貸付けを追加するため、独立行政法人住宅金融支援機構法を改正すること。
- 四 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 国の責任において国民の住まいが保障されるよう、地方公共団体も含めた住宅部局や福祉部局、住宅確保要配慮者に対して民間賃貸住宅への円滑な入居の支援や福祉サービスの提供を行う者等の関係者間の連携を強化しつつ、主体的に住宅確保要配慮者に対する居住支援の取組を進めるとともに、その充実が図られるよう、所要の措置を講ずること。

- 二 住宅確保要配慮者は住宅だけではなく複合的な課題を抱えている場合も多く、その居住支援に当たっては住宅と福祉の双方に関する知識が求められることから、居住支援に携わる者、特に、新たに居住支援に携わることとなる福祉関係の専門職種の者等に対する各種制度の周知を図ること。また、福祉関係の相談機関における研修の充実等が図られるようにすること。
- 三 住宅確保要配慮者のニーズに対応した賃貸住宅の供給や居住支援サービスの提供を図る観点から、ニーズや実態を十分かつ客観的に把握するとともに、その情報が賃貸住宅の賃貸人や住宅確保要配慮者の居住支援に携わる者等の間で適切に共有されるよう、所要の措置を講ずること。
- 四 低額所得者等にあっても本法に基づく制度が円滑に利用できるよう、利用者の経済的負担の軽減に資する家賃や家賃債務保証料の低廉化補助等について、支援措置の更なる拡充や運用の一層の柔軟化等、賃貸住宅の活用を推進するための措置を講ずるとともに、新たに関連することとなる福祉制度や地方公共団体の取組等が居住支援の現場において十分に活用されるようにするための所要の措置を講ずること。
- 五 居住安定援助計画の認定制度がいわゆる貧困ビジネスなどに悪用されることはないよう、省令で定めることとなる認定の基準等については、有識者や現場関係者等の意見を十分に踏まえ、適切なものとするとともに、地方公共団体における計画の認定やその取消しを含む認定事業者等に対する監督が厳正かつ適切に実施されるよう働きかけること。
- 六 居住安定援助賃貸住宅又はサービス付き高齢者向け住宅について目的外使用を行う場合の省令で定めることとなる入居者を確保することができない期間については、本来入居対象となっている住宅確保要配慮者等の円滑な入居を妨げることがない適切な期間とすること。
- 七 住宅確保要配慮者居住支援法人の業務の拡大に伴い省令で定めることとなる指定の基準等については、既存の居住支援法人の業務運営に支障を来すことはないよう、その業務実績等を十分に踏まえ、適切なものとするとともに、住宅確保要配慮者のニーズに応じた居住支援サービスの充実化に向け、居住支援法人に対する国による支援措置の強化について検討すること。
- 八 残置物処理を居住支援法人の業務として法的に位置付けるに当たり、これまで残置物処理を行ってきた専門業者等との間で業務実施のための過当競争により、残置物処理の質が損なわれることのないよう、所要の措置を講ずること。

- 九 認定家賃債務保証業者の省令で定めることとなる認定の基準等については、入居後の過度な取立て等が行われることのないよう、適切なものとするとともに、国土交通大臣による認定家賃債務保証業者に対する認定やその取消しを含む監督が厳正かつ適正に実施されるよう努めること。
- 十 市区町村による住宅確保要配慮者居住支援協議会の設置やその運営体制の確立が円滑に進むよう、必要な支援を行うこと。あわせて、居住支援協議会には、高齢者、障害者などの住宅確保要配慮者の意見や要望が反映されるよう、多様な者が構成員として参画が図られるようにすること。
- 十一 我が国の住宅セーフティネットの根幹である公営住宅を始めとする公的賃貸住宅政策について、本法による住宅セーフティネット機能の強化と併せ、引き続き着実に推進するとともに、その充実に努めること。また、十分に活用されていない公的賃貸住宅等のストックの積極的な活用を図るとともに、そのために必要な改修費等の財源の確保を図ること。
- 十二 UR賃貸住宅について、セーフティネット登録住宅として活用が可能とされていることから、その役割を果たすために住宅確保要配慮者向けにも空き住戸の積極的な提供が図られるようにすること。あわせて、独立行政法人都市再生機構法に規定されている家賃の減免措置について、経済的負担軽減のために実施されるよう、強く働きかけを行うこと。

## ○公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第17号）要旨

本案は、公共工事の品質確保の促進を図るため、基本理念、発注者の責務等として、公共工事等に従事する者の休日等の労働環境の改善、地域の実情を踏まえた適切な公共工事の発注等を定めるとともに、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置の適切な実施のための支援等について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 担い手の確保のための働き方改革及び待遇改善

- 1 公共工事の品質は、公共工事等に従事する者の休日等の労働条件等の適正な整備について配慮がなされることにより確保されなければならないことを基本理念において定めるとともに、公共工事に従事する者に対する賃金の支払いや休日の付与の実態に関して国が調査を行うよう努めること。
- 2 適切な価格転嫁対策として、発注者の責務に、価格変動時のスライド条項の設定、その運用基準の策定及び適切な請負代金額の変更に係る規定を

設けること。

- 3 担い手の中長期的な育成及び確保のため、国及び地方公共団体が、職業訓練を実施する者に対する支援や、高等学校等と民間事業者等との間の連携促進、外国人を含む多様な人材の確保に必要な環境整備の促進について必要な措置を講ずるよう努めること。
- 二 地域建設業等の維持に向けた環境整備を図るため、発注者の責務として、地域の実情を踏まえた競争参加資格等を設定するとともに、災害からの迅速な復旧復興に資する事業のために必要な能力を有する民間事業者と地域の民間事業者との連携及び協力のために必要な措置を講ずることや、公共工事の目的物の被害状況の把握に関し、当該目的物の整備等について必要な知識及び経験を有する者の活用に努めること。
- 三 新技術の活用等による生産性向上を図るため、新技術の活用推進を基本理念や受発注者の責務として位置付けるとともに、脱炭素化の促進や技術開発への国の支援等について規定を設けること。
- 四 公共工事の発注体制の強化
  - 1 発注職員の育成支援のための措置や発注関係事務の実態の調査に基づく必要な助言に係る規定を設けること。
  - 2 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針において、発注の体制整備に関する事項を定めるとともに、国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣への同指針に従って講じた措置の状況の報告を踏まえ、同指針に照らして必要な勧告又は助言等を公共工事の発注者にすることができる規定を設けるため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律を改正すること。
- 五 測量業の担い手確保のため、測量士及び測量士補となる資格の要件や、測量に関する専門の養成施設の登録要件を柔軟化するとともに、資格の在り方の検討規定を設けるため、測量法を改正すること。
- 六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

## ＜委員会決議＞

### ○公共工事の品質確保の促進に関する件

政府は、公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 公共工事の契約変更手続きの透明性を確保するため、まずは国土交通省直轄工事において契約変更前に必要に応じて受発注者以外の第三者が適正性をチェックし、その意見を反映、公表する新たな仕組みを導入すること。あわせて、それ以外の公共工事における個々の契約変更についても導入を検討すること。
  - 二 令和6年能登半島地震を踏まえ、災害対応に不可欠な地域建設業を維持するため、地方公共団体において適切な競争参加資格や発注単位の設定が行われるよう必要な措置を講じるとともに、その担い手を確保するため、予定価格や工期の適正な設定等の諸施策が効果的に実施されるよう、発注関係事務の実施実態及び公共工事に従事する者への賃金の支払いや休日の付与の状況の把握を進め、必要な措置を講じること。
  - 三 地域建設業者が災害時の地域の守り手としての役割を果たしていくためには、担い手を確保し建設機材を維持することが必要であることに鑑み、過疎地域等を含めた地方公共団体に対する公共事業の施行についての支援等を検討すること。
  - 四 民間事業者等による新技術の研究開発を促進するとともに、公共工事等においてその活用を推進すること。特に、脱炭素化に対する寄与の程度等の総合的に価値の最も高い資材や工法等を適切に採用するため、ガイドラインの作成や取組事例に係る情報収集等を行うこと。
  - 五 国の総合評価落札方式における賃上げ加点措置について、公平性や地域建設業等の維持の観点からその影響を調査し、他制度との兼ね合いを考慮しつつ運用を検討すること。
  - 六 測量士等を中長期的に確保するため、就業状況の実態把握を行うとともに、更なる資格制度の改善について早期に検討を進めること。
- 右決議する。

## 【環境委員会】

### ○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）要旨

本案は、パリ協定に基づく我が国の温室効果ガス削減目標の確実な達成を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 パリ協定第6条1に規定する任意の協力として、日本国政府と相手国政府との間の取決めに基づき、国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施しようとする者は、国際温室効果ガス排出削減等協力事業の設計に係る事項を記載した書類その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出するものとし、主務大臣は、協議の結果、当該相手国の権限ある当局の同意があった場合は、速やかに、その旨を当該国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施しようとする者に通知するものとすること。
- 二 一による通知を受けた者は、その実施した国際温室効果ガス排出削減等協力事業による国際協力排出削減量の記録の申請書を主務大臣に提出するものとし、主務大臣は、提出された申請書の内容を踏まえ、当該相手国の権限ある当局と協議して、その同意があった場合は、国際協力排出削減量口座簿に開設された口座に国際協力排出削減量の増加の記録をすることができるものとすること。
- 三 国際協力排出削減量の取得及び移転は、主務大臣が、国際協力排出削減量口座簿において、当該国際協力排出削減量についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとすること。
- 四 無効化を行う国際協力排出削減量は、パリ協定第6条3の規定に基づく日本国及び当該国際協力排出削減量に係る相手国の承認を受けたものでなければならないものとすること。
- 五 主務大臣は、指定実施機関に、国際協力排出削減量関係事務の全部又は一部を行わせることができるものとすること。また、指定実施機関の指定は、全国に一を限り、国際協力排出削減量関係事務を行おうとする者の申請により行うものとすること。
- 六 共同して地方公共団体実行計画を策定する都道府県及びその区域内の市町村は、当該地方公共団体実行計画において地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めることができるものとすること。
- 七 2以上の計画策定市町村の区域（六により地方公共団体実行計画において

定められた促進区域内に限る。) 内において地域脱炭素化促進事業を行おうとする者が、地域脱炭素化促進事業計画を作成し、認定を受ける場合には、計画策定市町村等の権限に属させた事項は、当該計画策定市町村が属する都道府県等が処理するものとすること。

八 政府は、日常生活用製品等の製造等を行う者による当該日常生活用製品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出の量に関する情報の提供の促進その他の温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

九 この法律は、一部の規定を除き、令和7年4月1日から施行するものとすること。

#### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

- 一 地域共生型再生可能エネルギーの導入を促進するため、再生可能エネルギーを導入する促進区域を都道府県と市町村が共同で設定することが可能となる本法の趣旨を踏まえ、地域脱炭素化促進事業制度の活用が進むよう地方公共団体に促すこと。
- 二 地域脱炭素化促進事業の推進に当たり、市町村への財政的・人的な支援及び事業者への優遇措置等を更に強化する方策を検討すること。
- 三 「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」の成立を踏まえ、促進区域の設定を行う場合には、民間等による生物の多様性の増進のための活動と再生可能エネルギーの導入との整合を図るとともに、法律の施行状況を踏まえ、地域の環境の保全のため地域脱炭素化促進事業の対象としない区域設定に係る制度の導入を検討すること。
- 四 再生可能エネルギーの導入推進に当たっては、国民生活を圧迫するがないよう配慮するとともに、環境破壊、景観破壊、乱開発を引き起こさぬよう配慮すること。また、太陽光発電設備等の施設の廃止後を見据えた法整備及び災害対策の強化に係る検討を行うこと。
- 五 国際協力排出削減量関係事務を担う指定実施機関の事務の実施については、外交上の情報や企業の技術情報が漏洩することのないよう留意するとともに、効率的で正確に行われるよう適切な監督を行うこと。
- 六 二国間クレジット制度における特に新しい技術を活用したプロジェクトの組成・実施に当たっては、石炭火力発電の廃止に向けた海外の動向に留意し、

- パートナー国との脱炭素社会の実現に資するものとなるよう努めること。
- 七 パリ協定に沿って先進国が排出削減の先頭に立ち、世界全体の排出削減に貢献するという考え方の下、二国間クレジットの国が決定する貢献のための利用に当たっては、パートナー国の承認を受けること。
- 八 温室効果ガスの排出量の少ない製品・サービスの普及に当たっては、各々でグリーンウォッシュ規制が進んでいる現状を踏まえ基準の統一に向けた検討を行った上で、事業者による算定・表示が進むよう支援をするとともに、国民の意識の醸成に努めること。
- 九 地球温暖化対策に関する国民の意識改革・行動変容に繋がるよう、幼児期から発達段階に応じたきめ細かな環境教育の機会を設け、地球環境への関心と理解を持ち続けることを促すための環境教育の一層の推進を図ること。
- 十 地球温暖化対策の実施の推進に関する重要事項について調査審議する際には、従来の意見募集などの方法だけでなく、国民理解を充実化させ、行動変革を実現するため、国民の広範な意見を十分に施策に反映できる仕組みを検討すること。また、上述の調査審議のために政府に常設されている審議会等において、将来世代を担う若者の声を反映させる機会を設けること。
- 十一 地球温暖化に伴う気候変動の激化に起因する深刻な影響が頻発する現状に鑑み、気候変動に対する根本的・総合的な対策について省庁横断的に法制度の在り方を検討し、その結果に基づき、法整備その他の所要の措置を講ずること。

## ○地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案 (内閣提出第43号) 要旨

本案は、昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択を踏まえ、生物の多様性の損失が続いている状況を改善するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 生物の多様性の増進は、生物の多様性その他の自然環境の保全と経済及び社会の持続的発展との両立が図られ、現在及び将来の国民が豊かな生物の多様性の恵沢を享受することができる、自然と共生する社会の実現を旨として、行われなければならないものとすること。
- 二 主務大臣（環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）は、地域における生物の多様性の増進のための活動（以下「地域生物多様性増進活動」という。）の促進に関する基本的な方針を定めるものとすること。

- 三 地域生物多様性増進活動を行おうとする者（四の連携地域生物多様性増進活動を行おうとする市町村を除く。）は、単独で又は共同して、地域生物多様性増進活動の実施に関する計画（以下「増進活動実施計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができるものとすること。また、増進活動実施計画の認定を受けた者に対して、自然公園法等の規制を適用除外とする等の特例を設けるものとすること。
- 四 地域生物多様性増進活動のうち、地域の自然的・社会的条件に応じ、市町村と地域における多様な主体が有機的に連携して行うもの（以下「連携地域生物多様性増進活動」という。）を行おうとする市町村は、単独で又は共同して、当該市町村の区域における連携地域生物多様性増進活動の促進に関する計画（以下「連携増進活動実施計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができるものとすること。また、連携増進活動実施計画の認定を受けた市町村（以下「認定連携市町村」という。）及び当該連携増進活動実施計画に係る連携活動実施者（以下「認定連携活動実施者」という。）に対して、自然公園法等の規制を適用除外とする等の特例を設けるものとすること。
- 五 主務大臣は、三及び四の認定等に関する事務を、独立行政法人環境再生保全機構に行わせるものとすること。
- 六 認定連携市町村は、認定を受けた連携増進活動実施計画の実施のため必要があると認めるときは、認定連携活動実施者及び当該計画に係る区域内の土地の所有者等と協定を締結して、当該土地の区域内の連携地域生物多様性増進活動を行うことができるものとすること。
- 七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。
- 八 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）を廃止し、所要の経過措置を設けるものとすること。

#### （附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 生物多様性の増進のための活動の質の維持及び向上につながるよう、本法に基づく地方公共団体や民間の活動に対する財政上及び税制上の支援措置、支援証明書制度の構築など、必要な支援の充実に努めること。

- 二 地域の主体的な取組を推進するためには、市町村の役割が重要であることに鑑み、市町村において、本法に基づく取組について体制強化や人材育成が図られるよう必要な支援を行うこと。
- 三 サーティー・バイ・サーティー目標の達成に向けて、陸域・海域とともに、生物多様性の情報と評価を更新し、その重要地域を明らかにし、保護地域やOECMを優先して拡充し、生態系ネットワークの形成に努めること。
- 四 ネイチャー・ポジティブの実現に向けた社会変革には、農業・食料、国土形成、地方創生、エネルギー・経済、教育・研究分野等との連携が重要であることから、関係省庁による有機的な連携を強化して推進会議を設置すること。
- 五 企業や市町村等が相互に状況を確認することにより、活動全体の質が向上するよう、認定された活動計画や活動の進捗状況などの公表に努めること。
- 六 サーティー・バイ・サーティー目標の達成に向けて、我が国の海域における海洋保護区やOECMの設定が遅れており、一方で、水産資源が減少する漁業の持続可能性や洋上風力などのエネルギー開発の海洋空間利用との調整を図る必要があることから、環境省が主導して関係省庁で連携し、海域の保全の方針を策定すること。
- 七 生物多様性の回復に向けては、各地域の自然的・社会的条件に応じたきめ細かな取組が不可欠であることから、地方環境事務所などにおいて必要な体制を確保しつつ、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略の策定や改定の促進のため、地域の実情に応じて、情報提供等を始めとした積極的な支援を行うこと。
- 八 企業等による地域における生物多様性の増進のための活動が広く促進されるよう、計画策定に当たっての留意事項や認定基準の考え方を分かりやすく示すとともに、企業、団体、個人、地方公共団体の多様な主体に対して、認定制度の認知や理解の浸透・向上を図ること。
- 九 国際的な情報開示の枠組の進展を踏まえて、我が国企業に対して、特にサプライチェーン全体を通じた環境負荷の低減に関する情報開示や目標設定への支援を行うこと。
- 十 生物多様性に対する国民の理解を深めるため、最新の科学的知見や本法に基づく活動状況等について、分かりやすい情報提供等を積極的に行うとともに、生物多様性に関する環境教育を推進すること。

## ○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案（内閣提出第60号）要旨

本案は、温室効果ガスの排出量の削減の効果が高い資源循環を促進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 環境大臣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を定めるものとすること。
- 二 環境大臣は、再資源化事業等の高度化の促進に関する廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとすること。
- 三 環境大臣は、産業廃棄物処分業者であって、その処分を行った産業廃棄物の数量が政令で定める要件に該当するもの（以下「特定産業廃棄物処分業者」という。）の再資源化の実施の状況が、二の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、必要な措置をとるべき旨の勧告及びその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとすること。
- 四 製造業者等の需要に応じた質及び量の再生材を供給するための再資源化事業を実施しようとする者が、当該事業計画を作成し、環境大臣の認定を受けた場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の規定による許可を不要とする特例を設けるものとすること。
- 五 高度な分離・回収の技術を用いた再資源化の事業を実施しようとする者が、当該事業計画を作成し、環境大臣の認定を受けた場合は、廃棄物処理法の規定による許可を不要とする特例を設けるものとすること。
- 六 廃棄物処理施設の設置者であって、当該処理施設において温室効果ガスの排出削減に資する設備の導入を実施しようとするものが、当該導入に関する計画を作成し、環境大臣の認定を受けた場合は、廃棄物処理法の規定による許可を受けたものとみなす特例を設けるものとすること。
- 七 環境大臣は、その登録を受けた者（以下「登録調査機関」という。）に、四、五及び六の認定の審査に必要な調査の一部を行わせることができるものとし、登録調査機関について所要の規定を設けること。
- 八 特定産業廃棄物処分業者は、毎年度、再資源化を実施した産業廃棄物の数量等を環境大臣に報告しなければならないものとし、環境大臣は、報告された事項について、公表するものとすること。
- 九 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲

内において政令で定める日から施行するものとすること。

**(附帯決議)**

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 資源循環の促進のため、静脈産業と連携しつつ、製品のライフサイクル全体を通じた環境配慮の推進や再生部品及び再生資源の利用拡大に向けた措置を講ずるとともに、拡大生産者責任の趣旨に則って、動脈産業における資源循環と廃棄物の発生抑制に関する施策の充実強化を図ること。
- 二 高度再資源化事業計画等の認定を行う際は、地域住民や地方公共団体等の意見を踏まえ、地域の生活環境に悪影響を及ぼすことがないよう慎重に判断を行うこと。
- 三 認定高度再資源化事業者等が本法及び廃棄物処理法等に違反することがないよう国が責任を持って当該認定高度再資源化事業者等に対する十分な監視、監督に努めるとともに、当該認定高度再資源化事業者等による不適正な処理が行われ地方公共団体に新たな人的及び財政的負担が生じた場合には、国が必要な措置を講ずるよう努めること。
- 四 廃棄物処分業者が再資源化事業等の高度化を行うに当たっては財政上の措置を含めた必要な支援を行うこと。
- 五 質及び量の両面において資源循環を進めるため、両輪の関係にある動脈産業と静脈産業が情報の共有や連携を図ること、並びに静脈産業においては、現場作業に従事する者の労働環境の改善及び法令順守が確保されるよう、関係省庁は有機的な政策連携を図ること。
- 六 再資源化事業等の高度化に加え、社会全体での廃棄物の発生抑制及び製品の再使用等の取組の一層の推進を図ること。特に、プラスチック汚染に関する条約策定等を始めとする国際的な動向も踏まえ、プラスチック等の高度な資源循環等を推進すること。
- 七 制定後、相当な期間が経過している環境基本法及び循環型社会形成推進基本法について、カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーなどの国際的な環境政策並びに最近の廃棄物・リサイクル法制の展開を踏まえて、その見直しを含め必要な検討を行うこと。

## 【安全保障委員会】

### ○特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）要旨

本案は、現下の厳しい財政状況の下で防衛力の計画的な整備を引き続き実施していくため、特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の失効規定等を削除しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一 法律の失効規定及び法律の失効後の経過措置を定めた規定等を削除すること。
- 二 この法律は、公布の日から施行すること。
- 三 公表に関する経過措置を定めること。

### ○防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）要旨

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数の変更、統合作戦司令部の新設を含む自衛隊の組織の改編、任期を定めた自衛官の採用を含む自衛官等の人材確保のための制度の導入及び拡大、日・独物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備、国際機関等に派遣される防衛省の職員の業務の追加等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 自衛官の定数を改めること。
- 二 統合作戦司令部を新設し、併せて陸上総隊司令官の指揮権に関する規定を整備すること。
- 三 大湊地方隊を廃止すること。
- 四 共同の部隊の新編に伴い、共同の部隊の使用する船舶に乗り組んでいる自衛官の権限並びに、船舶の登録、船舶に必要な施設及び船舶のトン数の測度等を定めた関係法律並びに船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び遵守事項等を定めた法律の適用除外その他所要の規定を整備すること。
- 五 公務に有用な専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を任期を定めて自衛官として活用するため、自衛官を任期を定めた採用の対象に加えるほか、任期を定めて採用された自衛官に対する俸給、号俸の決定基準等その他給与に関し必要な事項を定めること。
- 六 予備自衛官及び即応予備自衛官について、その任用期間が満了した時に一定の年齢に達している者を引き続き任用できることとするほか、予備自衛官

補の教育訓練の修了期限について、当該期限を延長することができる期間「1年」を「2年」に拡大すること。

七 修学後、自衛隊に勤務しようとする者に対する学資金の貸与の対象範囲を拡大すること。

八 ドイツとの物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定を整備すること。また、大規模な災害に対処する外国軍隊に対する物品又は役務の提供の対象として、ドイツの軍隊を追加すること。

九 国際機関等に派遣される防衛省の職員が従事することができる業務に、装備品等の共同開発事業等の管理、調整及び実施に関する業務を追加すること。

十 この法律は、令和7年3月31日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めること。また、この法律の施行に伴い必要となる経過措置について定め、関係法律について所要の改正を行うこと。

## ○風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律案（内閣提出第37号）要旨

本案は、風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するため、電波障害防止区域の指定、電波障害防止区域内における風力発電設備の設置等に係る届出等の義務及び風力発電設備の設置者と防衛大臣との協議等に関する制度を創設するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 防衛大臣は、レーダーを用いてする監視等の自衛隊等の活動について、風力発電設備の設置等が行われた場合に著しい障害を生ずるおそれがあり、これを防止するために必要があるときは、その必要な限度において、電波障害防止区域として指定することができるものとすること。

二 風力発電設備の設置者は、電波障害防止区域内において風力発電設備の設置等に係る工事に着手する前に、当該風力発電設備に係る必要な事項を防衛大臣に届け出なければならないものとすること。

三 防衛大臣は、風力発電設備の設置者が、二の規定による届出をしなければならない場合において、その届出をしないで、風力発電設備の設置等に係る工事に着手したことを知ったときは、直ちに、当該風力発電設備の設置者に對し、期限を定めて、防衛大臣に届け出るべきことを命ずるものとすること。

四 防衛大臣は、二又は三の規定による届出があった場合において、その届出

に係る風力発電設備が自衛隊等の使用する電波の伝搬障害の原因（以下「自衛隊等使用電波障害原因」という。）となるか否かを検討し、その結果を当該届出をした風力発電設備の設置者に通知しなければならないものとすること。

- 五 風力発電設備が自衛隊等使用電波障害原因となると認められる旨の通知を受けた風力発電設備の設置者は、防衛大臣との間に六の規定による協議が調ったとき等を除くほか、その通知を受けた日から2年間は、当該風力発電設備の設置等に係る工事のうち障害原因部分に係るものを行ってはならないものとすること。
- 六 五に規定する風力発電設備の設置者及び防衛大臣は、相互に、相手方に対し、レーダーの機能を補完するための措置及び風力発電設備の設置等に係る工事の計画の変更その他必要な措置について協議を求めることができるものとすること。
- 七 防衛大臣は、風力発電設備の設置者が二の規定による届出をせずに現に風力発電設備の設置等に係る工事を行っている又は行う見込みが確実な場合において、必要があると認めるとときは、その必要の範囲内において、風力発電設備の設置者に対し、工事を停止すべき旨を命ずることができるものとすること。
- 八 防衛大臣及び経済産業大臣は、二から七の規定の施行に関し相互に協力するものとすること。
- 九 罰則について所要の規定を設けること。
- 十 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## 【予算委員会】

### ○令和6年度一般会計予算

本予算は、足下の物価高に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げや、デフレからの完全脱却と民需主導の持続的な成長の実現に向け、人への投資、科学技術の振興及びイノベーションの促進、G X、D X、半導体・A I等の分野での国内投資の促進、海洋、宇宙等のフロンティアの開拓、スタートアップへの支援、少子化対策・こども政策の抜本強化を含む包摂社会の実現など、新しい資本主義の実現に向けた取組の加速や、防災・減災、国土強靭化など、国民の安全・安心の確保、防衛力の抜本的強化を含む外交・安全保障環境の変化への対応を始めとする重要な政策課題について必要な予算措置を講じている。

一般会計予算の規模は、前年度当初予算額に対して1.6%減の112兆5,717億円となっている。歳出のうち、一般歳出の規模は、前年度当初予算額に対して6.8%減の67兆7,764億円となっている。また、歳入のうち、公債金は、前年度当初予算額を1,740億円下回る35兆4,490億円で、公債依存度は31.5%となっている。

本予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

#### 歳入

1 租税及印紙収入	69,608,000百万円
-----------	---------------

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行うなど、所要の税制改正を行うこととしている。

2 官業益金及官業収入	55,347百万円
-------------	-----------

3 政府資産整理収入	229,410百万円
------------	------------

4 雑収入	7,229,932百万円
-------	--------------

5 公債金	35,449,000百万円
-------	---------------

(1) 公債金	6,579,000百万円
---------	--------------

(2) 特例公債金	28,870,000百万円
-----------	---------------

6 前年度剰余金受入	—
------------	---

計	112,571,688百万円
---	----------------

#### 歳出

1 社会保障関係費	37,719,301百万円
-----------	---------------

(1) 年金給付費	13,401,997百万円
-----------	---------------

(2) 医療給付費	12,236,599百万円
(3) 介護給付費	3,718,779百万円
(4) 少子化対策費	3,382,304百万円
(5) 生活扶助等社会福祉費	4,491,222百万円
(6) 保健衛生対策費	444,404百万円
(7) 雇用労災対策費	43,996百万円

経済・物価動向等を踏まえつつ、「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)等における「新経済・財政再生計画」で示された社会保障関係費の実質的な伸びを「高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す」との方針に沿って計上している(年金スライド分を除く高齢化による増3,700億円程度、年金スライド分の増3,500億円程度、消費税增收分を活用した社会保障の充実等による増1,200億円程度)。

2 文教及び科学振興費	5,471,618百万円
(1) 義務教育費国庫負担金	1,562,712百万円
(2) 科学技術振興費	1,409,224百万円
(3) 文教施設費	73,217百万円
(4) 教育振興助成費	2,308,619百万円
(5) 育英事業費	117,846百万円

教育環境整備や科学技術基盤の充実等の観点から、所要額を計上している。

3 国債費	27,009,019百万円
4 恩給関係費	77,130百万円
(1) 文官等恩給費	4,336百万円
(2) 旧軍人遺族等恩給費	66,586百万円
(3) 恩給支給事務費	595百万円
(4) 遺族及び留守家族等援護費	5,612百万円

5 地方交付税交付金	16,654,311百万円
------------	---------------

所得税、法人税、酒税及び消費税の収入見込額の一定割合に相当する額16兆8,188億円から、平成20年度、21年度、28年度、令和元年度及び2年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」(昭和25年法律第211号)等に基づき、令和6年度分の地方交付税の総額から減額することとされている額5,133億円を控除し、加算することとされている額3,488億円を加え

た額を計上している。

6 地方特例交付金 1,132,000百万円

交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて、地方公共団体に対し地方特例交付金及び新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を交付するために必要な経費であり、所要額を計上している。

7 防衛関係費 7,917,177百万円

令和4年12月16日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に基づき、統合防空ミサイル防衛能力や機動展開能力の向上等の重点分野を中心に防衛力を抜本的に強化するとともに、防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底することとしている。

8 公共事業関係費 6,082,750百万円

(1) 治山治水対策事業費	954,832百万円
(2) 道路整備事業費	1,671,492百万円
(3) 港湾空港鉄道等整備事業費	403,734百万円
(4) 住宅都市環境整備事業費	730,304百万円
(5) 公園水道廃棄物処理等施設整備費	196,806百万円
(6) 農林水産基盤整備事業費	607,968百万円
(7) 社会資本総合整備事業費	1,377,105百万円
(8) 推進費等	62,338百万円
(9) 災害復旧等事業費	78,171百万円

ハード整備に加え、新技術を活用した線状降水帯の予測強化などソフト対策との一体的な取組により、防災・減災、国土強靭化の取組を推進するとともに、持続的な成長に向けた取組として、国際コンテナ戦略港湾等の機能強化などの成長力強化につながるインフラ整備等に重点的に取り組むこととしている。

9 経済協力費 504,106百万円

ODA事業量の確保に配慮しつつ、経費の見直しを行い、予算の重点化等のメリハリ付けを図ることとしている。

10 中小企業対策費 169,316百万円

価格転嫁対策、事業再生・事業承継支援など、現下の中小企業・小規模事業者を取り巻く経営課題に対応するために必要な額を計上する一方、貸出動向等を踏まえた信用保証制度関連予算を減額している。

11 エネルギー対策費 832,921百万円

「第6次エネルギー基本計画」（令和3年10月22日閣議決定）の実現に向けて、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立に向けた取組をはじめ、エネルギーの安定供給の確保や安全かつ安定的な電力供給の確保等についても取り組むこととしている。

12 食料安定供給関係費 1,261,796百万円

「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号）の基本理念として掲げられている食料の安定供給の確保に資する諸施策を実施するために必要な経費を計上している。

13 その他の事項経費 5,740,244百万円

14 原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費

1,000,000百万円

原油価格・物価高騰に伴うエネルギー、原材料、食料等の安定供給対策及び物価高騰の下での賃金の引上げの促進に向けた環境整備に要する経費、その他の物価高騰対策に係る緊急を要する経費の予見し難い予算の不足に充てるため、計上することとしている。

15 予備費 1,000,000百万円

計 112,571,688百万円

## ○令和6年度特別会計予算

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等13特別会計に関するものである。

各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、436兆361億5,700万円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、207兆9,162億5,800万円となっている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

### 1 交付税及び譲与税配付金特別会計

歳 入（百万円）	歳 出（百万円）
52,573,709	51,867,147

歳入では、一般会計から17兆8,348億500万円を受け入れ、東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として569億7,400万

円を受け入れるほか、地方法人税については、1兆9,750億円を計上し、その全額から平成28年度地方法人税決算精算額を控除した額を地方交付税交付金の財源としている。歳出では、借入金の償還金及び利子並びに一時借入金の利子の支払いの財源を国債整理基金特別会計に繰り入れるとともに、地方交付税交付金18兆2,439億900万円（うち、震災復興特別交付税611億1,700万円）を計上している。

## 2 国債整理基金特別会計

歳 入（百万円）	歳 出（百万円）
225,138,987	225,138,987

歳入では、一般会計から27兆82億5,700万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から61兆8,480億5,000万円、東日本大震災復興特別会計から254億1,100万円、エネルギー対策特別会計から595億4,800万円をそれぞれ受け入れるほか、租税1,143億円、公債金131兆5,004億7,700万円、復興借換公債金3兆1,640億4,300万円、脱炭素成長型経済構造移行借換公債金8,508億3,300万円等をそれぞれ見込んでいる。歳出では、公債等償還に209兆2,339億7,200万円、公債利子等支払に11兆5,050億500万円、復興債整理支出に3兆3,640億3,300万円、脱炭素成長型経済構造移行債整理支出に9,133億2,800万円等をそれぞれ計上している。

## 3 外国為替資金特別会計

歳 入（百万円）	歳 出（百万円）
4,462,965	1,317,220

外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等の限度額を、過去の実績等を勘案して195兆円としている。また、「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）第8条第2項の規定により令和5年度において生ずる決算上の剰余のうち2兆133億3,200万円を令和6年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしており、このうち7,748億5,700万円を「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」（令和5年法律第69号）に基づく防衛力整備計画対象経費の財源に充てることとしている。

## 4 財政投融資特別会計

	歳 入（百万円）	歳 出（百万円）
(1) 財政融資資金勘定	25,896,942	25,896,942
(2) 投資勘定	736,219	736,219

(3) 特定国有財産整備勘定 51,927 8,267

財政融資資金勘定において、その負担において発行する公債の限度額を10兆円、一時借入金等の限度額を15兆円としている。

投資勘定において、成長力強化に向けた重要分野への投資等のため、4,747億円の産業投資支出を行うこととしている。

## 5 エネルギー対策特別会計

	歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
(1) エネルギー需給勘定	3,006,707	3,006,707
(2) 電源開発促進勘定	390,081	390,081
(3) 原子力損害賠償支援勘定		
	12,599,063	12,599,063

エネルギー需給勘定において、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（令和5年法律第32号）に基づき、カーボンプライシング導入の結果として得られる将来の財源を裏付けとした公債を発行し、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用（以下「脱炭素成長型経済構造移行費用」という。）の財源に充てることとしている。また、脱炭素成長型経済構造移行費用として、革新的技術の早期確立・社会実装に要する経費等を計上している。

電源開発促進勘定において、脱炭素成長型経済構造移行費用として、高速炉・高温ガス炉の実証炉に係る研究開発に要する経費を計上している。また、脱炭素成長型経済構造移行費用の財源に充てる額はエネルギー需給勘定から繰り入れることとしている。

原子力損害賠償支援勘定において、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年法律第94号）に基づき、東日本大震災による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等に対応するための財政上の措置に必要な経費を計上している。

## 6 労働保険特別会計

	歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
(1) 労災勘定	1,260,201	1,090,103
(2) 雇用勘定	3,610,628	3,271,963
(3) 徴収勘定	4,280,263	4,280,263

労災勘定においては、保険給付費について、令和5年度における実績を基礎として算定し、所要の額を計上している。

雇用勘定においては、失業等給付の支給に要する費用として1兆2,715億100万円を計上し、それに対する国庫負担として一般会計からの繰入184億3,500万円を計上している。

## 7 年金特別会計

	歳 入（百万円）	歳 出（百万円）
(1) 基礎年金勘定	30,344,956	30,344,956
(2) 国民年金勘定	4,244,113	4,244,113
(3) 厚生年金勘定	51,577,228	51,577,228
(4) 健康勘定	12,800,894	12,800,894
(5) 子ども・子育て支援勘定	3,757,249	3,757,249
(6) 業務勘定	493,930	493,930

国民年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、2兆1,928億7,400万円を一般会計から受け入れることとしている。

厚生年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、10兆7,142億3,100万円を一般会計から受け入れることとしている。なお、平成27年度（10月）から、被用者年金制度が一元化されたことにより、歳出では、実施機関（共済組合等）の支出する厚生年金保険給付費等の財源に充てるための交付金を計上し、歳入では、厚生年金保険給付費等に要する費用の財源として実施機関からの所要の拠出金による収入を見込んでいる。

健康勘定において、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、57億7,800万円を受け入れることとしている。

子ども・子育て支援勘定において、歳出では、児童手当の支給に必要な所要額を計上するとともに、子ども・子育て支援新制度における子どものための教育・保育給付に要する費用の地方公共団体に対する交付金の交付等を実施するための子ども・子育て支援推進費、企業主導型保育事業等を実施するための仕事・子育て両立支援事業費等を計上している。歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、2兆6,197億3,400万円を受け入れることとしている。また、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）に基づき、令和10年度にかけて、「子ども・

「子育て支援加速化プラン」の安定財源を確保するまでの間のつなぎとして「子ども・子育て支援特例公債」（仮称）を発行することとしている。

以上のほか、地震再保険、食料安定供給、国有林野事業債務管理、特許、自動車安全、東日本大震災復興の各特別会計についても所要の措置を講じている。

## ○令和6年度政府関係機関予算

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

### 1 沖縄振興開発金融公庫

収 入（百万円）	支 出（百万円）
13,680	11,089

物価高等の影響により厳しい状況にある中小企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、構造的貸上げの実現に向けた環境整備、創業・スタートアップ、事業承継等を支援するほか、「沖縄振興特別措置法」（平成14年法律第14号）等に基づく沖縄の自立的発展に向けた政策金融の取組を推進し、産業基盤整備、リーディング産業支援、中小企業等の振興、新たな産業の創出、子どもの貧困対策など沖縄振興策と一体となった円滑な資金供給を実施するため、県内産業の育成、産業・社会基盤の整備、中小企業や小規模事業者等の経営基盤強化等を支援するための措置を講じることとし、貸付契約額として2,050億円を予定しているほか、沖縄におけるリーディング産業の育成支援等のための出資37億円を予定している。

### 2 株式会社日本政策金融公庫

	収 入（百万円）	支 出（百万円）
(1) 国民一般向け業務	224,241	135,916
(2) 農林水産業者向け業務	53,665	51,948
(3) 中小企業者向け業務	173,821	69,797
(4) 信用保険等業務	310,135	845,647
(5) 危機対応円滑化業務	10,577	71,133
(6) 特定事業等促進円滑化業務	6,506	6,506

国民一般向け業務において、物価高等の影響により厳しい状況にある小規模事業者の資金繰り支援に万全を期すとともに、構造的貸上げの実現に向けた環境整備、創業・スタートアップ、事業承継等を支援するほか、東日本大

震災等による被災小規模事業者等の経営安定等を図るため、必要とする資金需要に的確に対応することとし、貸付規模として総額2兆7,660億円（うち、小規模事業者経営改善資金貸付3,000億円）を計上している。この原資として、東日本大震災復興特別会計からの出資金1億1,600万円、財政融資資金からの借入金1兆7,600億円、社債の発行による収入1,700億円等を予定している。

信用保険等業務において、中小企業信用保険事業で15兆813億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業で660億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは240億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金466億円を予定している。

### 3 株式会社国際協力銀行

収 入（百万円）	支 出（百万円）
1,760,728	1,686,617

「株式会社国際協力銀行法」（平成23年法律第39号）の改正による業務拡充を踏まえ、我が国産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーン強靭化やスタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクにつながる取組等を支援していくこととし、総額2兆8,600億円の事業規模を計上している。これらの原資として、財政投融資特別会計投資勘定からの出資金1,160億円、外国通貨長期借入金400億円、財政融資資金からの借入金4,000億円、社債の発行による収入1兆4,585億円、貸付回収金等8,455億円を予定している。

### 4 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

収 入（百万円）	支 出（百万円）
161,723	182,134

開発途上地域の政府等に対して、2兆2,800億円の出融資を行うこととし、これらの原資として、一般会計からの出資金484億8,000万円、財政融資資金からの借入金1兆4,770億円、国際協力機構債券の発行による収入2,450億円及び貸付回収金等5,095億2,000万円を予定している。

## 【決算行政監視委員会】

### ○令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第211国会、内閣提出）

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の予算額9兆8600億円のうち、令和4年4月28日から令和4年9月20日までの間において決定された4兆8588億6366万円余の使用につき、国会の承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費、住民税非課税世帯等に対する給付金の支給等に必要な経費、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に必要な経費等20件である。

### ○令和4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第211回国会、内閣提出）

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、令和4年度一般会計予備費の予算額9000億円のうち、令和4年4月15日から令和4年9月30日までの間において決定された4197億1411万円余の使用につき、国会の承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費、配合飼料価格高騰緊急対策事業に必要な経費、こどもみらい住宅支援事業に必要な経費等18件である。

### ○令和4年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第211回国会、内閣提出）

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、令和4年度特別会計予備費の予算総額8048億4250万円のうち、令和4年11月4日に決定された食料安定供給特別会計食糧管理勘定における輸入食糧麦等の買入れに必要な経費688億1357万円余の使用につき、国会の承諾を求めるため提出されたものである。

### ○令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第211国会、内閣提出）

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の予算額9兆8600億円の

うち、令和5年3月28日に決定された2兆2226億1959万円余の使用につき、国会の承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、地域の実情に応じたきめ細やかな支援及び低所得世帯への支援に必要な経費、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に必要な経費、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に必要な経費等8件である。

#### ○令和4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2） (承諾を求めるの件)（第211回国会、内閣提出）

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、令和4年度一般会計予備費の予算額9000億円のうち、令和5年3月17日から令和5年3月28日までの間において決定された1060億1301万円余の使用につき、国会の承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、ウクライナにおける復旧・復興に対する支援に必要な経費、大雪に伴う道路の除雪事業に必要な経費、貨幣交換差減補填金の不足を補うために必要な経費等5件である。

#### ○令和4年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第211回国会、内閣提出）

本件は、令和4年度特別会計予算総則第20条第1項の規定により令和5年2月21日に決定された交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費733億9782万円余の増額につき、特別会計に関する法律第7条第2項の規定に基づき国会の承諾を求めるため提出されたものである。

#### ○令和2年度一般会計歳入歳出決算、令和2年度特別会計歳入歳出決算、令和2年度国税収納金整理資金受払計算書及び令和2年度政府関係機関決算書

本件は、憲法第90条第1項の規定に基づき国会に提出されたものであり、その概要は次のとおりである。

##### 一 一般会計

令和2年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額184兆5788億3824万円余、歳出決算額147兆5973億5899万円余であり、差引き36兆9814億7925万円余の剰余を生じたが、この剰余金は、財政法第41条の規定により、令和3年度の一般会計の歳入に繰入れ済みである。

なお、令和2年度における財政法第6条の純剰余金は、4兆5363億9738万円余である。

債務（保証債務及び損失補償債務を除く。）負担額は、令和2年度末現在974兆2655億8860万円余である。

保証債務及び損失補償債務負担額は、令和2年度末現在38兆2754億6893万円余である。

## 二 特別会計

令和2年度の特別会計の数は13であり、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入417兆5611億8651万円余、歳出404兆5188億8366万円余である。また、翌年度繰越額の合計額は4兆4303億2188万円余、不用額の合計額は17兆5794億5924万円余である。

債務負担額は、令和2年度末現在267兆1193億5013万円余である。

## 三 国税収納金整理資金

令和2年度の国税収納金整理資金の受入れ及び支払は、資金への収納済額82兆2569億2759万円余、資金からの支払命令済額及び一般会計等の歳入への組入額80兆8247億2662万円余であり、差引き1兆4322億97万円余が令和2年度末の残余資金となる。これは主として特定地方税に係る還付金の支払決定未済のものである。

## 四 政府関係機関

令和2年度の政府関係機関の数は4であり、その収入支出の決算額の合計額は、収入1兆958億8453万円余、支出8040億1099万円余である。

# ○令和3年度一般会計歳入歳出決算、令和3年度特別会計歳入歳出決算、令和3年度国税収納金整理資金受払計算書及び令和3年度政府関係機関決算書

本件は、憲法第90条第1項の規定に基づき国会に提出されたものであり、その概要は次のとおりである。

## 一 一般会計

令和3年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額169兆4031億197万円余、歳出決算額144兆6495億1406万円余であり、差引き24兆7535億8791万円余の剰余を生じたが、この剰余金は、財政法第41条の規定により、令和4年度の一般会計の歳入に繰入れ済みである。

なお、令和3年度における財政法第6条の純剰余金は、1兆3811億8400万

円余である。

債務（保証債務及び損失補償債務を除く。）負担額は、令和3年度末現在1018兆8511億7345万円余である。

保証債務及び損失補償債務負担額は、令和3年度末現在36兆4468億3453万円余である。

## 二 特別会計

令和3年度の特別会計の数は13であり、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入455兆5544億6713万円余、歳出441兆814億2728万円余である。また、翌年度繰越額の合計額は5兆5369億7831万円余、不用額の合計額は20兆6353億5806万円余である。

債務負担額は、令和3年度末現在246兆3942億7191万円余である。

## 三 国税収納金整理資金

令和3年度の国税収納金整理資金の受入れ及び支払は、資金への収納済額90兆4707億8398万円余、資金からの支払命令済額及び一般会計等の歳入への組入額89兆654億2282万円余であり、差引き1兆4053億6115万円余が令和3年度末の残余資金となる。これは主として特定地方税に係る払込金の支払決定未済のものである。

## 四 政府関係機関

令和3年度の政府関係機関の数は4であり、その収入支出の決算額の合計額は、収入9955億5314万円余、支出6646億2740万円余である。

# ○令和4年度一般会計歳入歳出決算、令和4年度特別会計歳入歳出決算、令和4年度国税収納金整理資金受払計算書及び令和4年度政府関係機関決算書

本件は、憲法第90条第1項の規定に基づき国会に提出されたものであり、その概要は次のとおりである。

## 一 一般会計

令和4年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額153兆7294億6347万円余、歳出決算額132兆3855億4893万円余であり、差引き21兆3439億1454万円余の剰余を生じたが、この剰余金は、財政法第41条の規定により、令和5年度の一般会計の歳入に繰入れ済みである。

なお、令和4年度における財政法第6条の純剰余金は、2兆6294億5513万円余である。

債務（保証債務及び損失補償債務を除く。）負担額は、令和4年度末現在1054兆7838億7736万円余である。

保証債務及び損失補償債務負担額は、令和4年度末現在33兆8950億2385万円余である。

## 二 特別会計

令和4年度の特別会計の数は13であり、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入447兆8921億4904万円余、歳出432兆3539億3315万円余である。また、翌年度繰越額の合計額は5兆1567億8023万円余、不用額の合計額は16兆8505億3696万円余である。

債務負担額は、令和4年度末現在239兆9697億3297万円余である。

## 三 国税収納金整理資金

令和4年度の国税収納金整理資金の受入れ及び支払は、資金への収納済額96兆4959億9279万円余、資金からの支払命令済額及び一般会計等の歳入への組入額95兆618億333万円余であり、差引き1兆4341億8946万円余が令和4年度末の残余資金となる。これは主として特定地方税に係る払込金の支払決定未済のものである。

## 四 政府関係機関

令和4年度の政府関係機関の数は4であり、その収入支出の決算額の合計額は、収入1兆2693億7905万円余、支出1兆243億155万円余である。

### （議決の内容）

令和2年度、令和3年度及び令和4年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、次のとおり議決すべきものと決定した。

本院は、各年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

1 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

(1) 予算への多額計上が常態化している予備費については、予備費使用額を財源とする予算の大半を翌年度に繰り越している事例や国会開会中、特に年度末に使用決定が行われていることに加え、多額の不用額を生じさせて

おり、このような財政運営を改めるよう努めるべきである。

本院における決算の議決や審議内容が、次年度以降の予算編成に反映され効率的で適切な予算執行につながるよう迅速かつ適宜適切な決算審議の実現に向けた取組に一層協力すべきである。

公益事業については、国の財政歳入100兆円に加え、個人の金融資産を活用したインパクト投資や公益法人・N P Oなどの新しい公共による課題解決を目指し、そのための寄附制度、税制や金融政策等の見直しを検討すべきである。

税と社会保障費の負担については、可処分所得の増加によって我が国の経済成長を加速させるため、適切な国民負担の在り方を検討すべきである。

- (2) 被災者の避難先での支援については、避難先とのつながりが復興時の連携に果たす役割を考慮し、被災者に対する被災地、避難先の両地域での適切な支援が受けられるよう二地域居住対策を講じるべきである。
  - (3) 消防団員の確保については、処遇改善や企業の理解促進を図るとともに、消防団員に準中型免許制度の新設に伴う負担を軽減するなど、地域防災力強化のための連携した対策を講じるべきである。
  - (4) 外国人材受入れの課題については、今後外国人材を受入れて、定着を促そうとしている自治体に対し、多言語翻訳サービスの導入、日本語教育の充実や居住環境整備をはじめ、地域での共生社会に向けた取り組みを支援すべきである。
  - (5) S D G sについては、目標達成への進捗が遅れている分野を中心に、具体的なアクションプランを策定するとともに、外交面において、我が国は途上国支援だけでなく、ポストS D G sに向けた国際的な議論に主導権を発揮すべきである。
  - (6) 厳しい教員不足の状況については、教師の処遇改善や選考時期等を工夫するとともに、情報リテラシーや生成A I、データ活用などの新しい教育分野に必要な教員の人材確保を図るべきである。
- また、給料を含めた再任用教員の処遇改善に取り組むとともに、教員志望者を増やすために効果の出ている好事例を横展開するなど、適切な措置を講じるべきである。
- (7) 緊急小口資金や総合支援資金については、その償還等が困難な者に対する継続した支援や相談など丁寧な対応を行うべきである。

被災地におけるリハビリテーション職種の活動支援については、自治体

と保健医療専門職団体との平時からの連携強化を促し、被災地での介護・福祉人材の迅速な確保やロジスティクス業務への支援の在り方を検討すべきである。

- (8) 総合食料自給率については、数値目標を政策評価の対象とした上で、食料安全保障の観点からその達成状況について検証する仕組み作りの検討を進めるべきである。

農業政策については、次世代の農業者を確保するための方策として、就農や経営に係る資金的支援、相談体制の整備及びロボットや水管理システム等を活用したスマート農業の推進を実施すべきである。

- (9) 我が国のエネルギー政策については、今後の電力需要増加を見越した上で温室効果ガス削減目標の実現を図りながら、太陽光発電設備の諸問題や賦課金値上げへの対応を強化しつつ再生可能エネルギーの導入を促進すべきである。

中小企業、小規模事業者の脱炭素化については、既存の補助事業の対象外となっている事業についても支援や補助が受けられるようにするなどして、脱炭素に係る事業に安心して取り組める環境を整備すべきである。

- (10) 財政支出の削減については、公共施設の長寿命化やかかりつけ医制度など、予防的な政策に積極的に取り組み、そのために必要な資金を調達する財政スキームを検討すべきである。また、治水対策についても、流域治水の考え方を取り入れ、地元住民の調査や意見を踏まえ適宜見直すべきである。

少子化対策下での国土形成については、出生率の低い自治体から高い自治体への移住を促進する施策や、地方移住者等を就農に結び付けるため、当初は身分保証をする農業公社のような施策を検討すべきである。

インバウンド振興については、訪日外国人旅行客の旅行消費の拡大を促進するのみならず、我が国の伝統工芸品や特産品等のプロモーションにつながる事業を推進すべきである。

- (11) 在日米軍の施設区域にあるP C B廃棄物については、我が国が一部費用負担し処理しており、早急に全てを処理する必要があることから、処理方法を検討すべきである。

- 2 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるととも

に、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

### 3 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

(注：令和2年度決算、令和3年度決算及び令和4年度決算は、一括して審査・採決が行われた。)

## ○令和2年度国有財産増減及び現在額総計算書

本件は、国有財産法第34条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

令和2年度中の国有財産の増減額は、総増加額11兆4045億3477万円余、総減少額4兆160億3134万円余であり、差引き純増加額は7兆3885億342万円余である。

これを令和元年度末現在額109兆8712億9805万円余に加算すると、令和2年度末現在額は117兆2598億148万円余である。

令和2年度末現在額の内訳を分類別、区分別にみると、分類別では行政財産25兆9734億8954万円余、普通財産91兆2863億1194万円余であり、区分別では政府出資等85兆1812億568万円余、土地19兆9022億3541万円余、建物3兆4172億4915万円余、立木竹3兆2641億6万円余、工作物2兆5884億934万円余等である。

## ○令和2年度国有財産無償貸付状況総計算書

本件は、国有財産法第37条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

無償貸付を行った国有財産の令和2年度中の増減額は、総増加額2964億6815万円余、総減少額2759億8126万円余であり、差引き純増加額は204億8689万円余である。

これを令和元年度末現在額1兆1937億2781万円余に加算すると、令和2年度末現在額は1兆2142億1470万円余である。

令和2年度末現在額の用途別の内訳は、公園の用に供するもの1兆1757億

1463万円余、緑地の用に供するもの163億9806万円余等である。

### ○令和3年度国有財産増減及び現在額総計算書

本件は、国有財産法第34条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

令和3年度中の国有財産の増減額は、総増加額14兆1161億3185万円余、総減少額4兆8273億6546万円余であり、差引き純増加額は9兆2887億6638万円余である。

これを令和2年度末現在額117兆2598億148万円余に加算すると、令和3年度末現在額は126兆5485億6786万円余である。

令和3年度末現在額の内訳を分類別、区別別にみると、分類別では行政財産26兆967億2503万円余、普通財産100兆4518億4282万円余であり、区別別では政府出資等94兆2439億6388万円余、土地19兆8056億112万円余、立木竹3兆6250億2376万円余、建物3兆3911億8516万円余、工作物2兆5235億4411万円余等である。

### ○令和3年度国有財産無償貸付状況総計算書

本件は、国有財産法第37条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

無償貸付を行った国有財産の令和3年度中の増減額は、総増加額2078億103万円余、総減少額2011億2318万円余であり、差引き純増加額は66億7784万円余である。

これを令和2年度末現在額1兆2142億1470万円余に加算すると、令和3年度末現在額は1兆2208億9255万円余である。

令和3年度末現在額の用途別の内訳は、公園の用に供するもの1兆1848億1857万円余、緑地の用に供するもの118億711万円余等である。

### ○令和4年度国有財産増減及び現在額総計算書

本件は、国有財産法第34条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

令和4年度中の国有財産の増減額は、総増加額8兆3041億4098万円余、総減少額3兆179億3127万円余であり、差引き純増加額は5兆2862億970万円余である。

これを令和 3 年度末現在額126兆5485億6786万円余に加算すると、令和 4 年度末現在額は131兆8347億7757万円余である。

令和 4 年度末現在額の内訳を分類別、区別別にみると、分類別では行政財産26兆5627億4334万円余、普通財産105兆2720億3422万円余であり、区別別では政府出資等98兆8724億3227万円余、土地19兆9816億2441万円余、立木竹 3 兆9562億699万円余、建物 3 兆3904億845万円余、工作物 2 兆5197億2634万円余等である。

## ○令和 4 年度国有財産無償貸付状況総計算書

本件は、国有財産法第37条第 1 項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

無償貸付を行った国有財産の令和 4 年度中の増減額は、総増加額1389億1051万円余、総減少額1160億4420万円余であり、差引き純増加額は228億6630万円余である。

これを令和 3 年度末現在額 1 兆2208億9255万円余に加算すると、令和 3 年度末現在額は 1 兆2437億5885万円余である。

令和 4 年度末現在額の用途別の内訳は、公園の用に供するもの 1 兆2083億5824万円余、緑地の用に供するもの119億870万円余等である。

## 【政治改革に関する特別委員会】

### ○政治資金規正法の一部を改正する法律案（鈴木馨祐君外5名提出、衆法第13号）要旨

本案は、国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化、政治資金監査の強化、政治資金の透明性の向上のためのデジタル化の推進、政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準の引下げ、いわゆる政策活動費の使途の明細の公開の導入等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化等

- 1 国会議員関係政治団体の代表者は、会計責任者を監督し、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていること、会計帳簿を備えていること等を確認するとともに、収支報告書が法の規定に従って作成されていることを確認し、その旨を記載した確認書を会計責任者に交付しなければならないこと。
- 2 収支報告書の不記載又は虚偽記入があった場合において、確認書を交付せず、又は確認をしないで確認書を交付した者は、50万円以下の罰金に処すること。
- 3 収支報告書に記載すべき収入の不記載又は虚偽記入があった場合において、それらに相当する金額の範囲内の金銭を国庫に納付するときは、公職選挙法の寄附の禁止等の規定は適用しないこと。
- 二 政策研究団体を国会議員関係政治団体とともに、国会議員関係政治団体の政治資金監査の確認事項に、残高確認書等に基づいて翌年への繰越しの状況が収支報告書に表示されていることを追加すること。
- 三 国会議員関係政治団体に係る収支報告書等について、オンライン提出を義務付けること。また、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、収支報告書等をインターネットで公表しなければならないこと。
- 四 収支報告書における政治資金パーティーの対価の支払をした者の氏名等の公開基準額を、現行の20万円超から10万円超に引き下げるとともに、対価の支払方法を預貯金口座への振込みによるものとすること。
- 五 政党の会計責任者は、政党から国会議員に係る公職の候補者への支出で金銭によるもの（一件当たり50万円超のいわゆる政策活動費）を収支報告書に記載するときは、当該支出に係る収支報告書の記載項目と同様の項目別の金額を記載しなければならないこと。
- 六 国会議員関係政治団体以外の政治団体のうち、各年中において国会議員関

係政治団体から受けた寄附の金額が1,000万円以上となった政治団体は、その年及びその翌年において国会議員関係政治団体の特例に係る規定を適用すること。

- 七 収支報告書に記載された個人寄附者等の住所に係る部分を公表するときは、都道府県、郡及び市町村の名称に係る部分に限って行うものとすること。
- 八 この法律は、一部を除き、令和8年1月1日から施行すること。
- 九 この法律の施行の状況等を勘案して必要があると認められるときは、独立性が確保された政治資金に関する機関の活用も含めて検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとすること。

#### (修正要旨)

- 一 収支報告書における政治資金パーティーの対価支払者に係る公開基準額について、「5万円超」（現行「20万円超」）に引き下げること。
- 二 政党の収支報告書に併せて記載する政策活動費の支出について、その記載対象及び記載対象となる使途の範囲を拡大すること。
- 三 政党の収支報告書に併せて記載するいわゆる政策活動費の使途に関する事項について、支出に係る「年月」を追加すること。
- 四 政党がする公職の候補者個人への政治活動（選挙運動を除く。）に関する金銭等による寄附について、経過措置を設けた上で、これを禁止すること。
- 五 所属国会議員が政治資金等に関する犯罪に関し起訴された場合に、政党交付金の交付を一部停止し、刑に処せられたときは交付しないこととする制度を創設するため、必要な措置が講ぜられるものとすること。
- 六 政策活動費の支出の各年中における上限金額を定めるとともに、収支報告書が公表された日から10年を経過した後に政策活動費の支出に係る金銭に相当する金銭を充てて政治活動に関連してした支出の状況に係る領収書等の公開（そのための保存・提出を含む。）をするものとし、その制度の具体的な内容については、早期に検討が加えられ、結論を得るものとすること。
- 七 政治資金に関する独立性が確保された機関については、政治資金の透明性を確保することの重要性に鑑み、これを設置するものとし、政策活動費の支出に係る政治活動に関連してした支出に関する当該機関による監査の在り方を含め検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすること。
- 八 外国人等がする政治資金パーティーの対価の支払に係る収受の適正化を図るための実効的な規制の在り方については、検討が加えられ、その結果に基

- づいて必要な措置が講ぜられるものとすること。
- 九 個人のする政治活動に関する寄附を促進するための税制優遇措置の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすること。
- 十 公職の候補者がする自らが代表を務める政党選挙区支部に対する寄附への税制優遇措置の適用除外の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすること。
- 十一 施行後3年を目途として、政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点から、施行状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとすること。
- 十二 一は令和9年1月1日から、二から四まで及び十一は法律の施行の日（令和8年1月1日）から、その他の規定は公布の日から施行すること。

#### **(附帯決議)**

今回の法改正の趣旨を踏まえ、次の事項について、それぞれ所要の措置を講ずるものとする。

- 一 政治資金パーティーを開催する者が同一の者から受けることができる当該政治資金パーティーの対価の支払の上限額の在り方及び政党その他の政治団体に係る政治資金パーティー以外の事業による収入の在り方について、政治活動の公正を確保する観点から、検討を行うこと。
- 二 政治団体の代表者が親族間で異動することによる政治資金の移動の制限の在り方について、公職を担う多様な人材を確保する観点から、検討を行うこと。
- 三 政党が議会制民主政治において極めて重要な存在であることを踏まえ、政党の望ましいガバナンスの在り方について、政党の自主性及び自律性の確保に配慮しつつ、法整備の要否も含めて、中長期的に検討を行うこと。
- 四 政治資金の適正化・透明化を図るため、適時に、正確な会計帳簿の作成や、複式簿記の導入などを含め、会計の在り方について検討を行うこと。
- 五 国會議員関係政治団体の收支報告書について、誰もが閲覧できるようなデータベース化を含め、検索可能性を高める情報提供の在り方について検討を行うこと。

【地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会】

○子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）要旨

本案は、子ども・子育て支援に関する施策を抜本的に強化するため、妊婦及び児童の保護者等に対する新たな給付の創設、児童手当の支給期間の延長、支給額の増加及び所得要件の撤廃等の措置を講ずるとともに、これらの措置に必要な費用に充てるための子ども・子育て支援納付金及び子ども・子育て支援特例公債について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 子ども・子育て支援に関する施策の拡充

- 1 児童手当の支給期間の延長、所得制限の撤廃及び第3子以降の児童に係る支給額の増額を行うこと。
- 2 妊娠期の負担軽減のための「妊婦のための支援給付」を創設すること。
- 3 「妊婦等包括相談支援事業」を創設すること。
- 4 保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための「乳児等のための支援給付」を創設すること。
- 5 産後ケア事業の計画的な提供体制の整備を行うこと。
- 6 児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額の引上げを行うこと。
- 7 両親ともに育児休業を取得した場合に支給する「出生後休業支援給付」及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する「育児時短就業給付」を創設すること。
- 8 国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設すること。

二 子ども・子育て支援特別会計の創設

年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定の育児休業給付関係部分を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設すること。

三 子ども・子育て支援金制度の創設等

- 1 子ども・子育て支援金制度の創設
  - (一) 医療保険者は、被保険者等から子ども・子育て支援金を徴収し、国に子ども・子育て支援納付金（以下「支援納付金」という。）として納付すること。
  - (二) 支援納付金を充当する対象事業を定めること。
- 2 子ども・子育て支援特例公債の発行  
子ども・子育て支援金制度を段階的に構築していく間、支援納付金を充

てるべき給付に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特例公債の発行を可能とすること。

#### 四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和6年10月1日から施行すること。

#### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

- 一 結婚や出産への希望を持ちながら、経済的理由等により将来展望を描けずにいる若者もいることを踏まえ、若者の可処分所得の持続的な増加を図ることに一層努めること。
- 二 「加速化プラン」において、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスとしていることを踏まえ、「加速化プラン」の後継の検討を含め、こども未来戦略に基づくこども・子育て政策の抜本的強化に速やかに着手するとともに、単に制度や施策を策定するのではなく、社会全体で、こども・若者や子育て世帯を応援する機運を高める取組を車の両輪として進めること。
- 三 子ども・子育て支援金制度の導入に当たっては、支援金による拠出が、歳出改革等による社会保険負担軽減効果の範囲内に収まるように取り組むこと。また、全世代型社会保障制度改革等については、医療・介護サービスへのアクセスや必要な保障が欠けることのないよう、丁寧に検討を進めること。
- 四 子ども・子育て支援金は、医療保険料や介護保険料とは区分して子ども・子育て支援金率が設定されることから、医療保険料等とは異なるものであることを健康保険者等に周知すること。子ども・子育て支援納付金の納付義務を負う健康保険者等のうち、被用者保険等保険者については、同納付金の負担が被保険者の標準報酬総額に応じた額となることから、子ども・子育て支援金率の基礎として国が実務上一律の支援金率を示す取扱いを堅持すること。
- 五 少子化対策は、中長期的な対応が必要であり、本法による改正後の各法律の施行状況について、子ども・子育て支援金制度の拠出とその充当対象事業の給付の状況を含め、こども・若者や子育て世帯の参画の下、不斷に効果検証と適切な見直しを行うこと。あわせて、こども・子育て予算倍増に向けて、社会全体でどのように支えるかという観点を含め、政策及び財源の在り方について、あらゆる選択肢を視野に入れて総合的な検討を行うこと。
- 六 子ども・子育て支援納付金の使途、使用した額、支援金を徴収するに当

たっての課題などに関する報告を国民に分かりやすく示すとともに、子ども・子育て支援金率、使途等を検討する際は、複数の拠出する立場の者が参画した上で検討し、その結果に応じて必要な対応を講じること。

七 児童手当については、本法により、児童手当の拡充に当たって同手当を次代を担う全ての子どもの育ちを支える基礎的な経済的支援として位置付けた趣旨を踏まえ、本法による効果も検証しつつ、必要に応じて、その在り方について、検討すること。

八 妊婦等包括相談支援事業の創設に当たっては、オンラインによる相談等の充実や体制の強化に努めること。あわせて、「伴走型相談支援」と呼ぶにふさわしい、産前産後を通じて専門的知見を有する伴走者が一貫してサポートを提供できる仕組みについて相談支援事業の効果の検証をしながら検討を進めること。

九 こども誰でも通園制度の創設に当たっては、現場や利用者の意見を十分に踏まえた実施に努めるとともに、通常保育での児童の受け入れとの違いも踏まえ、通常保育も含めた幼児教育・保育の質が低下しないよう、万全を期すること。

十 こども誰でも通園制度については、子どもの所属園や利用日数の在り方を含め、保育者との愛着形成ができるよう、本法に基づき、全ての子どもの権利として保育を保障する仕組みの検討を進めること。特に、医療的ケア児、障がいがある子どもなど専門的支援が必要な子どもにとって使いやすいものとなるよう、安全な受入施設や体制整備に取り組むこと。

十一 児童扶養手当については、経済社会の動向を踏まえ、本法による拡充の検証を行い、必要に応じて在り方を検討すること。

十二 ヤングケアラーの実態や支援のニーズが表面化しづらいとの指摘があることを踏まえ、実態把握や早期発見、当事者に寄り添った支援と正しい理解の啓発に努めること。

十三 男女が共に育児を担うことの重要性を始め、「共働き・共育て」の推進に向けて、企業も含めた社会全体で機運を醸成していく取組を推進すること。

十四 出生後休業支援給付及び育児時短就業給付について、その効果や現場に与える影響などを検証した上で、引き続き、労働政策審議会を始めとした関係審議会において審議を行うこと。

十五 出生後休業支援給付制度において、男性の育児参加をより促す観点も踏まえ、制度の施行状況を確認すること。

- 十六 育児時短就業給付制度により、利用する労働者のキャリア形成の阻害や給付の公平性の観点から労働者間の分断などにつながらないよう、趣旨などを丁寧に周知しながら取組を進めること。
- 十七 子ども・子育て支援特別会計の創設後も、雇用保険財源の活用の在り方及び保険料率を始め、従来労働政策審議会において議論を行ってきた事項については、引き続き、同審議会において審議を行うこと。
- 十八 幼児教育・保育の質のより一層の向上を図り、全てのこどもが希望する施設を利用できるよう、今般の加速化プランに沿って、職員配置基準の見直しや受け皿の整備を進めること。また、待遇改善や働きやすい職場環境の整備に努め、保育人材の確保に万全を期すること。
- 十九 貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が、経済的な面だけではなく、心身の健康、進学機会や学習意欲も含め、権利利益の侵害や社会的孤立などの困難に陥らず、また、貧困の連鎖が断ち切られるよう、こどもの貧困を解消する対策の積極的な推進に取り組むとともに、「加速化プラン」全体の施策の効果を検証していく中で、必要に応じ在り方を検討すること。

### ○地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）要旨

本案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域住宅団地再生事業計画について、記載事項の見直し及びこれに伴う関係法律の規定による許可等の特例の拡充、地域再生推進法人による提案制度の創設等の措置を講ずるとともに、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業に係る施設の整備に関する助成についての地方債の特例の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 地域住宅団地再生事業計画の記載事項の追加等

- 1 地域住宅団地再生事業計画の記載事項の見直し及びこれに伴う建築基準法の規定による許可等の特例の拡充を行うこと。
- 2 地域再生推進法人は、認定市町村に対し、地域住宅団地再生事業計画の作成又は変更の提案をすることができることとし、認定市町村は、遅滞なく、当該提案を踏まえた地域住宅団地再生事業計画の作成又は変更をする必要があるかどうかの判断等をしなければならないものとすること。

#### 二 まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業に係る地方債の特例の創設

認定地方公共団体が、認定地域再生計画に記載された事業のうち、まち・

ひと・しごと創生交付金を充てて行うものに係る施設であって、地方自治法に規定する公の施設であるものの整備に関する助成を行おうとする場合に地方債の起債を可能とする地方財政法の特例措置を創設すること。

### 三 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の範囲の拡充等

地域再生計画に記載することができるものとされている地方活力向上地域等特定業務施設整備事業について、特定業務施設の整備と併せて行う、当該特定業務施設の従業員の児童に係る児童福祉施設等を整備する事業を含むものとする等の措置を講ずること。

### 四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## ○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）要旨

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、データの品質の確保に関する規定の整備、法人に係る事項の変更が登記された場合に他の法令の規定により義務付けられている当該変更に係る届出を省略する仕組みの創設、公的基礎情報データベースの整備等の推進に関する規定の整備、移動端末設備を用いて個人番号カードを代替するための仕組みの創設等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 デジタル社会形成基本法において、施策の策定に係る基本方針にデータの内容を正確かつ最新に保つこと等のデータの品質の確保のための措置を講ずることを追加するとともに、デジタル社会の形成に関する重点計画において定める事項にデータの品質の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講すべき施策を追加すること。

二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律において、公的基礎情報データベースの整備等の推進に係る措置を講ずるとともに、他の法令の規定により変更届出を行わなければならない法人に係る名称等の登記事項について、行政機関等がデータ連携により入手した場合は、当該変更届出が行われたものとみなすこととする。

三 独立行政法人国立印刷局法及び情報処理の促進に関する法律において、公

的基礎情報データベースの整備等を効果的に推進するため、独立行政法人国立印刷局にデータの加工等の業務を、独立行政法人情報処理推進機構にデータの標準化に係る基準の作成等の業務を追加した上で、関係業務の主務大臣に内閣総理大臣を追加すること。

四 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、内閣総理大臣は、個人番号利用事務実施者に対し、特定個人情報の正確性の確保のための必要な支援を行うこと。また、個人番号カードについて、本人確認に係る機能を移動端末設備に搭載するための措置を講ずるとともに、次期個人番号カードの導入に当たり、同カードの電磁的記録事項として性別は残した上で、券面記載事項から性別を削除する等の措置を講ずること。

五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### **(附帯決議)**

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 行政手続に係る国民の利便性向上を図るため、他の法令に基づく許認可の申請時においても、データ連携により登記事項証明書の添付を不要とすることが可能となるよう、手続の簡素化の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

二 公的基礎情報データベース整備改善計画の作成及び同計画に基づくデータ連携の拡大に際しては、保有個人情報の利用が野放図に拡大していくことのないよう、個人情報保護委員会その他の第三者機関の関与の在り方について検討すること。

三 本法によってベース・レジストリの整備及び運用等をデジタル庁と連携して行うこととなる独立行政法人国立印刷局及び独立行政法人情報処理推進機構に対しては、新たな業務を十分に実施できるよう、必要な支援を行うこと。

四 国の情報システムの運用に際しては、マイナンバーと個人情報のひも付け誤りを始めとする個人情報の漏えい事案を起こさないよう、作業時間を十分に確保するとともに、誤操作の発生を前提としてあらかじめ対策を講ずるといったフルプルーフやフェイルセーフの考え方を徹底するなど、万全を期すこと。

五 移動端末設備用電子証明書及びカード代替電磁的記録については、我が国

で利用されているスマートフォンの機種に広く搭載できるよう、関係事業者との協議を加速化すること。また、将来的にマイナンバーカードを物理的なカードとして発行し続けることの必要性について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

六 移動端末設備用電子証明書又はカード代替電磁的記録が搭載されたスマートフォンの譲渡、機種変更、紛失等に際して、電子証明書等が悪用されるとのないよう、これらについて迅速かつ確実な失効等がなされるよう措置を講ずること。

七 オンライン資格確認等システムを利用する医療機関等がスマートフォンに対応できるよう、必要な支援の在り方について検討を行うこと。

## ○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第55号）要旨

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 義務付け・枠付けの見直し等

地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこととし、関係法律（9法律）の改正を行うこと。

### 二 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和7年4月1日から施行すること。

## ○学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案（内閣提出第61号）要旨

本案は、児童等に対する性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する一定の対象事業者が、児童等に対する性暴力等の防止等をする責務を有することを明らかにするとともに、そのため講ずべき措置等について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 児童等に対して教育、保育等の役務を提供する対象事業者について、児童等に対する性暴力等の防止に努めるとともに、性暴力等の被害が生じた場合

には、その被害児童等を適切に保護する責務を有することを明確にすること。

二 学校設置者等に対し、児童等の安全を確保するための措置として、次の措置の実施を求ること。

1 対象従事者への研修

2 児童等に対する性暴力等のおそれを早期に把握するための措置

3 性暴力等に関する児童等の相談を容易にするための措置

4 対象従事者による児童等に対する性暴力等が行われるおそれがある場合には、その者を対象業務に従事させないなどの防止措置

5 対象従事者についての一定の性犯罪前科の有無の確認

6 児童等に対する性暴力等の発生が疑われる場合の事実の調査

7 被害児童等の保護及び支援のための措置

三 学校設置者等以外の対象事業者について、次の制度を創設すること。

1 学校設置者等と同等の措置を実施する体制が確保されている旨の内閣総理大臣による認定を受けることを可能とし、当該認定を受けた事業者に対しては、学校設置者等と同等の措置の実施を求ること。

2 認定事業者については国が公表するとともに、認定事業者は認定を受けた旨を広告等に表示できること。

四 学校設置者等及び認定事業者に対し、申請に基づき、対象従事者についての一定の性犯罪前科の有無に係る情報を国が提供する仕組みを創設すること。

五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 民間教育保育等事業者が積極的に認定を受けることにより、その事業者に対する保護者の信頼を高めることとなるよう、事業者及び保護者の双方に対し、認定制度の周知啓発を図ること。

二 対象事業及び対象業務への該当性の基準、児童対象性暴力等が行われるおそれがある場合の防止措置に関する基準や具体例の明示、犯罪事実確認を行う前にこどもに接する業務に従事させる特例が認められる場合及びその場合に必要な防止措置の内容、調査の客観性の確保など、本法の運用に関する具体的な事項が下位法令やガイドラインに委ねられていることを踏まえ、これらの制定を早急に行うこと。また、制定に当たっては、教育職員等による児

童生徒性暴力等の防止等に関する法律や児童福祉法、これらの法律に基づく指針等との整合性を図るだけでなく、事業者、従事者や子どもの声を適切に反映するとともに、防止措置の濫用の防止を図ることに留意すること。その際には、性犯罪歴がある労働者に安全確保措置を講じる場合においても、雇用管理上の措置をとる際には労働法制等に従う必要があることが重要である点にも留意すること。

- 三 対象事業については、芸能事務所のように、主たる事業が教育ではなく、対象が子どもに限らない場合であっても、子どもを対象とする事業であれば広く含まれるようにすること。また、民間教育事業の要件に関し、「6月以上」とされている技芸又は知識を習得するための標準的な修業期間の短縮について検討すること。
- 四 ベビーシッターや家庭教師等の子どもを対象とする事業を営む個人事業主、マッチングアプリ経由等による個人契約やフランチャイズ方式も犯罪事実確認等の対象とする仕組みを早急に検討すること。また、医療機関を対象事業とすることについても検討すること。
- 五 犯罪事実確認については、特定性犯罪の範囲を下着窃盗、ストーカー行為や子どもに重大な影響を与える性暴力と解される行為等にも拡大すること、確認対象期間を延長すること、示談等により不起訴とされた場合や刑事事件には至らないものの懲戒解雇となった場合なども対象とすることについて検討すること。また、これらの検討に必要な知見が得られるよう、性犯罪の累犯性、余罪の状況などの特性や小児性愛を含む性嗜好障害の実態に関する調査・分析・研究を進めること。
- 六 本法の実効性を確保するためには、性加害の事実のもみ消しや加害者の自主退職による懲戒の回避を防止する必要があることを踏まえ、事業者等に告発・通報を義務付けることについて検討すること。
- 七 学校設置者等及び認定事業者が研修、相談、調査等の措置を講ずる体制を負荷なく構築することができるよう支援する仕組みを整備するとともに、子どもの安全・保護に関する責任者を任命する仕組み等を検討すること。特に、研修、相談、調査等については、公平性、透明性及び質の担保のため、第三者性の確保にも留意すること。
- 八 教員、保育士等の養成段階において、子どもに対する性暴力を防止するための教育を充実させること。
- 九 性被害を受けた子どもの人権を擁護するため、第三者機関を含む相談先の

確保を推進するとともに、トラウマケアの充実を図るための方策について検討すること。

- 十 性暴力の根絶へ向けて、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動がとれるよう、発達段階に応じて着実な指導に努めること。また、こどもが性被害から身を守るために必要な知識を習得できるよう、こども向けの研修の充実を図るとともに、家族や教員等のこどもにとって身近な存在からの性被害もあり得ることを「生命（いのち）の安全教育」において強調すること。
- 十一 犯罪事実確認記録等が犯罪歴という要配慮個人情報を含み得ることを踏まえ、学校設置者等及び認定事業者が犯罪事実確認記録等の管理及び廃棄を適正に行うよう徹底するとともに、情報の漏えいを防止するための対策を講ずること。また、犯罪事実確認の方法については、イギリスで採用されている第三者機関「O f s t e d」による確認の仕組みも参考にして、学校設置者等及び認定事業者への犯罪事実確認書の交付が不要となる仕組みを検討すること。
- 十二 本法に基づく規制が特定性犯罪事実該当者に対して事実上の就業制限を課すものであることを踏まえ、性犯罪の捜査及び立証に当たっては、誤った事実認定の防止に一層留意すること。
- 十三 学校設置者等及び認定事業者の採用内定者が内定を辞退した場合において、内定辞退後にその者の採用を検討する他の事業者にとっては、これが犯罪事実確認の結果に起因するものであるか否かが判別できないことを踏まえ、その者が偏見により就労を妨げられることがないよう、所要の周知啓発を図ること。
- 十四 性犯罪の加害者の再犯防止等に資するためにも、性嗜好障害の治療等のデータの蓄積など、科学的根拠の構築に必要な調査研究を進めること。また、加害者の改善更生及び社会復帰を支援するため、認知行動療法に基づく治療的支援を強化し、加害者更生プログラムの充実を図るとともに、加害者の受講を促進すること。
- 十五 本法が犯罪事実確認記録等という要配慮個人情報を含み得る情報を取り扱うこと等を踏まえつつ、本法の施行に万全を期するため、政府における執行体制を早急に整備すること。
- 十六 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による犯罪事実確認並びに教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第7条第1項の規定によるデータベースの活用又は児童福祉法第18条の20の4第3項の規定による

データベースの活用に関し、それらの補完・連携の在り方について、学校設置者等及び民間教育保育等事業者の負担を軽減するための方策にも留意しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

十七 児童対象性暴力等の防止に関する制度の在り方について、本法の施行後3年の見直しを待たず、必要に応じ、不斷の見直しを行うこと。

十八 民間教育事業における教授を行う者の人数等の要件を満たさない事業者等がいることも踏まえつつ、子どもの安全の確保は本法のみで全うできるものではないことに鑑み、子どもに対する性犯罪・性暴力対策の総合的な取組を進めること。

十九 以上の項目は、子どもが誰一人として性被害を受けることがないよう万全を期するという一貫した考え方のもと取り組むこと。

## ○令和6年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律案（地域活性化・子ども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出、衆法第3号）要旨

本案は、令和6年度出産・子育て応援給付金について、その支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら使用することができるようするため、差押えを禁止する等の措置を講ずるもので、その内容は次のとおりである。

### 一 定義

この法律において「令和六年度出産・子育て応援給付金」とは、妊娠から出産及び子育てまでの一貫した相談支援の実効性を確保する必要性に鑑み、令和6年度の予算における妊娠出産子育て支援交付金を財源として市町村（特別区を含む。）から支給される給付金（金銭以外の財産により行われる給付を含む。）で、妊娠から出産及び子育てまでの支援の観点から支給されるものをいうこと。

### 二 差押禁止等

#### 1 権利の差押え等の禁止

令和6年度出産・子育て応援給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえができるないこと。

#### 2 金銭等の差押えの禁止

令和6年度出産・子育て応援給付金として支給を受けた金銭その他の財

産は、差し押さえることができないこと。

### 三 非課税

租税その他の公課は、令和6年度出産・子育て応援給付金として支給を受けた金品を標準として課することができないこと。

### 四 施行期日等

#### 1 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

#### 2 経過措置

この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和六年度出産・子育て応援給付金についても適用すること。ただし、二の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこと。

## ○旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出、衆法第4号）要旨

本案は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づく一時金の支給の請求の状況に鑑み、一時金の支給の請求期限を5年延長するもので、その内容は次のとおりである。

### 一 一時金の支給の請求期限の延長

一時金の支給の請求の期限を5年延長し、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の施行の日（平成31年4月24日）から起算して10年を経過する日までとすること。

### 二 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

## ○子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出、衆法第22号）要旨

本案は、令和4年のことども基本法の成立、令和5年4月のことども家庭庁の発足等を踏まえ、ことどもの貧困の解消に向けた対策を推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 法律の題名を、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から「ことどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改めること。

- 二 目的規定を改正し、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第25条等の精神にのっとり、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進すること。
- 三 基本理念に、子どもの貧困の解消に向けた対策は、子どもの現在の貧困を解消するとともに子どもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならないこと並びに貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びその子どもがおとなになるまでの過程の各段階の支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならないことを追加すること。
- 四 子どもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱で定める子どもの貧困に関する指標に「ひとり親世帯の養育費受領率」を追加するとともに、この大綱を定めるに当たり、貧困の状況にある子ども及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする規定を設けること。
- 五 民間の団体が行う貧困の状況にある子ども及びその家族に対する支援に関する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする規定を設けること。
- 六 調査研究の事項を充実させるとともに、子どもの貧困の解消に向けた対策を適正に策定し及び実施するために必要な施策に、子どもの貧困の解消に向けた対策の実施状況の検証及び調査研究等の成果の活用の推進を追加すること。
- 七 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、施行後5年を目途とした検討規定を設けること。

### ＜委員会決議＞

#### ○旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する件

- 一 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者（以下「優生手術等を受けた者」という。）が御高齢となっており、一刻の猶予もないことを踏まえ、一時金の支給について効果的な広報を早急に行うこと。また、広報の実施に際しては、障害種別に応じて、分かりやすい文章、点字、手話など、情報提供の在り方を工夫し、優生手術等を受けた者、家族及び関係者に情報が行き渡るようにすること。
- 二 国及び地方公共団体の一時金支給制度の相談窓口において、優生手術等を受けた者等が身近で安心して相談できる体制を充実させること。また、その

相談が一時金の「請求受付」につながるよう、優生手術等を受けた者等の話を丁寧に把握し、関連する行政機関、地方公共団体、医療機関・福祉施設等と緊密な連携をすること。

三 一時金の水準等を含む今後の対応の在り方について、当事者からの要望があることを踏まえ、不断の検討及び見直しを行うこと。

四 旧優生保護法に基づく優生手術等に係る資料が優生手術等を受けた者の被害状況を証明するために重要であることに鑑み、国は、資料の破棄などを行わずその保管・保全を徹底するよう地方公共団体、医療機関・福祉施設等に改めて通知すること。

右決議する。

## ○こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する件

政府は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に当たっては、次の事項について遺憾なきを期すべきである。

一 こどものみならず、その家族さらには若者世代を含めて、衣食住に困る等の生活困窮、十分な医療を受けられないこと等がないよう、貧困の解消に向けた対策を実施すること。

二 相対的貧困率が著しく高いひとり親家庭を対象とした多面的な支援に取り組むこと。

三 民間の団体との連携においては、活動支援のための財政上の措置に即した取組、新たな団体の参入可能性、公平・公正な手続等の確保に留意すること。

四 こどもの貧困の解消に向けた支援に地域間格差が生じないよう、各地方公共団体における支援体制の強化を図ること。

五 こどもの貧困の解消に向け、こども家庭庁の体制の強化を図るとともに、地方公共団体との連携を強化し、調査研究及び指標の検証を踏まえた施策を推進し、その実効性を上げること。

右決議する。



## IV 決議案

### ○ガザ地区における人道状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議案

(山口俊一君外11名提出、決議第4号)

イスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力との間では、武力衝突と停戦が長年にわたり繰り返されている。昨年10月7日のハマス等によるイスラエルに対するテロ攻撃が発生し、ガザ地区での戦闘が始まってから、約8か月が経過した。戦闘が長期化する中で、子供や女性、高齢者を含む多くの死傷者が発生するなど、ガザ地区は危機的な人道状況にある。

本院は、人質の解放が実現するよう、そして人道支援活動が可能な環境が持続的に確保されるよう、即時の停戦を求めるとともに、それが持続可能な停戦に繋がるよう強く期待する。また、未だ多くの人々が身を寄せるガザ地区南部ラファにおける全面的な軍事作戦に反対するとともに、人道支援活動が阻害されることのないよう求める。

政府においては、本院の意を体し、人質の解放と停戦が実現するよう、関係国とも緊密に連携しつつ、国際連合安全保障理事会やG7の一員として環境整備に取り組むよう求める。引き続き、ガザ地区の人道状況の改善、事態の早期沈静化のために格段の外交努力を払うべきである。

右決議する。



## V 通過議案概要一覧

(○は内閣提出、●は衆法又は参法)

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
内閣	○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案（内閣提出第24号）（修正）	国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大している中で、重要経済基盤に関する情報であって我が国の安全保障を確保するために特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護及び活用に関し、重要経済安保情報の指定、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供、重要経済安保情報の取扱者の制限その他の必要な事項を定めるもの なお、政府は、毎年、有識者の意見を付して、重要経済安保情報の指定等の運用状況について国会に報告するとともに、公表するものとする等の修正を行った。	2/27	5/10
	○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）	経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為が多様化し、安全保障を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、特定社会基盤役務の安定的な提供を確保するため、特定社会基盤事業として定めることができる事業に一般港湾運送事業を追加するもの	2/27	5/10
	○銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）	最近における銃砲をめぐる情勢に鑑み、電磁石銃を銃砲に追加するほか、ライフル銃の範囲を拡大するとともに、銃砲等の発射及び所持に関する罰則を強化する等の措置を講ずるもの	3/ 1	6/ 7
	○道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）	最近における道路交通をめぐる情勢等に鑑み、自転車等の交通事故の防止等のため、自転車の運転中における携帯電話使用等の禁止、自転車等の運転者による一定の違反行為の反則行為への追加等の措置を講ずるもの	3/ 5	5/17

委員会名	議案名	概要	提出	成立
内閣	○自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）	国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、自動車の保管場所の位置等を表示する保管場所標章に関する規定を削除するもの	3/5	5/17
	○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）（参議院送付）	公益法人による社会の諸課題の解決に向けた活動の一層の促進を図るため、公益法人等の責務を定めるとともに、公益認定の基準及び変更の認定の対象の見直し、公益目的事業の収入、遊休財産額の保有の制限及び区分経理に関する規定の見直し等を行うもの	3/5	5/14
	○公益信託に関する法律案（内閣提出第45号）（参議院送付）	公益を目的とする信託による事務の実施を促進して、活力ある社会を実現するため、公益信託の引受けの許可及びこれに対する監督を主務官庁の裁量により行うこととしていた公益信託に関する制度を改め、公益信託の認可及びこれに対する監督を公益認定等委員会等の関与の下で内閣総理大臣又は都道府県知事が行う制度を創設する等の措置を講ずるもの	3/5	5/14
総務	○地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）	令和6年度分の個人住民税の特別税額控除を実施するとともに、法人事業税の外形標準課税に係る適用対象法人の見直し、令和6年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、森林環境譲与税の譲与基準の見直し等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うもの	2/6	3/28
	○地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）	令和6年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の減収額を埋めるため、定額減税減収補填特例交付金を創設するもの	2/6	3/28
	○地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）	令和6年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、個人住民税の特例措置を講ずるもの	2/16	2/21

委員会名	議案名	概要	提出	成立
総務   199	○地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）（修正）	地方制度調査会の答申にのっとり、公金の収納事務のデジタル化及び情報システムの適正な利用等のための規定の整備を行うとともに、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例の創設、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための制度の創設等の措置を講ずるもの なお、各大臣が生命等の保護の措置に関する指示をした場合に、その旨及びその内容を国会に報告する規定を設ける修正を行った。	3/ 1	6/19
	○放送法の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）	日本放送協会の放送番組が社会生活に必要不可欠な情報として公衆にあまねく提供されるべきものであることに鑑み、同協会の放送番組を放送の受信設備を有しない者に対してもその環境に適した形態で継続的かつ安定的に提供するため、同協会が電気通信回線を通じて放送番組等を一般の利用に供する業務を同協会の必須業務とするとともに、当該業務により電気通信回線を通じて提供される同協会の放送番組等の受信を開始した者に対して同協会との受信契約を締結する義務を課す等の措置を講ずるもの	3/ 1	5/17
	○日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）	近年における日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社を取り巻く社会経済情勢の変化に鑑み、これらの会社について、電気通信技術に関する研究に係る責務を廃止するとともに、商号の変更を可能とするほか、日本の国籍を有しない人が取締役又は監査役に就くことを禁止する規制を緩和する等の措置を講ずるもの	3/ 1	4/17

委員会名	議案名	概要	提出	成立
総務   200	○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第34号)(修正)	<p>近年、インターネット上のSNS等の特定電気通信役務を利用して行われる他人の権利を侵害する情報の流通による被害が深刻化する一方、情報発信のための公共的な基盤としての特定電気通信役務の機能が重要性を増していることに鑑み、大規模なSNS事業者等を大規模特定電気通信役務提供者として指定し、侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図るための義務を課す等の措置を講ずるもの</p> <p>なお、大規模なSNS事業者等が毎年1回公表しなければならない事項として、送信防止措置の実施状況及び当該実施状況について自ら行った評価を追加する修正を行った。</p>	3/ 1	5/10
	○放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、承認第1号)	<p>日本放送協会の令和6年度予算であり、一般勘定事業収支については、事業収入6,021億円、事業支出6,591億円、事業収支差金△570億円となっている。</p> <p>事業運営に当たっては、適切な資源管理とデジタル技術の活用等によりコンテンツの質と量を確保し、コンテンツ価値の最大化を図ることとしている。</p>	2/ 9	3/29
法務	○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第15号)	裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を31人減少するもの	2/13	4/ 5
	○総合法律支援法の一部を改正する法律案(内閣提出第46号)(参議院送付)	犯罪被害者等の支援に関する施策を一層推進する観点から、日本司法支援センター(法テラス)の業務として、一定の被害者等を包括的かつ継続的に援助するために必要な法律相談を実施する業務及び契約弁護士等に必要な法律事務等を取り扱わせる業務を追加する措置を講ずるもの	3/ 5	4/18

委員会名	議案名	概要	提出	成立
法務   201	○民法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第47号) (修正)	子の権利利益を保護する観点から、子の養育についての父母の責務に関する規定の新設、父母が離婚した場合にその双方を親権者と定めることができるようする等の親権に関する規定の整備、子の監護に要する費用の支払を確保するための制度の拡充、家事審判等の手続における父又は母と子との交流の試行に関する規定の新設等の措置を講ずるもの なお、子の監護について必要な事項を定めることの重要性について父母が理解と関心を深めることができるように必要な広報等を行うものとする規定を追加する等の修正を行った。	3/ 8	5/17
	○出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第58号)	在留カード及び特別永住者証明書と個人番号カードの一体化並びに一体化したカードに係る地方出入国在留管理局又は市町村における手続の一元的処理を可能とともに、在留カード及び特別永住者証明書の記載事項の見直し等の措置を講ずるもの	3/15	6/14
	○出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第59号) (修正)	現行の技能実習に代わる新たな在留資格として育成労の在留資格を創設し、育成労計画の認定及び監理支援を行う事業を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成労機構を設けるほか、一号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずるもの なお、政府の措置に関する規定、永住者の在留資格の取消しに係る規定の適用に当たっての配慮に関する規定及び検討に関する規定を追加する等の修正を行った。	3/15	6/14
外務	○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第6号)	国際情勢の変化等に鑑み、在ナイロビ国際機関日本政府代表部の新設、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の小学校に係る加算額の限度の適用対象年齢の引下げ及び在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の月額を規定する通貨の改定を行うもの	2/ 9	3/28

委員会名	議案名	概要	提出	成立
外務   202	○2027年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法案（内閣提出第7号）	令和9年に開催される2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）に 関し、国際博覧会条約の規定に基づく政府委員の設置及びその任務、 給与等について定めるもの	2/9	3/29
	○グローバル戦闘航空プログラム（G C A P）政府間機関の設立に関する条約の締結について承認を求める件（条約第1号）	次期戦闘機の開発に係るグローバル戦闘航空プログラム（G C A P） の管理等を日本、英国及びイタリアのために行う国際機関としてG C A P政府間機関（G I G O）を設立すること並びにその運営等について 定めるもの	2/20	6/5
	○日本国とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の締結について承認を求める件（条約第2号）	自衛隊とドイツ軍隊との間で物品・役務を相互に提供するための決済 手続等について定めるもの	2/20	6/12
	○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアンゴラ共和国との間の協定の締結について承認を求める件（条約第3号）	アンゴラとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、 投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの	2/20	4/24
	○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とギリシャ共和国との間の条約の締結について承認を求める件（条約第4号）	ギリシャとの間で、二重課税の除去を図るとともに脱税及び租税回避 を防止するため、投資所得に対する源泉地国課税を減免すること等について定めるもの	2/20	4/24
	○経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める件（条約第5号）	現行協定に情報の電子的手段による国境を越える移転及び個人情報 の保護に関する規定を追加するための改正等について定めるもの	3/8	4/24

委員会名	議案名	概要	提出	成立
外務   203	○航空業務に関する日本国政府とクロアチア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第6号）	クロアチアとの間で、定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めるもの	3/8	6/12
	○社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第7号）	オーストリアとの間で、年金制度、医療保険制度等への加入に関する法令の適用調整、年金制度の保険期間の通算等について定めるもの	3/8	6/12
	○刑事に関する共助に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第8号）	ブラジルとの間で、捜査、訴追その他の刑事手続に関する共助に係る要件、手続等について定めるもの	3/8	6/12
	○国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第9号）	国際復興開発銀行の機能を強化することを目的として、協定上の融資の上限を撤廃するための改正について定めるもの	3/8	5/24
	○欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第10号）	欧州復興開発銀行の機能の強化を目的として協定上の融資の上限を撤廃するとともに、同銀行の業務の地理的範囲を限られた数のサブサハラ・アフリカ諸国に拡大する等のための改正について定めるもの	3/8	5/24
	○1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書の2009年の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第11号）	締約国が、受入国との間で協定を締結すること等を条件として、海底下の地層への処分のため二酸化炭素を含んだガスを輸出することができる等について定めるもの	3/8	5/24
財務金融	○所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）	物価高を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現、生産性の向上等による供給力の強化等の観点から、所得税の定額減税の実施、賃上げ促進税制の強化、戦略分野国内生産促進税制及びイノベーションボックス税制の創設等を行うもの	2/2	3/28

委員会名	議案名	概要	提出	成立
財務金融   204	○関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	最近における内外の経済情勢等に対応するため、暫定税率等の適用期限の延長、特例輸入者による特例申告の納期限延長に係る担保の取扱い緩和等を行うもの	2/ 6	3/29
	○国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）	国際通貨基金に対する加盟国の出資総額が増額されることとなったこと等に伴い、我が国の同基金への出資額を増額するための措置等を講ずるもの	2/ 6	4/12
	○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）	国家公務員等の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行うほか、国費の適正な支出を図るために規定を整備する等の措置を講ずるもの	2/ 9	4/26
	○令和6年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律案（内閣提出第20号）	令和6年1月に発生した能登半島地震災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和5年分の所得において、その損失の金額について雑損控除の適用を可能とする特例等の措置を講ずるもの	2/16	2/21
	○金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）	資産運用の高度化・多様化及び企業と投資家の対話の促進を図りつつ、市場の透明性・公正性を確保するため、投資運用業、株券等の大口保有報告及び公開買付け等に関する制度を整備するもの	3/15	5/15
	○事業性融資の推進等に関する法律案（内閣提出第57号）	不動産担保や経営者保証等に依存した融資慣行の是正及び会社の事業に必要な資金の調達等の円滑化を図るため、事業性融資の推進に関し、基本理念、国の責務、基本方針の策定、企業価値担保権、認定事業性融資推進支援機関等について定めるもの	3/15	6/ 7
文部科学	○学校教育法の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）	専修学校における教育の充実を図るため、専修学校に専攻科を置くことができることとともに、専門課程の入学資格の厳格化、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講ずるもの	3/ 1	6/ 7

委員会名	議案名	概要	提出	成立
文部科学	●障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出、衆法第18号）	障害のある児童生徒のために作成されている音声教材等の教科用特定図書等が、教科書の使用に困難を有する日本語に通じない児童生徒にとっても有用であることに鑑み、これらの者が教科用特定図書等を使用して学習できるよう、教科書デジタルデータの提供に係る特例を設けるとともに、著作権法の関連規定を整備するもの	5/29	6/12
厚生労働   205	○生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）（修正）	生活困窮者住居確保給付金及び進学準備給付金の支給対象者の追加、一部の被保護者を対象とした生活困窮者就労準備支援事業等の実施等の措置を講ずるもの なお、本法案の検討条項に、生活困窮者に対する支援等が公正で分かりやすいものであることを確保する観点も含めて検討することを追加する修正を行った。	2/ 9	4/17
	○雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	雇用保険の適用範囲の拡大、教育訓練給付金の給付率の上限の引上げ、教育訓練休暇給付金の創設、育児休業給付の国庫負担の引下げの暫定措置の廃止等の措置を講ずるもの	2/ 9	5/10
	○再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）	再生医療等の安全性の確保等に関する法律の適用対象への細胞加工物を用いない遺伝子治療等の追加、臨床研究法における特定臨床研究の範囲の見直し等の措置を講ずるもの	3/ 5	6/ 7
	○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）	子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、仕事と介護の両立支援制度の周知等の義務付け、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長等の措置を講ずるもの	3/12	5/24
	●令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第5号）	令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金について、その支給を受けることとなった者が自らこれを使用することができるよう、その差押禁止等について定めるもの	3/27	4/ 5

委員会名	議案名	概要	提出	成立
厚生労働	●ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第19号）	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律に基づく補償金の支給の請求期限を5年延長するもの	5/29	6/12
農林水産	○食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案(内閣提出第26号) (修正)	<p>近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策等を定めるもの</p> <p>なお、先端的な技術等を活用した農業の生産性の向上に資する施策について、その対象として多収化に資する新品種を明記するとともに、育成に加えて導入の促進を明記する修正を行った。</p>	2/27	5/29
	○食料供給困難事態対策法案(内閣提出第27号)	米穀、小麦、大豆その他の国民の食生活上又は国民経済上重要な食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれが高い事態に対応するため、食料供給困難事態対策本部の設置、当該食料等の安定供給の確保のための輸入若しくは生産の促進又は出荷の調整の要請等の措置を定めるもの	2/27	6/14
	○食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第28号)	国及び都道府県において確保すべき農用地の面積の目標の達成に向けた措置の強化、農地の違反転用に対する措置の強化、農地所有適格法人の食品事業者等との連携による経営の発展に関する計画の認定制度の創設等の措置を講ずるもの	2/27	6/14
	○農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律案(内閣提出第48号)	農業の生産性の向上を図るため、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画並びにスマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画の認定制度の創設等の措置を講ずるもの	3/ 8	6/14

委員会名	議案名	概要	提出	成立
農林水産	○漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第49号)	漁獲量等の報告義務の確実な履行を図り、水産資源の持続的な利用を確保するため、特に厳格に漁獲量の管理を行うべき水産資源について、個体の数等の報告並びに船舶等の名称等の記録の作成及び保存を義務付けるとともに、水産物の販売等の事業を行う者による情報の伝達を義務付ける事項の拡充等の措置を講ずるもの	3/ 8	6/19
	○特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第50号)	特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、現行法の有効期限を5年延長するとともに、輸入原材料の価格水準の上昇等を踏まえ、原材料の調達の安定化を図るための支援措置を新たに講ずるもの	3/ 8	4/ 5
経済産業	○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案(内閣提出第16号)	我が国における脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行に向けて、低炭素水素等の供給及び利用を早期に促進するため、主務大臣による基本方針の策定、主務大臣の認定を受けた低炭素水素等の供給及び利用に関する計画に基づき事業を実施する者に対する助成金の交付及び規制の特例措置、水素等を供給する事業者による低炭素水素等の供給の促進に関し判断の基準となるべき事項の策定等の措置を講ずるもの	2/13	5/17
	○二酸化炭素の貯留事業に関する法律案(内閣提出第17号)	二酸化炭素の貯留事業の健全な発達等を図るとともに、公共の安全を確保するため、二酸化炭素の貯留事業に係る許可制度及び貯留権の創設、貯留事業における保安の確保のために必要な措置の義務付け、二酸化炭素が貯蔵された事業場の長期的な管理のための制度の整備、導管輸送事業に係る届出制度の創設等の措置を講ずるもの	2/13	5/17
	○新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案(内閣提出第23号)	国際的な企業立地に係る競争の激化等の経済情勢の変化に適切に対応し、新たな事業の創出及び産業への投資の促進を通じて我が国産業の持続的な発展を図るため、事業再編を行う中堅企業者に対する支援の拡充、事業適応計画の認定制度の見直し、株式会社産業革新投資機構の運用期限の延長等の措置を講ずるもの	2/16	5/31

委員会名	議案名	概要	提出	成立
経済産業	○消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案（内閣提出第36号）	消費生活用製品等による一般消費者の生命又は身体に対する危害等の防止を図るため、規制の対象に係る輸入の定義を見直すとともに、主務大臣による取引デジタルプラットフォームの利用停止要請の創設等の措置を講ずるほか、主として子供の生活の用に供される製品の安全性を確保するための措置を講ずるもの	3/ 1	6/19
	○スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案（内閣提出第62号）	スマートフォンが国民生活及び経済活動の基盤となっていることに鑑み、スマートフォンを利用した事業に係る競争環境を整備するため、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェア（基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ及び検索エンジン）の提供等を行う事業者を指定し、特定ソフトウェアに係る競争を制限するおそれのある行為を禁止する等の措置を講ずるもの	4/26	6/12
国土交通	○奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情に鑑み、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した振興開発を図るため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を令和11年3月31日まで延長するとともに、奄美群島及び小笠原諸島への移住の促進を図るため、それぞれの基本方針及び振興開発計画に定める事項として移住の促進に関する事項を追加する等の措置を講ずるもの	2/ 9	3/29
	○広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）	広域的地域活性化のための基盤整備を一層推進するため、広域的特定活動及び拠点施設に特定居住（二地域居住）の促進に係る活動及び施設を追加するとともに、市町村による特定居住促進計画の作成及び同計画に定められた事業等の実施に係る関係法律の特例、特定居住促進協議会の設置、特定居住支援法人の指定制度等について定めるもの	2/ 9	5/15

委員会名	議案名	概要	提出	成立
国土交通	○都市緑地法等の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）	良好な都市環境の形成を図り、併せて都市における脱炭素化を推進するため、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する国土交通大臣による基本方針及び都道府県による広域計画の策定、機能維持増進事業に係る都市計画に関する手続の特例、都市緑化支援機構の指定、民間事業者等による緑地確保の取組の認定、都市の脱炭素化に資する都市開発事業に対する支援の拡充等の措置を講ずるもの	2/13	5/22
	○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）	物資の流通の効率化を図るため、基本理念及び国の責務並びに貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関し講ずべき措置等を定めるとともに、貨物自動車運送事業における下請構造に対応するため、一般貨物自動車運送事業者が他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合の措置等を定めるほか、貨物軽自動車運送事業の安全対策を強化するため、貨物軽自動車運送事業者に対し貨物軽自動車安全管理者の選任を義務付ける等の措置を講ずるもの	2/13	4/26
	○建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）	建設業を取り巻く社会経済情勢の変化等に鑑み、建設工事の適正な施工の確保を図るため、建設業者による通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金とする請負契約又は著しく短い期間を工期とする請負契約の締結の禁止、監理技術者等の専任に関する規制の合理化、建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関する国土交通大臣による指針の策定、公共工事における施工体制台帳の提出に関する規制の合理化等の措置を講ずるもの	3/ 8	6/ 7
	○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第52号、参議院送付）	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進及びその居住の安定の確保を一層図るため、居住安定援助計画及び住宅確保要配慮者の家賃債務の保証に関する業務を行う家賃債務保証業者の認定制度の創設、住宅確保要配慮者居住支援法人の業務の拡大、終身賃貸事業者が行う事業に係る認可手続の見直し等の措置を講ずるもの	3/ 8	5/30

委員会名	議案名	概要	提出	成立
国土交通	●公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第17号）	公共工事の品質確保の促進を図るため、基本理念、発注者の責務等として、公共工事等に従事する者の休日等の労働環境の改善、地域の実情を踏まえた適切な公共工事の発注等を定めるとともに、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置の適切な実施のための支援等について定めるもの	5/22	6/12
環境	○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）	パリ協定に基づく我が国の温室効果ガス削減目標の確実な達成を図るため、二国間クレジット制度の実施体制を強化するための規定を整備するとともに、地域脱炭素化促進事業制度の拡充等の措置を講ずるもの	3/5	6/12
	○地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案（内閣提出第43号）	昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択を踏まえ、生物の多様性の損失が続いている状況を改善するため、主務大臣による基本方針の策定、事業者等による地域生物多様性増進活動の実施に関する計画の認定、当該認定を受けた者に対する自然公園法による許可の特例等の措置を講ずるもの	3/5	4/12
	○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案（内閣提出第60号）	脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずるもの	3/15	5/22
安全保障	○特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	現下の厳しい財政状況の下で防衛力の計画的な整備を引き続き実施していくため、特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の失効規定等を削除するもの	2/9	3/28

委員会名	議案名	概要	提出	成立
安全保障	○防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）	自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数の変更、統合作戦司令部の新設を含む自衛隊の組織の改編、任期を定めた自衛官の採用を含む自衛官等の人材確保のための制度の導入及び拡大、日・独物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備、国際機関等に派遣される防衛省の職員の業務の追加等の措置を講ずるもの	2/ 9	5/10
	○風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律案（内閣提出第37号）	風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するため、電波障害防止区域の指定、電波障害防止区域内における風力発電設備の設置等に係る届出等の義務及び風力発電設備の設置者と防衛大臣との協議等に関する制度を創設するもの	3/ 1	5/17
予算	○令和6年度一般会計予算 ○令和6年度特別会計予算 ○令和6年度政府関係機関予算	足下の物価高に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げや、デフレからの完全脱却と民需主導の持続的な成長の実現に向け、人への投資、科学技術の振興及びイノベーションの促進、G X、D X、半導体・A I等の分野での国内投資の促進、海洋、宇宙等のフロンティアの開拓、スタートアップへの支援、少子化対策・こども政策の抜本強化を含む包摂社会の実現など、新しい資本主義の実現に向けた取組の加速や、防災・減災、国土強靭化など、国民の安全・安心の確保、防衛力の抜本的強化を含む外交・安全保障環境の変化への対応を始めとする重要な政策課題について、必要な予算措置を講ずるもの 一般会計予算の規模は、112兆5,717億円となっている。 特別会計予算は、13の特別会計について予算を計上し、また、政府関係機関予算は、4機関について予算を計上している。	1/26	3/28

委員会名	議案名	概要	提出	成立
決算行政監視   212	○令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第211回国会、内閣提出）	一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費予算額9兆8600億円のうち、令和4年4月28日から令和4年9月20日までの間において決定された使用額は、燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費等20件、計4兆8588億円余	(令和5年) 3/17	5/29
	○令和4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第211回国会、内閣提出）	一般会計予備費予算額9000億円のうち、令和4年4月15日から令和4年9月30日までの間において決定された使用額は、燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費等18件、計4197億円余	(令和5年) 3/17	5/29
	○令和4年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第211回国会、内閣提出）	特別会計予備費予算額8048億円余のうち、令和4年11月4日に決定された使用額は、食料安定供給特別会計食糧管理勘定における輸入食糧麦等の買入れに必要な経費1件、688億円余	(令和5年) 3/17	5/29
	○令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第211回国会、内閣提出）	一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費予算額9兆8600億円のうち、令和5年3月28日に決定された使用額は、地域の実情に応じたきめ細やかな支援及び低所得世帯への支援に必要な経費等8件、計2兆2226億円余	(令和5年) 5/23	5/29
	○令和4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第211回国会、内閣提出）	一般会計予備費予算額9000億円のうち、令和5年3月17日から令和5年3月28日までの間において決定された使用額は、ウクライナにおける復旧・復興に対する支援に必要な経費等5件、計1060億円余	(令和5年) 5/23	5/29

委員会名	議案名	概要	提出	成立
決算行政監視	○令和4年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）	特別会計予算総則第20条第1項の規定により、令和5年2月21日に決定された経費増額は、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額1件、733億円余	(令和5年) 5/23	5/29
政治改革	●政治資金規正法の一部を改正する法律案（鈴木馨祐君外5名提出、衆法第13号）（修正）	国會議員関係政治団体の代表者の責任の強化、政治資金監査の強化、政治資金の透明性の向上のためのデジタル化の推進、政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準の引下げ、いわゆる政策活動費の使途の明細の公開の導入等の措置を講じるものなお、政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準額を5万円超に引き下げるほか、政策活動費の支出に係る使途の収支報告書への記載対象の拡大等を内容とする修正を行った。	5/17	6/19
地域・こども・デジタル	○子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）	子ども・子育て支援に関する施策を抜本的に強化するため、妊婦及び児童の保護者等に対する新たな給付の創設、児童手当の支給期間の延長、支給額の増加及び所得要件の撤廃等の措置を講ずるとともに、これらの措置に必要な費用に充てるための子ども・子育て支援納付金及び子ども・子育て支援特例公債について定めるもの	2/16	6/5
	○地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）	地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域住宅団地再生事業計画について、記載事項の見直し及びこれに伴う関係法律の規定による許可等の特例の拡充、地域再生推進法人による提案制度の創設等の措置を講ずるとともに、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業に係る施設の整備に関する助成についての地方債の特例の創設等の措置を講ずるもの	3/1	4/12

委員会名	議案名	概要	提出	成立
地域・こども・デジタル   214	○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために、データの品質の確保に関する規定の整備、法人に係る事項の変更が登記された場合に他の法令の規定により義務付けられている当該変更に係る届出を省略する仕組みの創設、公的基礎情報データベースの整備等の推進に関する規定の整備、移動端末設備を用いて個人番号カードを代替するための仕組みの創設等の措置を講ずるもの	3/5	5/31
	○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第55号）	地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講ずるもの	3/15	6/12
	○学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案（内閣提出第61号）	児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等をする責務を有することを明らかにし、学校設置者等が講すべき措置並びにこれと同等の措置を実施する体制が確保されている民間教育保育等事業者を認定する仕組み及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者が講すべき措置について定めるとともに、教員等及び教育保育等従事者が特定性犯罪事実該当者に該当するか否かに関する情報を国が学校設置者等及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者に対して提供する仕組みを設けるもの	3/19	6/19
	●令和6年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律案（地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出、衆法第3号）	令和6年度出産・子育て応援給付金について、その支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら使用することができるようにするため、差押えを禁止する等の措置を講ずるもの	3/13	3/29

委員会名	議案名	概要	提出	成立
地域・こども・デジタル	●旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出、衆法第4号）	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づく一時金の支給の請求の状況に鑑み、一時金の支給の請求期限を五年延長するもの	3/13	3/29
	●子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出、衆法第22号）	貧困により子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするために、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することとし、子どもの貧困対策の推進に関する法律の題名を子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に改め、同法の基本理念に子どもの貧困の解消に向けた対策は子どもの現在の貧困を解消するとともに子どもの将来の貧困を防ぐことを旨として推進されなければならないこと等を追加するほか、大綱の記載事項へのひとり親世帯の養育費受領率の追加、関係者の意見を大綱に反映させるために必要な措置、民間の団体の活動の支援等について定めるもの	6/11	6/19



## VI 決算等概要一覧

委員会名	議案名	概要	提出	審議結果
決算行政監視	○令和2年度一般会計歳入歳出決算 令和2年度特別会計歳入歳出決算 令和2年度国税収納金整理資金受払計算書 令和2年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入184兆5788億円余、歳出147兆5973億円余であり、差引き剩余は36兆9814億円余 特別会計の決算額は、13の特別会計があつて歳入合計417兆5611億円余、歳出合計404兆5188億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額82兆2569億円余、支払命令済額及び歳入組入額80兆8247億円余であり、資金残額は1兆4322億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆958億円余、支出合計8040億円余	(令和3年) 12/6	6/18 議決
	○令和2年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の令和2年度末現在額は、令和元年度末現在額より7兆3885億円余増加し、117兆2598億円余	(令和3年) 12/6	6/18 是認
	○令和2年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の令和2年度末現在額は、令和元年度末現在額より204億円余増加し、1兆2142億円余	(令和3年) 12/6	6/18 是認
	○令和3年度一般会計歳入歳出決算 令和3年度特別会計歳入歳出決算 令和3年度国税収納金整理資金受払計算書 令和3年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入169兆4031億円余、歳出144兆6495億円余であり、差引き剩余は24兆7535億円余 特別会計の決算額は、13の特別会計があつて歳入合計455兆5544億円余、歳出合計441兆814億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額90兆4707億円余、支払命令済額及び歳入組入額89兆654億円余であり、資金残額は1兆4053億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計9955億円余、支出合計6646億円余	(令和4年) 11/18	6/18 議決
	○令和3年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の令和3年度末現在額は、令和2年度末現在額より9兆2887億円余増加し、126兆5485億円余	(令和4年) 11/18	6/18 是認

委員会名	議案名	概要	提出	審議結果
決算 行政監視	○令和3年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の令和3年度末現在額は、令和2年度末現在額より66億円余増加し、1兆2208億円余	(令和4年) 11/18	6/18 是認
	○令和4年度一般会計歳入歳出決算 令和4年度特別会計歳入歳出決算 令和4年度国税収納金整理資金受払計算書 令和4年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入153兆7294億円余、歳出132兆3855億円余であり、差引き剩余は21兆3439億円余 特別会計の決算額は、13の特別会計があつて歳入合計447兆8921億円余、歳出合計432兆3539億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額96兆4959億円余、支払命令済額及び歳入組入額95兆618億円余であり、資金残額は1兆4341億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆2693億円余、支出合計1兆243億円余	(令和5年) 11/20	6/18 議決
	○令和4年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の令和4年度末現在額は、令和3年度末現在額より5兆2862億円余増加し、131兆8347億円余	(令和5年) 11/20	6/18 是認
	○令和4年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の令和4年度末現在額は、令和3年度末現在額より228億円余増加し、1兆2437億円余	(令和5年) 11/20	6/18 是認

## 【参考】衆議院における閉会中審査議案概要一覧

<委員会>

(○は内閣提出、●は衆法又は参法：提出会派名（提出当時）を付記）

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	●新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた低所得者に対する特別給付金の支給に関する法律案（中谷一馬君外13名提出、第207回国会衆法第10号） (立民)	新型コロナウイルス感染症等の影響により所得が減少して経済的に困窮する低所得者がいるにもかかわらず、これらの者に対して必要な支援が行われていない現状に鑑み、その生活を支援するための特別給付金の支給に関し必要な事項を定めるもの
	●性暴力被害者の支援に関する法律案（阿部知子君外11名提出、第208回国会衆法第54号） (立民・維新・国民・共産・れ新)	性暴力が重大かつ深刻な被害を生じさせる一方で、性暴力被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であるという性暴力による被害の特性を踏まえた性暴力被害者の支援の重要性に鑑み、性暴力被害者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって性暴力被害者の権利利益の保護を図るため、性暴力被害者の支援に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び性暴力被害者の支援に従事する者の責務を明らかにするとともに、性暴力被害者の支援に関する施策の基本となる事項を定めるもの
	●性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案（大河原まさこ君外10名提出、第208回国会衆法第55号） (立民・国民・共産・れ新)	全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する豊かで活力ある社会の実現に資するため、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置等を定めるもの
	●多文化共生社会基本法案（中川正春君外6名提出、第208回国会衆法第58号） (立民)	我が国における近年の在留外国人の増加に伴い、その人権を尊重しつつ、在留外国人が日常生活、社会生活及び職業生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備を図ることが重要な課題となっていることに鑑み、多文化共生社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、多文化共生社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項及び多文化共生社会の形成の推進に係る体制の整備について定めるもの

委員会名	議案名	概要
内閣	●国葬儀法案（青柳仁士君外3名提出、第210回国会衆法第2号） （維新）	今般の国葬儀の実施の決定過程等に関する様々な議論を踏まえ、その公正性及び透明性を確保することが重要であること等に鑑み、国葬儀の実施の根拠と基準及びこれに対する国会の承認、事後の国会への報告並びに費用の負担等について定めるもの
	●国家公務員法の一部を改正する法律案（守島正君外14名提出、第211回国会衆法第28号） （立憲・維新）	国家公務員である職員及び当該職員であった者による離職後の就職に関するあっせん行為等が公務に対する国民の信頼を著しく損ねている現状に鑑み、職員の退職管理の一層の適正化を緊急に図るため、職員であった者による国の機関等に属する役職員等の再就職に係る依頼等及び管理職職員等の再就職の規制について定める等するもの
	●持続可能な開発の目標の達成に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律案（櫻井周君外5名提出、第211回国会衆法第30号）（立憲）	2015年9月25日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに掲げられた持続可能な開発のための17の目標の達成に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、これに関し、基本原則、国等の責務、基本方針の策定その他の必要な事項を定めるもの
	●公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（源馬謙太郎君外15名提出、第211回国会衆法第31号） （立憲・維新）	公文書等のより適正な管理に資するため、行政文書等の範囲の拡大、閣議等の議事録及び国会議員等からの要求に係る文書の作成の義務化、行政文書の管理の電子化、行政文書の決裁に係る手続の電子化、決裁済行政文書の変更の禁止、保存期間及び廃棄の概念の廃止、特定歴史公文書等の利用制限の緩和等の措置を講ずるとともに、独立公文書管理監に関する規定及び行政文書の管理の適正に関する通報の規定を整備する等するもの
	●公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案（源馬謙太郎君外15名提出、第211回国会衆法第32号） （立憲・維新）	公文書等の管理の適正化の推進を総合的かつ集中的に行うため、公文書等の管理の適正化の推進について、その基本理念を定め、国の責務を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、公文書等管理審議会を設置するもの
	●国家公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦君外16名提出、第211回国会衆法第42号） （立憲・国民）	国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度の措置に伴い、人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講ずるもの

委員会名	議案名	概要
内閣	●国家公務員の労働関係に関する法律案（大島敦君外16名提出、第211回国会衆法第43号） (立憲・国民)	国家公務員制度改革基本法第十二条に基づき自律的労使関係制度を措置するため、一般職の国家公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めるもの
	●公務員庁設置法案（大島敦君外16名提出、第211回国会衆法第44号） (立憲・国民)	国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置するもの
	●我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案（青柳仁士君外3名提出、第211回国会衆法第47号） (維新・国民)	我が国における土地等の取得、利用及び管理をめぐる最近の状況に鑑み、我が国の総合的な安全保障の確保を図るため、我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれのある土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、土地取得等問題対策推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に推進するもの
	●特定遊興飲食高額債務問題対策の推進に関する法律案（吉田はるみ君外14名提出、第212回国会衆法第13号） (立憲)	特定遊興飲食高額債務がこれを負担した者の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、犯罪、自殺等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、特定遊興飲食高額債務問題対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び特定遊興飲食営業を営む者の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、特定遊興飲食高額債務問題対策を推進するもの
	●執行職職員給与制度改革推進法案（青柳仁士君外1名提出、第212回国会衆法第18号） (維新)	執行職に属する職が国の行政機関における政策決定において中枢的な役割を担うものであり、執行職の職員の給与が当該役割に応じたものでなければならないにもかかわらず、その給与について、一般職の国家公務員の給与との均衡や国家公務員全体の給与制度の維持が図られており、主権者である国民の理解が得られていないことに鑑み、執行職の職員の給与制度の改革について、その基本理念その他の基本となる事項を定めること等により、これを推進するもの

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	●有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案（野間健君外7名提出、衆法第8号） （立憲）	消費の拡大を通じた特定有人国境離島地域の経済の活性化を図るために、国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化に関する規定等の対象となる旅客の範囲の明確化及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に必要な事業の実施に関する国の負担補助割合の引上げ等について定めるもの
	●サイバー安全保障態勢の整備の推進に関する法律案（堀場幸子君外2名提出、衆法第9号） （維教）	国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、我が国の安全保障を確保するためには、重大サイバー攻撃事態の発生の未然防止等が極めて重要となっていることに鑑み、サイバー安全保障態勢の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、サイバー安全保障態勢整備推進本部を設置することにより、サイバー安全保障態勢の整備を総合的かつ集中的に推進するもの
	●デジタル歳入給付庁の設置による内国税・保険料等の徴収等に関する業務及び公的給付の支給等に関する業務の効率化等の推進に関する法律案（青柳仁士君外2名提出、衆法第11号）（維教）	情報通信技術を用いた情報の活用等により内国税・保険料等の徴収等に関する業務及び公的給付の支給等に関する業務を一元的に行うデジタル歳入給付庁の設置に関する基本的な事項について定めることにより、内国税・保険料等の徴収等に関する業務及び公的給付の支給等に関する業務の効率化その他の行政運営の効率化並びに国民の利便性の向上を推進するもの
	●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（吉田はるみ君外7名提出、衆法第20号） （立憲）	設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業の最近における実情に鑑み、当該営業に関し、客がその支払能力に照らし不相当に高額の債務を負担することがないようにするために、当該営業を営む風俗営業者の遵守事項を定めるもの
	●手話言語法案（道下大樹君外13名提出、衆法第21号） （立憲）	手話がろう者にとって日常生活及び社会生活を営む上で重要な独自の言語であることに鑑み、ろう者の手話の習得の機会の拡大並びに手話文化の継承及び発展を図るために、手話の習得等に関する施策について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話の習得等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話の習得等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもの

委員会名	議案名	概要
内閣	●新しい国のかたちの創造的改革の推進に関する基本法案（前原誠司君外3名提出、衆法第24号） (維教)	自立、分散及び協調を基調とする我が国の新しい在り方を創造する上で必要となる国家目標及びその実現を目指して行われる各政策分野における改革の推進に資する統治構造の改革に関する基本理念を定めるとともに、新しい国のかたちの創造的改革に関し、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる方針及びその推進のために必要な体制の整備等について定めることにより、新しい国のかたちの創造的改革を総合的、計画的かつ集中的に推進するもの
	●全世代にわたる教育無償化等の推進に関する法律案（馬場伸幸君外4名提出、衆法第26号） (維教)	教育を取り巻く環境の変化に伴い、家庭の経済的な状況による教育における格差の是正、少子化の進展への対処、労働生産性の向上及び国際競争力の強化が我が国の緊要な課題となっていることに鑑み、教育を通じてこれらの課題に対処して我が国の未来を切り拓くための全世代にわたる教育無償化等に関する施策を推進するために必要な事項を定めるもの
	●性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律の一部を改正する法律案（堀場幸子君外3名提出、衆法第29号） (維教・国民)	性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、題名及び目的規定等を改正するとともに、特定出演契約に関する特例の創設、政府に対する実態調査の義務付け等の措置を講ずるもの
総務	●日本放送協会改革推進法案（中司宏君外2名提出、第208回国会衆法第17号） (維新)	公共放送を担う者としての日本放送協会の適切な機能の確保を図るため、日本放送協会改革について、その基本理念その他の基本となる事項を定めること等により、これを総合的かつ集中的に推進するもの
	●インターネット誹謗中傷対策の推進に関する法律案（岩谷良平君外4名提出、第208回国会衆法第36号） (維新)	インターネット <sup>ひぼう</sup> 誹謗中傷の防止及び被害の迅速・確実な救済という課題に対処するため、誹謗中傷対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、対策の基本となる事項を定めることにより、対策を総合的に推進するもの
	●地方自治法の一部を改正する法律案（中司宏君外4名提出、第208回国会衆法第47号） (維新)	普通地方公共団体の議会の議員及び長等の出席の方法について、条例で定める方法とができるものとする規定を設けるとともに、参考人の出頭について、条例で定める方法により求めることができる規定を設けるもの

委員会名	議案名	概要
総務	●地方公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦君外16名提出、第211回国会衆法第45号） (立憲・国民)	地方公務員の自律的労使関係制度の措置に伴う勤務条件等に係る人事委員会勧告制度の廃止等の所要の措置を講ずるもの
	●地方公務員の労働関係に関する法律案（大島敦君外16名提出、第211回国会衆法第46号） (立憲・国民)	地方公務員の自律的労使関係制度を措置するため、地方公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めるもの
	●地方自治法の一部を改正する法律案（中司宏君外1名提出、第212回国会衆法第3号） (維新)	地方公共団体の議会の議員及び長等と国会議員の秘書との兼職を禁止するもの
	●インターネット誹謗中傷による被害の救済に資するための弁護士等の報酬の補助に関する法律案（岩谷良平君外1名提出、第212回国会衆法第14号） (維新)	インターネット誹謗中傷による被害が多数発生していることに鑑み、インターネット誹謗中傷による被害に係る民事裁判手続の準備及び追行に必要な費用に係る負担の軽減を図るため、特定電気通信役務提供者等が出えんする基金を活用して行う弁護士等に支払うべき報酬の補助について定めるもの
	●放送法の一部を改正する法律案（岩谷良平君外1名提出、第212回国会衆法第16号） (維新)	放送番組に出演する者に対する誹謗中傷による被害が発生している状況に鑑み、放送番組に出演する者からの相談に応ずるための体制の整備その他の必要な措置に関する放送事業者の努力義務を定めるもの
法務	●戦争等避難者に係る出入国管理及び難民認定法の特例等に関する法律案（鈴木庸介君外5名提出、第208回国会衆法第22号） (立民)	人道的見地から、戦争等避難者を我が国に緊急かつ円滑に受け入れるため、戦争等避難者について、出入国管理及び難民認定法の特例等を定めるもの
	●国家賠償法の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、第208回国会衆法第52号） (立民)	国家賠償法に基づく求償権の適正かつ厳格な行使の徹底を図るとともに、国家賠償請求訴訟の事案に係る国の説明責任を確保するため、国家公務員が故意によって違法に他人に損害を加えた場合における国による求償権の行使の義務化、国が損害を賠償する責めに任ずる場合における求償権の有無についての判断の結果等の公表等の措置を講ずるもの

委員会名	議案名	概要
法務	●民法の一部を改正する法律案（枝野幸男君外11名提出、第208回国会衆法第53号） (立民・国民・共産・れ新)	最近における国民の価値観の多様化及びこれを反映した世論の動向等に鑑み、個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から、選択的夫婦別氏制を導入するもの
	●民法の一部を改正する法律案（大河原まさこ君外5名提出、第211回国会衆法第3号） (立憲)	現行法において婚姻が異性の当事者間によるものに限定されると解されていことに鑑み、個人の尊重の観点から、性的指向又は性自認にかかわらず平等に婚姻が認められるようにするために、同性の当事者間による婚姻を法制化するもの
	●一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部を改正する法律案（堀場幸子君外3名提出、第211回国会衆法第36号） (維新)	政府は、速やかに、一般社団法人及び一般財団法人に関し、報告、検査、改善命令その他の行政庁による監督の制度の創設、計算書類等の閲覧等の請求をすることができる者の範囲の拡大その他のその適正な運営を確保するための措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとするもの
	●性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案（小宮山泰子君外6名提出、衆法第23号） (立憲)	令和5年10月25日の最高裁判所による現行法の規定の違憲決定及び近年における性同一性障害者等を取り巻く社会的環境の変化等に鑑み、性別の取扱いの変更の審判に関する要件から、生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること、変更後の性別に係る身体の性器に係る部分に近似した外観を備えていること及び現に未成年の子がいないことを削除するもの
	●不払養育費の立替・取立制度の導入に関する法律案（米山隆一君外8名提出、衆法第25号） (立憲)	父母が離婚した場合等における子の貧困の防止及び子の心身の健全な発達のためには、子の監護に要する費用の支払を確保することが極めて重要であることに鑑み、不払養育費の立替・取立制度の導入に関し必要な基本的事項を定めるもの
外務	●特定人権侵害行為への対処に関する法律案（松原仁君外5名提出、第208回国会衆法第60号） (立民)	諸外国の人権状況が国際社会全体の正当な关心事であること等に鑑み、特定人権侵害行為への対処に関し、各議院等による特定人権侵害行為に係る事案調査のための報告要求等必要な事項について定めるもの

委員会名	議案名	概要
財務金融	●揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るために東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する等の法律案(足立康史君外2名提出、第207回国会衆法第2号) (維新・国民)	揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るために、揮発油価格高騰時における揮発油税等の税率の特例規定の適用停止措置を適用することができるようとする(適用停止措置を停止している規定の削除)等の措置を講ずるもの
	●現下の揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るために揮発油税等に関する法律の臨時特例等に関する法律案(末松義規君外6名提出、第207回国会衆法第3号) (立民)	現下の揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るために、揮発油価格高騰時における揮発油税等の税率の特例規定の適用停止措置を適用することができるようとする(適用停止措置を停止している規定の停止)等の措置を講ずるもの
	●所得税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(末松義規君外9名提出、第208回国会衆法第23号) (立民)	消費税の適格請求書等保存方式を廃止する等の措置を講ずるもの
	●消費税の減税その他の税制の見直しに関する法律案(小川淳也君外7名提出、第208回国会衆法第59号) (立民・共産・れ新)	現下の物価の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響を緩和するとともに、税負担の公平の確保、経済的格差の是正、経済の活性化等を図る観点から、消費税の減税その他の税制の見直しについて定めるもの
	●日本銀行法の一部を改正する法律案(青柳仁士君外3名提出、第211回国会衆法第1号) (維新)	日本銀行の目的を物価の安定並びに雇用の最大化及び名目経済成長率の持続的な上昇とするほか、日本銀行の役員の解任に関する規定を整備する等の改正を行うもの
	●消費税の逆進性を緩和するための給付付き税額控除の導入等に関する法律案(階猛君外8名提出、第211回国会衆法第29号) (立憲)	社会経済情勢の急激な変化に伴い国民の間に生じている格差を是正すること等が緊要な課題であることに鑑み、消費税の逆進性を緩和するため給付付き税額控除を導入し、あわせて消費税の税率を一律とすることに関し必要な基本的事項を定めるもの
	●公益法人等に対する寄附を促進するための税制上の措置等に関する法律案(住吉寛紀君外3名提出、第211回国会衆法第37号) (維新)	公益法人等に対し安心して寄附ができる環境を醸成し、もって公益法人等に対する寄附を促進するため、寄附に関する適正な管理を行う公益法人等に対する税制上の優遇措置について定めるとともに、業務改善命令等を受けた公益法人等に対する課税の強化等について定めるもの

委員会名	議案名	概要
財務金融	●財政法の一部を改正する法律案（階猛君外6名提出、第211回国会衆法第38号） （立憲）	国の財政運営について、中長期的な視点に立った立案及び適切な民主的統制の確保を実現するため、3箇年度における予算の作成の基本的な方針の策定について定めるとともに、決算の審議の経過及び結果を予算の作成に早期に反映するため必要な措置を定めるもの
文部科学	●学校給食法の一部を改正する法律案（菊田真紀子君外9名提出、第211回国会衆法第11号） （立憲・維新）	義務教育諸学校における学校給食費に関し、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、学校給食費について義務教育諸学校の設置者の支弁とし、これに係る国の負担等について定めるもの
	●公立学校働き方改革の推進に関する法律案（城井崇君外10名提出、第211回国会衆法第22号） （立憲）	公立学校の教育職員が長時間にわたり労働している実態があり、その改善が喫緊の課題となっていることに鑑み、公立学校働き方改革を推進するために早急に講すべき措置について定めるもの
	●宗教法人法の一部を改正する法律案（堀場幸子君外3名提出、第211回国会衆法第35号） （維新）	宗教法人をめぐる社会状況及び宗教法人の実態の変化に対応し、宗教法人制度の適正な運用を図るため、宗教法人に報告を求め、及び質問することができる事由の拡充並びに宗教法人に対する勧告、命令等の制度及びその財産に係る保全処分の制度の創設等の措置を講ずるもの
	●高等学校等に係る教育無償化等の推進に関する法律案（馬場伸幸君外4名提出、衆法第27号） （維教）	教育を取り巻く環境の変化に伴い、高等学校等に係る教育について、家庭の経済的な状況による格差が拡大していること等に鑑み、高等学校等に係る教育無償化等に関する施策を推進するために必要な事項を定めるもの
厚生労働	●公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案（落合貴之君外6名提出、第208回国会衆法第40号） （立民）	公職の候補者となる労働者の雇用の継続を確保することにより、国民の政治への参画の機会の増大を図るため、選挙期日の公示・告示日の14日前から選挙期日後3日まで休暇を取得できる立候補休暇の制度を設けるもの
	●新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案（早稲田ゆき君外8名提出、第210回国会衆法第6号） （立憲・維新）	新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関し、特別の措置その他必要な事項を定めるもの

委員会名	議案名	概要
厚生労働	●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案（道下大樹君外10名提出、第210回国会衆法第11号） (立憲)	重度の肢体不自由者等に対する職場又は学校での介護及び通勤又は通学における移動中の介護を重度訪問介護の対象とする等の措置を講ずるもの
	●短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等の一部を改正する法律案（西村智奈美君外10名提出、第211回国会衆法第8号） (立憲)	労働者の雇用形態による待遇の格差を是正するため、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者と通常の労働者との間の合理的と認められない待遇の相違の禁止等の措置を講ずるもの
	●新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る対策の推進に関する法律案（小川淳也君外9名提出、第211回国会衆法第33号） (立憲)	新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る対策に關し、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る対策の基本となる事項を定めるもの
	●新型コロナウイルス感染症に係る予防接種による健康被害の救済等に係る措置に関する法律案（早稲田ゆき君外9名提出、第211回国会衆法第34号） (立憲)	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種による健康被害の救済措置の迅速かつ円滑な実施の確保その他の措置を定めるもの
	●就労支援給付制度の導入に関する法律案（階猛君外5名提出、衆法第2号） (立憲)	就労する者が生活の安定と向上を図りつつ、その意欲及び能力に応じて就労する機会が確保されるよう、当分の間の措置として就労支援給付制度を導入することに關し、必要な基本的事項を定めるもの
	●訪問介護事業者に対する緊急の支援に関する法律案（柚木道義君外8名提出、衆法第6号） (立憲)	令和6年度介護報酬改定による訪問介護報酬基準の基本部分の引下げの影響を受けている訪問介護事業者に対する緊急の支援に關し必要な事項を定めるもの
	●介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（柚木道義君外8名提出、衆法第7号） (立憲)	介護・障害福祉従事者に優れた人材を確保し、もって要介護者等並びに障害者及び障害児に対するサービスの水準の向上に資するため、介護・障害福祉従事者の賃金の改善のための特別の措置等を定めるもの
	●食品衛生法の一部を改正する法律案（大西健介君外8名提出、衆法第12号） (立憲)	機能性表示食品の安全性を確保する等の観点から、機能性表示食品による健康被害情報の届出制度の創設等の措置を講ずるもの

委員会名	議案名	概要
農林水産	●国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（金子恵美君外4名提出、第208回国会衆法第44号） （立民・国民・共産・有志）	国有林野事業に従事する職員について、当該職員の労働関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度が措置されるまでの間、行政執行法人の労働関係に関する法律を適用するもの
	●国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（金子恵美君外4名提出、第208回国会衆法第45号） （立民・国民・共産・有志）	国有林野事業に従事する職員について行政執行法人の労働関係に関する法律が適用されることに伴い、当該職員の給与等に関し国家公務員法の特例等を定めるもの
経済産業	●新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者等に対する緊急の支援に関する法律案（山岡達丸君外9名提出、第208回国会衆法第3号） （立民）	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響が長期にわたり継続し、中小事業者等の事業の継続に支障を及ぼし、ひいてはその従業者及び事業主の生計の維持にも支障を及ぼしていることに鑑み、当該影響を受けている中小事業者等に対する事業の継続のための緊急の支援に関し必要な事項を定めるもの
	●新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者に対する金融の円滑化の促進に関する法律案（落合貴之君外9名提出、第208回国会衆法第24号） （立民）	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けている中小事業者の事業の継続に必要な資金の借入れに係る債務の負担の状況に鑑み、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配意しつつ、中小事業者に対する金融の円滑化を促進するために必要な措置を定めるもの
	●自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案（重徳和彦君外15名提出、第208回国会衆法第35号） （立民・国民・有志）	我が国における2050年までの脱炭素社会の実現が重要な課題であることに鑑み、我が国の基幹的な産業である自動車産業における脱炭素化の推進に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにするとともに、自動車産業における脱炭素化の推進に関する施策の基本となる事項を定めるもの
	●中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案（後藤祐一君外8名提出、第208回国会衆法第46号） （立民）	現下の経済状況において、労働者の正規労働者としての雇用に伴う社会保険料に係る中小企業者の負担が中小企業者が新たに労働者を正規労働者として雇い入れることを阻害する要因の一つとなっていること等に鑑み、本法の施行日から5年以内に新たに労働者を正規労働者として雇い入れ、その雇用する正規労働者の数を増加させた中小企業者に対して中小企業正規労働者雇入臨時助成金を支給するための措置を講ずるもの

委員会名	議案名	概要
経済産業	●分散型エネルギー利用の促進に関する法律案 (山崎誠君外 6名提出、第208回国会衆法第56号) (立民)	気候変動が生活、社会、経済及び自然環境に重大な影響を及ぼし、地球温暖化の防止及び気候変動の影響への適応が重要な課題となっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かした分散型エネルギー利用を促進するため、その基本理念、経済産業大臣による基本方針の策定、都道府県又は市町村による分散型エネルギー利用促進計画の作成及びこれに係る交付金の交付等について定めるもの
	●国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関する法律案 (田嶋要君外 5名提出、第208回国会衆法第57号) (立民)	脱炭素社会の実現が我が国の緊要な課題となっていることに鑑み、国等が設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関し、実施目標及びこれを達成するための方針、改修等計画の作成等について定めるもの
	●発電に関する原子力の利用に係る責任を明確化するための改革の推進に関する法律案 (小野泰輔君外 2名提出、第211回国会衆法第 9 号) (維新)	発電に関する原子力の利用が我が国のエネルギー政策において重要であることに鑑み、発電に関する原子力の利用に係る国、地方公共団体及び原子力事業者の果たすべき責任を明らかにするため、発電に関する原子力の利用に係る責任を明確化するための改革について、基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるもの
	●電力の取引における公正な競争の促進に関する法律案 (小野泰輔君外 2名提出、第211回国会衆法第10号) (維新)	電気の安定供給の確保、電気の小売に係る料金の最大限の抑制並びに電気の使用者の選択の機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大のための電気事業に係る制度の抜本的な改革が行われてきたにもかかわらず、電力の取引における公正な競争が確保されていないことに鑑み、電力の取引における公正な競争の促進に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めるもの
国土交通	●新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている観光関連事業者に対する緊急の支援に関する法律案 (小宮山泰子君外 7名提出、第208回国会衆法第 6 号) (立民)	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が長期間にわたり観光産業に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、観光関連事業者に対する緊急の支援に関し必要な事項を定めるもの

委員会名	議案名	概要
国土交通	●特定土砂等の管理に関する法律案（足立康史君外2名提出、第208回国会衆法第18号）（維新）	災害の防止及び生活環境の保全に資するため、特定土砂等の管理に関する制度を設けることにより、特定土砂等の管理の適正化を図るため、所要の措置を講ずるもの
	●土砂等の置場の確保に関する法律案（足立康史君外2名提出、第208回国会衆法第19号）（維新）	災害の防止及び生活環境の保全に資するため、自然災害、大規模な工事等により発生した土砂等の置場の確保について定めるもの
環境	●令和6年能登半島地震災害により被害を受けた建物の除却の円滑化に関する暫定措置法案（近藤和也君外12名提出、衆法第30号）（立憲）	令和6年能登半島地震災害により被害を受けた建物について、所在等不明共有者があることによりその除却を行うことが困難になっているものがあることに鑑み、当分の間の措置として、裁判により当該建物の共有者が所在等不明共有者の同意を得ることなくその建物の除却を行うことができるようとするもの
	●水俣病問題の解決に向けて講すべき措置に関する法律案（近藤昭一君外14名提出、衆法第32号）（立憲）	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の実施後もなお救済すべき者が存在することその他水俣病問題をめぐる状況に鑑み、当該救済措置に係る申請を行わなかった者に対する救済措置及び水俣病に係る健康調査の実施並びに同法の抜本的な見直しその他の水俣病問題の解決に向けて講すべき措置について定めるもの
安全保障	●領域等の警備及び海上保安体制の強化に関する法律案（篠原豪君外14名提出、第207回国会衆法第11号）（立民）	領域等における公共の秩序を維持し、もって国民の安全の確保に資するため、領域等の警備に関する基本原則を定め、並びに領域警備基本方針及び海上保安体制強化計画の策定その他の領域等の警備に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、領域警備・海上保安体制強化会議を設置することにより、領域等の警備において警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようにするもの
	●防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（三木圭恵君外2名提出、第210回国会衆法第7号）（維新）	防衛出動基本手当及び防衛出動特別勤務手当の額を定める政令に係る根拠規定を改正するとともに、政府は、この法律の施行後6月以内に、防衛出動に係る事態の想定に基づき、当該政令を制定するものとするもの

委員会名	議案名	概要
安全保障	●防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(三木圭恵君外2名提出、第210回国会衆法第8号) (維新)	国際情勢の複雑化に伴い自衛隊の任務が多様化する中で、自衛隊がその任務を適切に遂行するためには、自衛官が意欲と誇りを持って職務に従事することが重要であることに鑑み、自衛官の給与体系その他の給与の在り方についての検討について定めるもの
決算行政監視	○令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)	一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費予算額2兆円のうち、令和5年12月22日に決定された使用額は、地域の実情に応じた低所得者支援及び定額減税を補足する給付に必要な経費1件、1兆1310億円余
	○令和5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)	一般会計予備費予算額5000億円のうち、令和5年4月18日から令和6年1月26日までの間において決定された使用額は、災害救助等に必要な経費等46件、計1915億円余
	○令和5年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)	特別会計予備費予算総額7286億円余のうち、令和5年9月29日から令和6年1月26日までの間において決定された使用額は、給油所等設備災害復旧に必要な経費等2件、計19億円余
	○令和5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)	一般会計予備費予算額5000億円のうち、令和6年3月1日から令和6年3月18日までの間において決定された使用額は、道路等災害復旧事業等に必要な経費等21件、計1161億円余
	○令和5年度特別会計予算総則第21条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)	特別会計予算総則第21条第1項の規定により、令和6年2月20日から令和6年3月26日までの間において決定された経費増額は、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額等3件、計710億円余
議院運営	●国会法の一部を改正する法律案(笠浩史君外7名提出、第210回国会衆法第1号) (立憲・維新・共産・有志・れ新)	日本国憲法第53条後段の規定に基づく臨時会の召集の決定の要求の日から20日以内に臨時会を召集することを内閣が決定しなければならない旨の規定を設けるもの

委員会名	議案名	概要
議院運営	●国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案（渡辺周君外11名提出、第210回国会衆法第13号）（立憲・維新・国民）	調査研究広報滞在費に関し、収支報告書の提出及び公開並びに残余の額の返還について定めるとともに、文書通信交通滞在費に関し、日割計算することとした場合の差額を国庫に返納することができることとするもの
	●国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（守島正君外3名提出、第211回国会衆法第27号）（維新）	国会議員の秘書の採用について、年齢65歳以上の者の採用制限を廃止し、国会議員の一親等の親族のその国会議員の秘書への採用を禁止するとともに、国会議員がその二親等又は三親等の血族を議員秘書に採用した場合における続柄等の公開に関する規定を設けるもの
	●我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するための経済財政等将来推計委員会の設置に関する法律案（階猛君外6名提出、第211回国会衆法第39号）（立憲）	我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するため、国会に、経済財政等将来推計委員会を置くもの
	●国会法の一部を改正する法律案（階猛君外6名提出、第211回国会衆法第40号）（立憲）	経済財政等将来推計委員会の委員長及び委員の推薦、国政に関する調査等を行うため、国会に、経済及び財政等に関する将来の推計に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会を置くもの
	●国会法の一部を改正する法律案（古川元久君外5名提出、第211回国会衆法第48号）（維新・国民・有志）	新型コロナウイルス感染症対策検証委員会の委員長及び委員の推薦、国政に関する調査を行うこと等のため、国会に、新型コロナウイルス感染症に対する対策に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会を置くもの
	●新型コロナウイルス感染症対策検証委員会法案（古川元久君外4名提出、第211回国会衆法第49号）（維新・国民・有志）	新型コロナウイルス感染症に対する対策として政府及び地方公共団体が講じた施策及び措置の内容等を検証するための調査を行うとともに、感染症に対する対策として講すべき施策又は措置について提言を行うため、国会に、新型コロナウイルス感染症対策検証委員会を置くもの
	●国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（中司宏君外3名提出、第211回国会衆法第50号）（維新）	長期欠席議員の歳費の減額に係る制度の在り方について検討を行うため、国会に、各議院においてその議員の中から選任された同数の委員で組織する協議会を設置するもの

委員会名	議案名	概要
議院運営	●国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（中司宏君外1名提出、第212回国会衆法第2号） (維新)	公設秘書の兼職を禁止する制度を廃止するもの
	●国会法の一部を改正する法律案（遠藤敬君外5名提出、第212回国会衆法第17号） (維新・国民・有志)	近年におけるいわゆる党首討論の開催状況に鑑み、各議院の国家基本政策委員会を廃止するもの
災害対策	●被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（近藤和也君外8名提出、衆法第1号） (立憲・維教・国民)	被災者の居住の安定の確保による生活再建支援等の充実を図るため、被災者生活再建支援金の拡充、国庫補助割合の引上げ及び被災者の生活再建支援に関連する制度の在り方の検討について定めるもの
政治改革	●公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（落合貴之君外4名提出、第208回国会衆法第39号） (立民)	公職選挙法上の公職の被選挙権を有する者となる年齢について、衆議院議員並びに都道府県及び市町村の議会の議員並びに市町村長については満18年に、参議院議員及び都道府県知事については満23年に、それぞれ引き下げるもの
	●インターネット投票の導入の推進に関する法律案（落合貴之君外14名提出、第211回国会衆法第23号） (立憲・維新)	インターネット投票の導入について、その目標時期並びに基本方針及びインターネット投票が満たすべき条件を定めるとともに、インターネット投票導入推進会議を設置することにより、これを推進するもの
	●政治資金規正法の一部を改正する法律案（落合貴之君外3名提出、第212回国会衆法第6号） (立憲)	いわゆる世襲候補者が、世襲でない候補者と比較して、政治資金の面において有利となっている現状を是正し、多様な人材が国民の代表として活躍できるようにするために、国会議員に係る政治資金の親族への引継ぎを制限するもの
	●選挙等改革の推進に関する法律案（守島正君外2名提出、第212回国会衆法第8号） (維新)	選挙等改革に関し、基本理念を明らかにするとともに、選挙等改革を推進するための措置及び選挙等改革協議会の設置について定めることにより、選挙等改革を総合的かつ効果的に推進するもの
	●公職選挙法の一部を改正する法律案（浦野靖人君外3名提出、衆法第31号） (維教・国民)	選挙の取締りに関する規定を公正かつ迅速に執行しなければならない旨明記するとともに、選挙の自由妨害罪の法定刑を引き上げ、選挙の自由妨害罪に該当する行為を明確化するもの

委員会名	議案名	概要
地域・こども・デジタル	●保育等従業者的人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案（岡本あき子君外12名提出、第208回国会衆法第28号）（立民・国民）	保育等従業者に優れた人材を確保し、もって子ども・子育て支援の水準の向上に資するため、保育等従業者の賃金をはじめとする処遇の改善のための特別の措置等を定めるもの
	●通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故の防止その他の認定こども園等における幼児等の安全の確保のための措置等に関する法律案（青柳仁士君外9名提出、第210回国会衆法第3号）（立憲・維新・共産）	通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故が相次いで発生している状況に鑑み、当該置き去りによる事故を防止するため通園バスへの置き去り防止装置の設置の義務付け及び当該設置に要する費用の補助について定めるとともに、通園バスを利用する幼児等の安全の確保に関する指針の策定等並びに認定こども園等の職員の充実及びその処遇の改善のための措置等について定めることにより、認定こども園等における幼児等の安全の確保等を図るもの
	●子育て・若者緊急支援法案（青柳仁士君外8名提出、第210回国会衆法第18号）（立憲・維新）	現下の物価の高騰が国民生活に著しい影響を与え、とりわけ教育費をはじめとする子育てに関する経済的負担を増大させており、これに対する懸念から子どもを安心して生み、育てることができる社会の実現が妨げられていることに鑑み、現下の物価の高騰による影響の緩和を図るため、出産及び育児をする者並びに若者に対して緊急に講ずべき経済的支援に関する施策を定めることにより、社会全体として子育てに関する経済的負担の軽減を図るもの
	●児童手当法の一部を改正する法律案（早稲田ゆき君外10名提出、第211回国会衆法第2号）（立憲・維新）	児童の養育に係る経済的負担の軽減を図るとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、父母等の所得による児童手当の支給の制限を撤廃するもの
	●副首都機能の整備の推進に関する法律案（中司宏君外2名提出、第211回国会衆法第4号）（維新）	副首都機能の整備を推進するため、その基本理念を定め、国及び関係地方公共団体の責務を明らかにし、並びに副首都地域の指定及び副首都地域における副首都機能の整備の推進に関する基本方針について定めるとともに、副首都機能整備推進本部を設置するもの
	●低所得である子育て世帯に対する緊急の支援に関する法律案（中谷一馬君外11名提出、第211回国会衆法第5号）（立憲）	新型コロナウイルス感染症、物価の高騰等による低所得である子育て世帯への経済的な影響が継続し、かつ、深刻化していることに鑑み、低所得である子育て世帯に対する更なる支援を緊急に行うため必要な事項を定めるもの

委員会名	議案名	概要
地域・こども・デジタル	●特定教育・保育施設における保育教諭等の配置の充実のための措置に関する法律案（浦野靖人君外9名提出、第211回国会衆法第7号） (立憲・維新)	特定教育・保育施設において、保育教諭等をはじめとする保育等業務従事者が著しく不足しており、小学校就学前子どもの安全の確保その他の小学校就学前子どもの成長に資する良好な教育及び保育の提供に支障が生じている現状に鑑み、特定教育・保育施設における保育教諭等の配置の充実を図り、もって小学校就学前子どもに対する教育及び保育の質の向上を図るために、施設型給付費の額の算定に関する基準の見直しを行い、併せて保育等業務従事者の確保のための待遇改善等の措置を講ずることについて定めるもの
	●児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（菊田真紀子君外11名提出、第211回国会衆法第15号） (立憲)	児童に対して経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力を有する第三者がその地位を利用して行う虐待の防止等を図るため、当該虐待を受けたと思われる児童を発見した者に対する通報義務等を定めるもの
	●保護者等による自動車内への子ども等の置き去りの防止に関する法律案（吉田統彦君外11名提出、第211回国会衆法第41号） (立憲)	保護者等が自動車内に子ども等を置き去りにすることにより子ども等の生命又は身体に危険が生ずる事態が生じていることに鑑み、保護者等による自動車内への子ども等の置き去りの防止に関する措置等を定めることにより、保護者等による自動車内への子ども等の置き去りの防止を図るもの
	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（早稲田ゆき君外10名提出、第212回国会衆法第5号） (立憲)	医療保険の電子資格確認に係る問題が多発し、国民の間で電子資格確認に対する信頼が損なわれていること等に鑑み、被保険者証等の廃止及び電子資格確認を受けることができない状況にある被保険者等の資格確認に必要な書面の交付等に係る部分の施行期日を、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布の日から起算して1年6月を経過した日以降において別に法律で定める日まで延期するもの
	●児童扶養手当法の一部を改正する法律案（菊田真紀子君外11名提出、第212回国会衆法第7号） (立憲)	新型コロナウイルス感染症の影響及び物価の高騰等により経済的に困難な状況に直面する低所得であるひとり親世帯に対し、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当の額を増額するもの

委員会名	議案名	概要
地域・こども・デジタル	●子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（階猛君外6名提出、衆法第28号） (立憲)	子ども・子育て支援納付金の制度は創設しないこととともに、子ども及び子育ての支援に関する施策に要する費用に係る財源を確保するための措置として、日本銀行が保有する特定上場投資信託受益権を取得する場合の対価とするための国債の発行、同行から取得した特定上場投資信託受益権の管理及び処分に関する経理を明確にするための特定上場投資信託受益権管理特別会計の設置、特定上場投資信託受益権に係る収益の分配金の特定上場投資信託受益権管理特別会計から子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定への繰入れ等について定めるもの

#### ＜憲法審査会＞

（○は内閣提出、●は衆法又は参法：提出会派名（提出当時）を付記）

議案名	概要
●日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外3名提出、第208回国会衆法第34号） (自民・維新・公明・有志)	憲法改正国民投票の投票人の投票しやすい環境を整えるため、開票立会人の選任に係る規定を整備し、及び投票立会人の選任要件を緩和するとともに、超短波放送の放送設備による憲法改正案の広報のための放送をすることができるようとする等の措置を講ずるもの

#### （参考）衆議院を通過し参議院において閉会中審査となったもの

（○は内閣提出、●は衆法又は参法：提出会派名（提出当時）を付記）

委員会名	議案名	概要
内閣	○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第53号）	我が国の排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用を図るため、我が国の排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可に関する規定等を設けるとともに、海洋環境等の保全に配慮した海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定を行うため、環境大臣による海洋環境等調査の実施に関する規定等を設けるほか、海洋再生可能エネルギー発電事業に係る環境影響評価法の特例等の措置を講ずるもの